

保健事業のまとめ

— 平成23年度 —

「健やかなまちづくり」を目指して



佐倉市

保健事業のまとめ ～平成23年度～ 目次

I 佐倉市の概要	
1. 佐倉市の概況	7
2. 健康こども部行政組織	8
3. 健康増進課事務分掌	9
4. 保健センター施設概要	10
5. 歳入歳出決算額の推移	12
6. 地域健康危機管理体制	13
7. 健康増進計画「健康さくら21」	15
II 子どもの保健	
1. 妊娠届出・母子健康手帳交付	21
2. マタニティクラス	23
3. 母子訪問指導	29
(1) 妊産婦・生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	29
(2) 乳児・幼児訪問指導	31
4. 妊婦・乳児一般健康診査	32
5. 乳児相談	34
6. もぐもぐ教室	36
7. 1歳6か月児健康診査	37
8. 3歳児健康診査	40
9. 親子教室	43
(1) たんぽぽグループ	43
(2) ひまわりグループ	44
10. 幼児歯科健診	45
11. すくすく発達相談	47
12. ことばと発達の相談室	50
13. 保育園・幼稚園巡回相談	51
14. 健康教育・健康相談	52
III 思春期保健	
1. 思春期保健に関する取組み	57
IV 感染症予防	
1. 感染症予防及び防疫	61
2. 予防接種	62
(1) BCG予防接種	66
(2) ポリオ	68
(3) 麻しん（はしか）・風しん	70
(4) 三種混合・二種混合	73
(5) 日本脳炎	76
(6) インフルエンザ	79
3. 結核予防	81
(1) 結核検診	81
4. 予防接種（任意）	83
(1) 子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2価、ガーダシル・4価）	84
(2) ヒブ予防接種	86

(3) 小児用肺炎球菌予防接種	88
(4) 高齢者肺炎球菌接種費用助成事業	90
V おとなの保健	
1. 健康手帳の交付	95
2. 健康教育	96
(1) 集団健康教育	96
(2) 個別健康教育	102
3. 健康相談	103
4. 健康診査	105
(1) 健康診査	105
(2) 成人歯科健康診査	107
(3) 骨粗しょう症検診	109
(4) 肝炎ウイルス検診	111
5. 各種がん検診等	114
(1) 胃がん検診	114
(2) 子宮がん検診	117
(3) 乳がん検診	121
(4) 肺がん検診	127
(5) 大腸がん検診	129
がん検診推進事業	131
6. 訪問指導	133
7. 特定保健指導（保健指導）	135
(1) 特定保健指導（保健指導）	135
8. こころの健康づくり	138
(1) 精神科医によるこころの健康相談	138
(2) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議	139
(3) 千葉県地域自殺対策緊急強化基金事業	140
VI 市民の健康	
1. 歯科保健啓発事業	143
(1) 歯ッピーかみんぐフェア（虫歯予防大会）	143
(2) よい歯のコンクール	144
2. 市民公開講座	145
3. 食生活改善推進員事業	147
(1) 食生活改善推進員養成講座	147
(2) 食生活改善推進員研修	148
(3) 食生活改善推進員地区活動	150
4. その他啓発事業	152
VII 地域医療	
1. 休日夜間急病等診療所事業	157
2. 小児初期急病診療所事業	160
3. 佐倉市特定疾患見舞金支給事業	163
4. 在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業	165
VIII 各種委員会名簿	169

Ⅸ 衛生関係統計	
1. 人口及び世帯数	179
2. 人口動態	183
3. 母子保健	188
4. 結核	188
5. 精神保健	189
X 学会等発表原稿	193

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から 40 キロメートルの距離にあり、成田国際空港へは東へ 15 キロメートル、県庁所在地の千葉市へは南西へ 20 キロメートル、市北部には印旛沼が広がっており、面積は、103.59 平方キロメートルである。

佐倉市の市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地からなっており、その間を鹿島川や高崎川、小竹川などが流れ、印旛沼に注いでいる。標高 30 メートル前後の台地は北から南へ向うほど高くなっている。

年間の平均気温は 15℃前後で、比較的温暖な気候に恵まれており、印旛沼周辺、佐倉城址周辺、また東部、南部の農村地帯などには豊かな自然が残っている。

京成電鉄本線、JR総武本線・成田線が市の東西を貫き、都心までおよそ 60 分、成田国際空港と千葉へはそれぞれ 20 分。また市内には新交通システム(モルル)によるユーカリが丘線が運行し、バス路線とともに各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっている。

一方、道路は市の南部に東関東自動車道(高速道路)と、国道 51 号が走り、それぞれ東京と成田を結ぶほか、国道 296 号が市を横断する主要な生活道路となっている。



佐倉市のまちづくり ～「歴史・自然・文化のまち」～

佐倉市では、第3次佐倉市総合計画における基本構想の将来都市像に「歴史・自然・文化のまち」をテーマとし、

「豊かな自然を引き継ぐ、環境と調和したまち」

「個性ある生活圏が連携した、生き生きと暮らせるまち」

「市民がつくる、活力にみちたまち」

を実現するために取り組みを進めている。

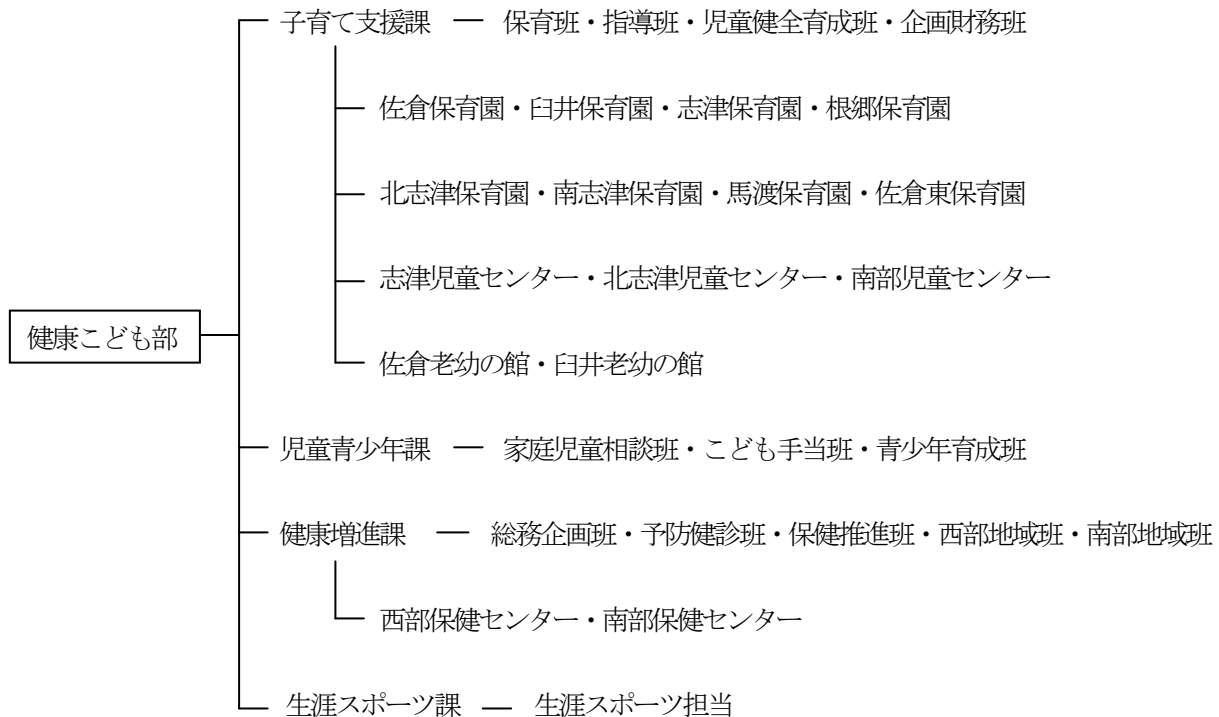
また、平成 16 年 4 月には、国の「健康日本 21」「健やか親子 21」を踏まえ、本市として「生活習慣病予防(一次予防)を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として計画された健康増進推進計画「健康さくら21」を公表し、

「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」

を基本理念として、ヘルスプロモーション概念を基調とした「健やかなまちづくり」に向けた取り組みを始めていくところである。

2. 健康こども部行政組織

(平成23年4月1日現在)



[健康増進課の職種別職員配置状況]

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合計
健康増進課	21	4	2	2	11	40
西部保健センター	—	—	—	—	1	1
南部保健センター	—	—	—	—	—	0
合計	21	4	2	2	12	41

*上記配置人数の他、他課との兼務職員として、南部保健センター 事務職1の配置、任期付採用の保健師職員として、健康増進課 保健師1の配置あり。

3. 健康増進課事務分掌

[佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌]

健康増進課

- 1 健康づくりの推進に関する事。
- 2 健康診査及び各種検診に関する事。
- 3 保健指導に関する事。
- 4 予防接種に関する事。
- 5 感染症等の予防に関する事。
- 6 特定疾患見舞金支給に関する事。
- 7 在宅寝たきり老人等の訪問歯科診療に関する事。
- 8 佐倉市保健センターに関する事。
- 9 佐倉市休日夜間急病等診療所に関する事。
- 10 佐倉市小児初期急病診療所に関する事。

西部保健センター

- 1 佐倉市西部保健センターの管理運営に関する事。

南部保健センター

- 1 佐倉市南部保健センターの管理運営に関する事。

*佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務

- ・健康教育、健康相談その他保健指導に関する事。
- ・各種検診及び予防接種に関する事。
- ・機能訓練事業に関する事。
- ・その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター—施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL043-485-6711 FAX043-485-6714

1. 施設

- ・敷地面積 2,739 m²
- ・建物面積(延床) 2,486.21 m²
 - 1階 1,057.33 m² 休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・
栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
 - 2階 1,065.14 m² 予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
 - 3階 363.74 m² 大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)

TEL043-463-4181 FAX043-463-4183

1. 施設

- ・敷地面積 4,250 m²
- ・建物面積(延床) 2,490 m²
 - 1階 1,192.90 m² 運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
 - 2階 1,106.12 m² 西部地域福祉センター
 - 機械室棟 191 m²

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2階)

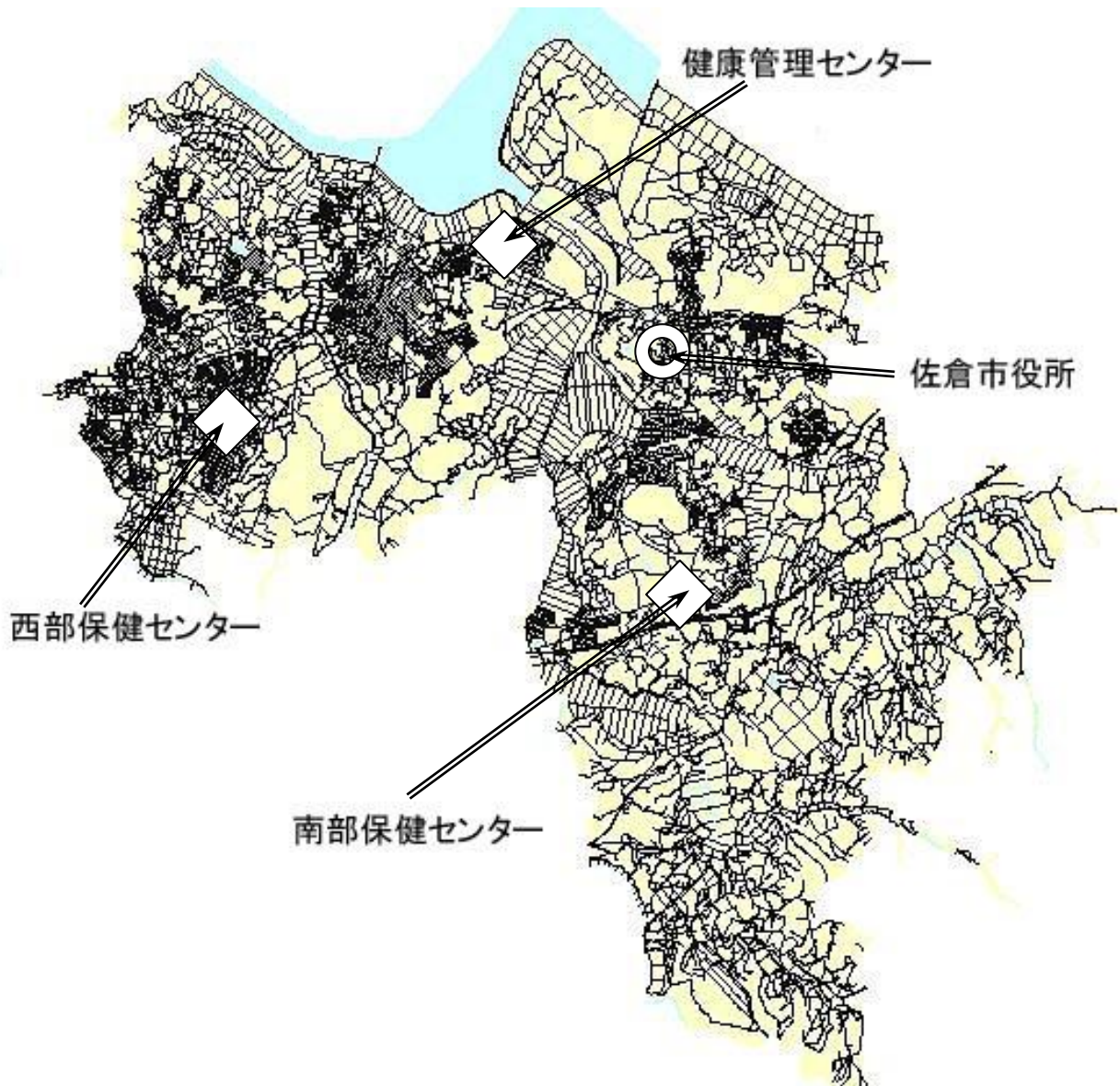
TEL043-483-2812 FAX043-483-2813

1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m²
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち733.72 m²(2階保健センター部分)
 - 1階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成10年9月1日 完成：平成11年12月21日
- ・総事業費 1,839,428千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070千円、工事監理費 23,625千円、敷地購入費 152,775千円、工事費 1,590,958千円)



5. 歳入歳出決算額の推移

目別歳出決算額

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保健衛生総務費	692,191	622,899	570,550	593,363	763,570
保健衛生費	269,902	274,139	356,219	364,245	380,857
予防費	157,626	174,504	211,885	217,255	408,169
休日夜間急病診療所費	181,756	182,750	195,394	182,331	182,784
合計	1,301,475	1,254,292	1,334,048	1,357,194	1,735,380

財源別歳入決算額

(単位：千円)

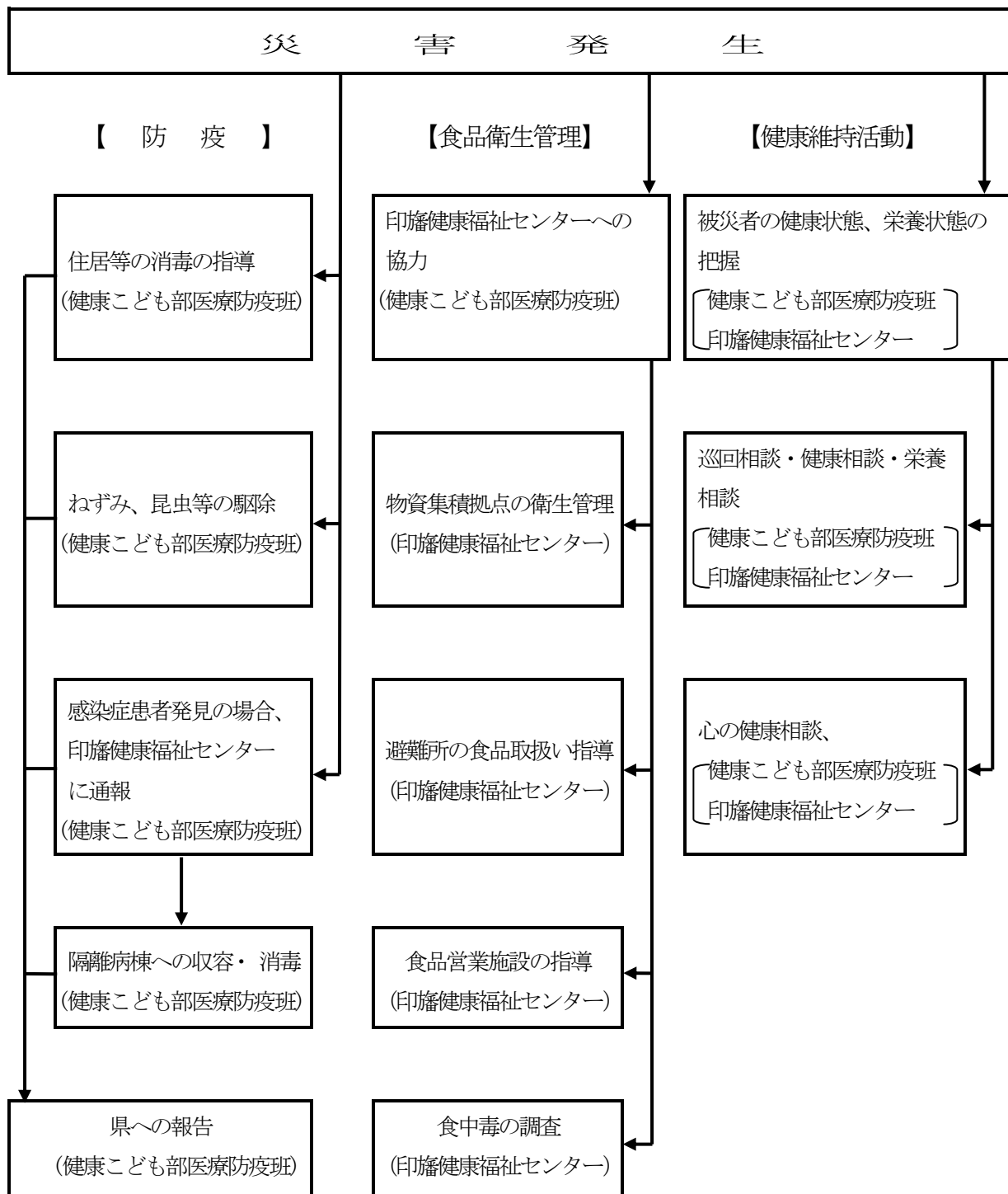
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国庫支出金	14,401	2,773	21,725	8,980	11,599
県支出金	97,825	13,896	36,088	140,531	118,212
その他	145,586	135,939	169,768	156,097	157,722
一般財源	1,043,663	1,101,684	1,106,467	1,051,586	1,447,847

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康こども部 責任者：健康こども部長

班 名	所 掌 事 務
医 療 防 疫 班 (健康増進課) (健康管理センター) (西部保健センター) (南部保健センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の医療、助産、防疫・救護に関すること。 2. 災害時の感染症の予防・防疫に関すること。 3. 被災家屋等の消毒・防疫に関すること。 4. 医療救護班等の派遣依頼・連絡調整に関すること。 5. 医療救護班等の活動の把握、報告、継続の可否に関すること。 6. 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。 7. 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 8. 医療要員・医療用資機材・医療品等の県、近隣市町村、関係機関等への支援要請に関すること。 9. 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。 10. 遺体の検案及び収容の協力に関すること。 11. 健康管理センター及び保健福祉センターの利用者の保護及び避難等に関すること。 12. 健康管理センター及び保健福祉センターの被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること。

7. 健康増進計画「健康さくら21」

① 計画策定の背景とその経過

1999年のWHOのデータによると、日本人の平均寿命は男性が77.6歳、女性84.3歳と、ともに世界第1位となっている。しかし、人口の急速な高齢化と共に、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の増加、あるいはこれに伴ない痴呆、寝たきり等の要介護者の増加や医療費の増加が深刻な社会問題となってきている。

平成12年の総死亡原因に占める生活習慣病による死亡率は、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病を合すると、国が60%、県が62%、佐倉市が63%と、いずれも過半数を大きく上回っているのが現状である。

② 従来の日本における健康づくり関連の取り組み

昭和53年 「第1次国民健康づくり対策」

- ・主に健康づくりの3要素として栄養・運動・休養を取り上げて健康増進事業を推進している。この時、保健婦はそれまでの国保保健婦から市町村保健婦へ身分移管が行われ、同時に健康施策の推進を図るため、住民組織団体の連携を目的に「健康づくり推進協議会」の設置が始まった。そして、国民一人ひとりの健康づくりのスローガンを「自分の健康は自分で守る」と掲げ、行政主導で構成された住民組織が、主に行政からの情報伝達と事業への受診勧奨の役割を担うものとされた。

昭和63年 「第2次国民健康づくり対策—アクティブ80ヘルスプラン」

- ・検診からの予防対策が推進され、その結果、年を経るごとに各種の事業には健康に関心のある人や参加できる人が参加実践するようになり、その効果や結果評価も、個人の関心度や参加意識（事業参加・受診率等）を図ることに終始してきた。そして、「アクティブ80ヘルスプラン」と題して、80歳になっても身のまわりのことができ、社会参加も果たせる自立した高齢者を目指すことを目的に、生涯を通じた健康増進事業を提唱されてきた。

平成12年 「第3次国民健康づくり対策 健康日本21—21世紀における国民の健康づくり運動—」

- ・早期発見・早期治療と言われる「2次予防」はもとより、病気にならずに健康づくりを増進する「1次予防」に重点をおき、平均寿命の延伸から、寝たきりにならず人間らしく生きるための健康寿命の延伸へと、量的な問題から質的な問題が重要視されるようになった。

平成14年8月 「健康増進法」

- ・第3次国民健康づくり対策（健康日本21—21世紀における国民の健康づくり運動—）の基本方針等が法制化され、都道府県は元より市町村においても地方計画を策定し、計画的な健康づくり施策を推進するよう明文化されてきた。健康さくら21は、まさにこの健康日本21の地方計画として、計画されたものである。

③ 「健康日本21がめざすもの」

- ・すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現。
- ・健康の実現は、個人の健康観により一人ひとりが主体的に取り組む課題。個人の力とあわせ、社会全体が個人の主体的な健康づくりを支援。
- ・個人の健康観に基づき健康の増進に努めることを国民の責務とし、それを社会全体で支援していくもの。ここでいう社会全体とは、国や地方公共団体をはじめ、健康増進事業実施者、医療機関、その他の関係者が想定されている。
- ・健康寿命を伸ばしていくために、まず、健康に関するさまざまな指標において具体的な目標を設定。

- ・行政主導型ではなく、国民が一体となった健康づくり運動を展開していかなければならないとしている。そのために行政として健康に関する意識の啓発と情報提供をし、国民の健康づくりを側面的に支援。
- ・「健康日本21」の運動期間については、平成19年4月に取りまとめられた「健康日本21中間評価報告書」、平成20年4月の医療制度改革に伴い「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について」の一部改正が行われたことを踏まえ改正され、2010年から2012年に延長された。また、健康指標は、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がん、9つの分野で79項目（75項目→79項目に増加）の目標設定となった。

④ 健康さくら21策定の経過

平成14年度	市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、健康さくら21策定委員会の設置
平成15年度	計画策定
平成16年度	計画公表
平成18・19年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成20年度	計画見直し、公表
平成23年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）

⑤ 健康さくら21の位置づけと期間

本計画は、国の「健康日本21」・「健やか親子21」の地方計画として位置づけるとともに、「健やか親子21」の趣旨を踏まえ、佐倉市母子保健計画を含むものとなっている。

さらに、本市のまちづくりの基本的な方向性を示す「第3次佐倉市総合計画（平成13～22年度）」に基づき、各分野や他計画との連携のもと、市民の健康づくりを総合的に推進するための行動計画として位置づけられる。計画の期間については、平成16年度を初年度とし、平成22年度を最終目標年度とする計画としていたが、中間評価及び「健康日本21」の計画期間が延長されたことより、平成24年度までの計画とした。

〔基本方針〕

- ・「健康日本21」と「健やか親子21」とを含めた一体的な計画
⇒健康寿命延伸への取り組みと健やかな親子づくりの取り組み
- ・一次予防の重視
- ・ヘルスプロモーションの実現
- ・健康づくり運動の推進とその評価

〔基本理念〕

市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～

〔基本目標〕

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）
3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう（地域ぐるみの子育て・子育て）
4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）
5. ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）



佐倉市健康増進計画 「健康さくら21」

全分野をつなぐ大目標

- ◎ 健やかに充実して暮らせている人を増やす
- ◎ 自分の生活習慣をよいと思える人を増やす
- ◎ 子育てに自信が持てると感じる親を増やす

健康寿命の延伸への取り組み

基本目標1

自分に合った健康づくりに取り組もう

基本目標2

楽しみながら健康づくりに取り組もう

基本目標3

親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう

基本目標4

歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう

基本目標5

ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう

健やかな親子づくりの取り組み

計画の推進方策

- 計画の進行管理
- 計画の推進、評価
- 次期計画の策定に向けての取り組み

Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第15条、第16条
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	・妊娠11週以下での妊娠の届出率の増加 75.5% → 97%以上

《目的》

母子保健法第15条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため母子健康手帳を交付する。(母子保健法第16条に基づく)

《内容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊婦・乳児一般健康診査受診票を交付する。

《実績》

① 過去5年間妊娠週数別届出数(平成19～23年度)

年度	妊娠届出数	初妊婦数	妊 娠 週 数					
			0～11週	12～19週	20～27週	28週以上	産後	週数不詳
19年度	1,295	564 (43.6%)	942 (72.7%)	319	22	11	1	—
20年度	1,260	591 (46.9%)	1,023 (81.2%)	212	13	8	2	2
21年度	1,257	606 (48.2%)	1,111 (88.4%)	118	17	8	3	—
22年度	1,205	566 (47.0%)	1,054 (87.5%)	122	17	6	1	5
23年度	1,256	566 (45.1%)	1,100 (87.6%)	130	18	6	2	—

② 区別妊娠週数別届出数(平成23年度)

地区	総数	妊 娠 週 数					
		0～11週	12～19週	20～27週	28週以上	産後	週数不詳
佐倉	188	168	18	2	0	0	0
臼井	180	151	20	6	3	0	0
志津	628	548	68	7	3	2	0
根郷	164	145	18	1	0	0	0
和田	14	14	0	0	0	0	0
弥富	10	9	1	0	0	0	0
千代田	72	65	5	2	0	0	0
合計	1256	1100	130	18	6	2	0

③ 母子健康手帳再交付・受診票交換(交付)数(平成23年度) 合計 326件

母子健康手帳 再交付	後で多胎と判明	転入のため受診票交換	その他(外国語版母子手帳交付など含む)
51	5	254	16

④ 交付場所別届出数及び割合

年度	妊娠届出数	市役所及び6出張所		3保健センター	
		届出数(数)	割合(%)	届出数(数)	割合(%)
19年度	1,295	1187	91.7	108	8.3
20年度	1,260	1162	92.2	98	7.8
21年度	1,257	1142	90.9	115	9.1
22年度	1,205	965	80.1	240	19.9
23年度	1,256	957	76.2	299	23.8

《考 察》

妊娠届出数は昨年とほぼ同数であり、そのうち志津地区の住民が半数を占める。妊娠 11 週以下の届出数は 87.6%と横ばいであり、目標値の 97%よりは低くなっている。早期の妊娠届出を目指すため、平成 21 年 4 月より市内 6 医療機関（産婦人科）に対し、妊娠届出時に保健師が面接相談できるよう妊娠届出書を設置し、保健センターでの届出の周知を図っている。その結果、22 年度より保健センターへの届出数が 3.9%増加している。今後も引き続き、医療機関と連携し、早期の妊娠届出や、保健センターでの届出を勧奨できるようホームページ等で周知し、健やかな妊娠、出産を迎えられるように支援していきたい。

2. マタニティクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状)→ 平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児に参加する父親の増加 81.9% → 87%以上 ・ 夫の育児協力を満足している人の増加 78.1% → 増加 ・ 市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の増加 76.2%→93%以上 ・ 妊娠中の飲酒率の減少 18.6%→ 減少 ・ 妊娠中の喫煙率の減少 5.9%→ なくす ・ 妊娠中の母親の前で吸っていた家族の減少 28.3%→ 減少

《目的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、マタニティクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦共同の必要性の認識を促す。

(1) マタニティクラス

《内容》

- ① 対象 佐倉市に在住する妊婦 各コース定員 35 人 (初妊婦優先)
- ② 周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー
ホームページ掲載
- ③ 実施回数 1 コース 2 課 年間 6 コース 計 1 2 回
- ④ 実施会場 健康管理センター (年間 2 コース)、西部保健センター (年間 2 コース)
南部保健センター (年間 2 コース)
- ⑤ カリキュラム

課	内 容	担 当 者	時 間
1 課	1 オリエンテーション・自己紹介 2 助産師講義「妊娠中の生活」 3 栄養士講義・調理実習「妊娠中・授乳期の栄養」 4 歯科医師講義「妊娠中のお口の健康」 5 保健師講義「佐倉市からのお知らせ」 6 個別相談 (希望の方・必要な方)	保健師・助産師・栄養士 歯科医師・歯科衛生士	9:15 ~15:00
2 課	1 オリエンテーション・自己紹介 2 助産師講義「お産の後のあなたと赤ちゃんの健康」 ・「赤ちゃんとの生活」 3 妊婦体験・沐浴実習 5 個別相談 (希望の方・必要な方)	保健師・助産師	9:15 ~12:00

《実績》

① 受講状況

妊婦参加実人数	夫受講数	夫以外の家族受講数
136人 (再掲 経産婦 1人)	109人	0人

② 年度受講状況

年度	対象者数 (人)	受講者数 (人)	受講率 (%)
19年度	631	177	28.1%
20年度	625	171	27.4%
21年度	639	106	16.6%
22年度	570	153	26.8%
23年度	562	136	24.2%

③ 地区別受講状況

地区	対象者数(人)	受講者数(人)	参加率(%)	夫参加数(人)	夫参加率(%)
佐倉	78	10	12.8%	7	9.0%
臼井	88	30	34.1%	24	27.3%
志津	284	54	19.0%	48	16.9%
根郷	77	32	41.6%	23	29.9%
和田	5	2	40.0%	1	20.0%
弥富	5	0	0.0%	0	0.0%
千代田	25	8	32.0%	6	24.0%
合計(人)	562	136		109	
平均(%)			24.2%		19.4%

④ 夫の参加状況 (参加妊婦に対して)

年度	妊婦参加数 (人)	夫参加数 (人)	受講率 (%)
19年度	177	135	76.3
20年度	171	143	83.6
21年度	106	81	76.4
22年度	171	147	85.9
23年度	136	109	80.1

⑤ 就労状況

年度	受講者数 (人)	就労者数 (人)	就労率 (%)
19年度	177	52	29.4
20年度	171	58	33.9
21年度	106	53	50.0
22年度	171	61	35.7
23年度	136	60	44.1

⑥ 相談件数

実人数 67 人、 延人数 78 人

(再掲 保健師・助産師相談 実 65 人 延 75 人 栄養士相談 実 2 人 延 3 人)

相談理由	身体	運動	禁煙	こころ	休養	生活
相談者数(人) ※重複あり	60	0	0	9	3	4

【主な相談内容】

妊娠高血圧症候群、食事内容、体重管理、逆子やつわりへの対応、出産・育児準備に関すること

⑥参加妊婦の喫煙状況 (%) ※小数点第2位四捨五入

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
19年度	4.5	9.0	83.6	2.9
20年度	2.3	4.7	92.4	0.6
21年度	0	6.6	92.5	0.9
22年度	2.3	6.4	90.1	1.2
23年度	0	0.8	96.6	2.5

⑦家族の喫煙状況 (%) ※小数点第2位四捨五入

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
21年度	31.1	2.8	65.1	0.9
22年度	31.4	3.3	63.3	1.9
23年度	31.8	3.4	62.2	2.0

⑧参加妊婦の飲酒状況 (%) ※小数点第2位四捨五入

年度	飲酒している	飲酒していない	無回答
19年度	1.7	94.9	3.4
20年度	2.3	97.7	0
21年度	0	99.1	0.9
22年度	1.8	97.1	1.2
23年度	1.4	95.9	2.7

《考 察》

マタニティクラスの受講率は昨年度と比べ減少している。これは、産婦人科クリニックでもマタニティクラスを実施しており、乳児相談時に調査したアンケート（相談時の問診票に記入）からも、初妊婦の半数がクリニック等でのマタニティクラスを受講していることが確認できた。そのため、市の受講率が減少していることと判断できる。また、夫の参加率も減少している理由としては、別事業のパパママクラスとの重複受講ができないことが考えられる。

今後は、志津地区・臼井地区の受診率が低いことから、妊婦と夫が参加しやすい体制を整え、健康管理センターと西部保健センターで交互に開催することとする。

妊婦についての喫煙状況は、すわない割合が増加した。家族の喫煙状況となると、喫煙中の割合が若干増加していることから、家族への喫煙状況の改善方法等を検討していく必要がある。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその家族 各コース定員 25 組
(マタニティクラス 2 課に参加した夫婦は除く)
- ②周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー
ホームページ掲載・対象妊婦に案内文を発送
- ③実施回数 年間 2 回
- ④実施会場 健康管理センター 1 回、西部保健センター 1 回
- ⑤カリキュラム

1. オリエンテーション・自己紹介 2. 助産師講義「赤ちゃんを迎える準備」 3. 妊婦体験・沐浴実習 4. パパ：調理実習 ママ：妊婦体操・保健師講義「佐倉市からのお知らせ」 5. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師・栄養士	9：00- 13：00
--	-------------	----------------

《実 績》

① 受講状況（平成 21 年度、22 年度の名称はプレママ体験）

年度	妊婦参加実人数	夫参加人数	夫以外の家族参加人数
平成 21 年度	28 人 (再掲 経産婦 6 人)	11 人	4 人
平成 22 年度	18 人 (再掲 経産婦 5 人)	9 人	2 人
平成 23 年度	43 人 (再掲 経産婦 2 人)	43 人	0 人

②地区別受講状況

地区	対象者数(人)	受講者数(人)	参加率(%)	夫参加数(人)	夫参加率(%)
佐倉	78	6	7.7%	6	7.7%
臼井	88	4	4.5%	4	4.5%
志津	284	21	7.4%	21	7.4%
根郷	77	9	11.7%	9	11.7%
和田	5	0	0.0%	0	0.0%
弥富	5	1	20.0%	1	20.0%
千代田	25	2	8.0%	2	8.0%
合計(人)	562	43		43	
平均(%)			7.7%		7.7%

③夫の参加状況(参加妊婦に対して)

年度	妊婦参加数(人)	夫参加数(人)	受講率(%)
21年度	28	11	39.3
22年度	18	9	50.0
23年度	43	43	100.0

④就労状況

年度	受講者数(人)	就労者数(人)	就労率(%)
21年度	28	8	28.6
22年度	18	5	27.8
23年度	43	26	60.5

⑤相談件数

保健師・助産師相談 実人数 14人、延人数 20人

相談理由	身体	運動	禁煙	こころ	休養	生活
相談者数 (重複あり)	14	3	0	2	0	1

【主な相談内容】

妊娠高血圧症候群、体重管理など

⑤参加妊婦の喫煙状況(%) ※小数点第2位四捨五入

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
21年度	0	21.4	75.0	3.6
22年度	0	10.5	89.5	0
23年度	0	2.3	97.7	0

⑥家族の喫煙状況 (%) ※小数点第2位四捨五入

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
21年度	35.7	0	60.7	3.6
22年度	0	21.0	78.9	0
23年度	25.6	11.6	62.8	0

⑦参加妊婦の飲酒状況 (%) ※小数点第2位四捨五入

年度	飲酒している	飲酒していない	無回答
21年度	3.6	92.9	3.6
22年度	0	100.0	0
23年度	0	100.0	0

《考 察》

昨年度に比べて妊婦の参加者数は倍増し、それに対する夫の参加率も100%となった。増加した理由としては、開催日程を平日から週末に変更したこと、1日で終了することで、仕事を持つ妊婦や夫が参加しやすい体制を作った事があげられる。しかし、キャンセル待ちを受ける程の希望が高かったため、定員について、今後、検討する必要がある。

妊婦についての喫煙状況は、マタニティクラスと比較して妊婦の禁煙中の割合が増加した。家族の喫煙状況となると、禁煙中の割合が増加している状況である。今後、妊娠期だけでなく育児期も禁煙を継続できるような支援の方法を検討する必要がある。

3. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条、第11条、第17条、 次世代育成支援対策交付金事業（こんにちは赤ちゃん事業）
健康さくら21目標値 平成18年度（市の現状）→ 平成24年度（目標）	・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% → 減少 ・子どもをかわいと思える保護者の増加 98.3% → 増加 ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% → 減少

《目的》

母子保健法第11条及び17条に基づき、妊婦に対して家庭訪問を行い、妊娠・出産・産褥期における病気を予防する。また、産婦・新生児に必要な家庭訪問を行い児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

また、国の次世代育成支援対策交付金による事業として平成20年度から、市が実施主体として「生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を開始し、これまでの母子保健法に基づく新生児訪問とあわせて実施している。

（1）妊産婦・生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

「妊産婦訪問」

《内容》

- ①対象
- ・妊娠届出書や電話等で訪問を希望する者
 - ・妊娠届出書より訪問が必要と認められる者
- ②方法 家庭訪問による相談と支援

《実績》

①実施状況

年度	妊娠届出数	妊婦訪問 人数(回)	要支援者数 (人)	産婦訪問 人数(回)	要支援者数 (人)
19年度	1,295	16(16)	3	2	0
20年度	1,260	17(17)	4	0	0
21年度	1,257	15(16)	7	3(5)	2
22年度	1,205	33(36)	15	3(4)	1
23年度	1,256	11(15)	4	0	0

《考察》

妊婦訪問では、妊娠届出に記載する基本情報（過去の妊娠歴、年齢、届け出週数など）等から、問題を抱える妊婦を早期発見し、妊娠から出産、産後の育児にわたり一貫した支援ができるように関わった。その結果、特に不安や心配はないが訪問を希望するというケースがなくなり、対象者が絞られたため妊婦訪問件数が減少している。

「生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）」

《内容》

1. 新生児訪問

- ①対象 原則として産後28日以内の産婦及びその新生児
- ・第1子全員
 - ・第2子以降で希望があった者
 - ・妊娠期から継続して支援している者

- ・医療機関からの訪問依頼があった者
- ・里帰り中で他市町村から依頼があった者

②方法 家庭訪問による相談と支援

③従事者 保健師・助産師

2. こんにちは赤ちゃん訪問

①対象 生後4か月までの産婦及びその乳児

- ・第2子以降全員で新生児訪問を希望しないもの

②方法 家庭訪問による育児に関する情報提供

③従事者 こんにちは赤ちゃん訪問協力員・看護師・保健師

《実績》

① 実施状況

対象者数 a 1,212人	生後4ヶ月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業) b (b/a)	
	1,058人(87%)	うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲) c (c/a) 759人(63%)

②過去5年間の実施状況 *対象数：出生数から低出生体重児を除く

年度	対象者数(人)	訪問人数(回)	要支援者数(人)
19年度	1,181	623 (657)	71 (11.4%)
20年度	1,218	948 (949)	154 (16.2%)
21年度	1,211	988 (1,002)	163 (16.4%)
22年度	1,152	989 (1,013)	187 (18.9%)
23年度	1,212	1,058 (1,060)	187 (17.7%)

※20年度からの訪問人数は、こんにちは赤ちゃん訪問事業と新生児訪問と同時に実施した人数を再掲

「こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修」

《目的》 現在活動中の協力員に対して、研修を実施することで資質の向上を図る。

《対象》 こんにちは赤ちゃん訪問協力員 32名

《内容》

日程	人数	内容
平成23年 6月8日(金)	19名	1. 平成23年度訪問実績報告 2. 事例検討(グループワーク)
平成24年 2月2日(木)	22名	1. 講演会 「支援者の心のケア～燃え尽きを防止するために～」 講師：Healing & Recovery Institute 所長 水澤 都加佐 2. グループワーク

《考察》

生後4か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

訪問率は増加傾向にあるが、今後も広報やCATV、医療機関へのポスター掲示等により事業のPRを行いさらに市民への周知を図っていく必要がある。また、期限内に連絡が取れない場合や住所地に居住実態がない、訪問しても状況が把握できない場合等は、関係課と連携して状況把握に努め、状況に応じて支援を開始する必要がある。

(2) 乳児・幼児訪問指導

《目的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内容》

- ①対象 乳児、幼児とその保護者
- ②方法 家庭訪問による相談と支援

《実績》

年度	乳 児		幼 児	
	実数 (人)	延数 (人)	実数 (人)	延数 (人)
19 年度	44	68	57	102
20 年度	39	49	44	56
21 年度	35	58	62	100
22 年度	32	42	44	69
23 年度	46	63	48	69

《考察》

乳児期では体重の増加などの身体発育への不安、幼児期になると発達の遅れや児へのかかわり方等への心配などから、育児不安につながり支援を必要とする母子も多い。

家庭訪問により、専門職による相談を受けることができ、健康や育児に必要な情報を得ることで、育児不安の軽減につながるものと思われる。

4. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	・かかりつけの小児科医を持つ人の増加 88.1% → 100%

《目的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

①対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児

②健診種類及び検査内容

ア) 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23週	妊娠24～35週	妊娠36週～出産
健診回数	4回	6回	4回
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎回共通の検査項目	問診・診察 検査・計測(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、体重、尿検査) 保健指導(妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活のアドバイス)		
必要に応じて行う医学的検査	血液検査(血型・抗体) (初期に1回) 子宮頸部がん検査 (初期に1回) 超音波検査 (期間内に2回)	血液検査(血清・血糖・ HTLV-1抗体検査・ クラミジア核酸同定検査) (期間内に1回) B群溶血性レンサ球菌検査 (期間内に1回) 超音波検査 (期間内に1回)	血液検査(血清) (期間内に1回) 超音波検査 (期間内に1回)

イ) 乳児一般健康診査(1回目: 3～6か月、2回目: 9～11か月)

問診及び診察(発育・発達の検査など)、尿化学検査、血液検査

*尿化学検査、血液検査については医師が必要ないと認めた場合は省略

③実施方法

健康診査業務については、医療機関に委託

受診者は妊娠届出時に発行している母子手帳別冊1にある受診票を協力医療機関へ持参することにより、費用助成が受けられる。

④周知方法

ア. 妊娠届出書提出時に受診票を閉じこんだ「母子手帳別冊1」配布

イ. 母子健康手帳交付時の「佐倉市からのお知らせ」に掲載

ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載

《実績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：各年度妊娠届出数×2（回分）

20年度は妊娠届出数×5（回分）

21年度から妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数 (妊娠届出数)	発券枚数	利用枚数 (19年度まで2回分・20年度は5回分 21年度からは14回分)	利用率(%)
19年度	1,295	2,590	2,468	95.3
20年度	1,260	6,300	6,329	100.5
21年度	1,257	17,598	14,616（償還分70含む）	83.1
22年度	1,205	16,870	13,891（償還分96含む）	82.3
23年度	1,256	17,584	14,600（償還分202含む）	83.0

② 乳児一般健康診査受診状況

対象数：各年度出生数×2（回分）

年度	対象者数 (出生数)	発券枚数	乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数	利用率(%)
19年度	1,310	2,620	2,089	79.7
20年度	1,218	2,436	2,194	90.1
21年度	1,211	2,422	2,117	87.4
22年度	1,152	2,304	2,059	89.4
23年度	1,212	2,424	2,052	84.7

《考察》

妊婦・乳児一般健康診査は、主治医及び里帰り先などで受診することが多く、県外での受診者も多いことから、受診を希望する医療機関と随時個別に契約し、利便性の向上に努めている。

平成23年度は、東京電力福島原子力発電所の放射能汚染から他県へ避難するため、早期に里帰りする妊婦の増加や事務の煩雑化を避け契約を締結しないという医療機関が多かったため、償還払いが前年度の2倍に増加した。

平成21年度から妊婦健康診査における公費助成が14回に増加したが、14回の健診を受診する以前に出産を迎えるケースも多くあることから、妊婦健康診査における利用率は83%前後を推移している。

一方で乳児健診は、制度変更もなく継続しているにも関わらず、前年度よりも5ポイント近く減少したことから、保護者に対しかかりつけ医を持つことと併せ、乳児健康診査の重要性を訴えていく必要があるものとする。

妊婦健康診査交付金は、平成24年度末まで延長されたが、以後については依然として不透明であることから、妊婦・乳児一般健康診査事業の財源を独自に確保することも視野に置きながら、公費助成の在り方（回数、検査内容等）を検討していくことが喫緊の課題である。

5. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、10条
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% → 減少 ・子どもをかわいいと思える保護者の増加 98.3% → 増加 ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% → 減少

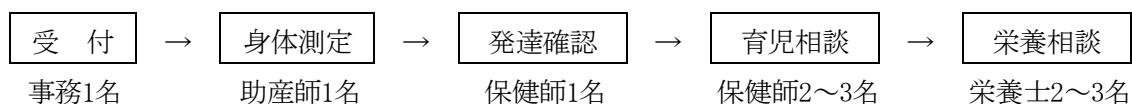
《目的》

母子保健法第9条、10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内容》

- ①対象 象 生後4か月の乳児
- ②実施方法 市内3会場にて月1回実施(南部保健センター・西部保健センター・健康管理センター)。健康管理センター・西部保健センターは午前、午後を実施。南部保健センターは午後を実施。

③実施内容と流れ



- ④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実績》

①来所状況 (人)

年度	対象者数	来所者数	来所率
19年度	1,278	1,006	78.7%
20年度	1,247	1,042	83.6%
21年度	1,218	726	59.6%
22年度	1,184	957	80.8%
23年度	1,189	996	83.8%

②地区別来所状況 (人)

地区	対象者数		来所者数		来所率	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
佐倉	182	175	149	133	81.9%	76.0%
臼井	230	199	180	167	78.3%	83.9%
志津	528	574	424	507	80.3%	88.3%
根郷	172	169	135	136	78.5%	80.5%
和田	8	12	7	9	87.5%	75.0%
弥富	4	3	3	3	75.0%	100.0%
千代田	60	57	59	41	98.3%	71.9%
市全体	1,184	1,189	957	996	80.8%	83.8%

③平成23年度相談結果（人）

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
1003	869	129	5
	86.6%	12.9%	0.5%

※来所者数には、再来所7名を含む

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている方

※乳児相談から療育相談を紹介 11人、すくすく発達相談を紹介 2人

《考 察》

平成23年度の市全体の乳児相談来所率は83.8%であり、22年度と比較すると3ポイント増加している。平成20年度より、生後4か月までの産婦及びその乳児を対象とした全戸訪問事業である「こんにちは赤ちゃん訪問」が開始され、同事業において乳児相談の紹介を行っていることや、乳児相談が新生児訪問後の継続支援の場になっていることが来所率の伸びにつながっていると考えられる。

また、地区別来所状況については、志津地区の来所率が88.3%と22年度よりも8ポイント増加している。平成19年度以降、志津地区において乳児相談の未受診者が多いことから重点的に勧奨を実施しているため、志津地区における来所率の増加につながっていると考えられる。

乳児相談は、保健センターに来所する最初の母子事業であり、その母子事業の入口となる。また、こんにちは赤ちゃん訪問が実施できなかった母子を目視できる場にもなり、発達の確認と虐待の早期発見という観点からも要の事業である。今後、乳児相談において未受診者勧奨を全市的に行い、要支援となる母子の早期把握に努めたい。

6. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) →平成24年度(目標)	・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者をなくす 「あまりしていない」「ほとんどしていない」 幼児の保護者 7.7% → なくす 小学生の保護者 4.2% → なくす ・むし歯のない3歳児の増加 75.3% → 80%以上

《目的》

乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター・西部保健センター：月1回、南部保健センター：2ヶ月に1回
- ③周知方法 対象児全員に個人通知の他、「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知
- ④実施内容 歯科衛生士・栄養士等による集団指導、希望者には個別相談

《実績》

①年度別来所状況

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
19年度	1,257	704	56.0
20年度	1,311	816	62.2
21年度	1,229	572	46.5
22年度	1,219	742	60.9
23年度	1,207	772	64.0

②センター別来所状況

実施会場	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	452	293	64.8
西部保健センター	578	373	64.5
南部保健センター	177	106	59.9

③個別相談状況

	相談者数(人)	主な相談内容
栄養士相談	313	授乳量と回数、食事量、食事形態、食事時間と回数 等
歯科衛生士相談	145	はみがき、歯・歯列、咬合、母乳・ほ乳びん 等
保健師相談	196	発達、生活リズム、発育、育児全般の相談

《考察》

9か月以降の乳児期は、乳歯も生え始め、離乳食から幼児食への移行の時期にかかってくるため、そしゃく能力をつけることやむし歯予防が大切な時期である。保護者の相談も離乳食に関すること、生活リズム、歯に関することが多い。この時期に「もぐもぐ教室」の健康教育を通じて正しい知識を伝え、不安の解消をすることが、健康さくら21の目標値である「健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者をなくす」「むし歯のない3歳児の増加」を達成するために必要である。今後も教室内容の充実を図り、効果的な運営で目標値の達成に努めたい。

7. 1歳6か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の増加 62.4% → 増加

《目的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。又、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、南部保健センターにおいて2ヶ月に1回実施。(計30回)
医師診察は、市内18協力医療機関で医師診察を実施。
- ③周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。
- ④実施内容 (集団健診) 全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
(個別健診) 医師診察

《実績》

①-1 受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
19年度	1,302	1,162	89.2	179
20年度	1,320	1,203	91.1	150
21年度	1,325	1,216	91.8	204
22年度	1,339	1,216	90.8	136
23年度	1,331	1,218	91.5	236

①-2 平成23年度地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	180	170	94.4	29
臼井	227	211	93.0	56
志津	627	568	90.6	104
根郷	196	175	89.3	33
和田	11	11	100	0
弥富	8	7	87.5	0
千代田	82	76	92.7	14
市全体	1,331	1,218	91.5	236

①-3 平成23年度要支援理由内訳(人)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数	支援理由	要支援者数
ことば	113	予防接種	13
育児・生活態度	32	聞こえ	2
発育・発達	21	疾患障害	4

栄養	21	育児情報の提供	12
保護者の体調・疾患	3	その他	6
保護者の精神疾患（疑い含む）	9	合計	236

② 歯科健康診査結果

上段（人） 下段（%）

受診者数	相談者数	結果判定※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
1,217	518	494	697	16	6	3	1	0	77	1	54
91.4	42.6	40.6	57.3	1.3	0.5	0.2	0.1	0	6.3	0.1	4.4

・むし歯罹患率 0.8% ・1人平均むし歯本数 0.03本

（備考）歯科健診1名未受診。

③個別医師診察結果（人）

対象者数							
1,331	(a) 受診者数						
	(b) 1,218	医師診察受診者数		医師診察結果			
	(c) 754	(c)/(a) 56.6%	異常なし	経過観察	要治療	精密健康診査	
			707	35	5	7	

④精密健康診査結果（人）

精密健康診査対象数	受診数	受診結果内訳			
		異常なし	経過観察	要治療	その他
7	6	2	3	0	1

⑤未受診者状況（人）

対象者数				
1,331	受診者数			
	1,218	未受診者数		
		113	把握済数者数	未把握者数
		45	68 (30)	

備考

把握済数者数は、勧奨アンケート、地区担当保健師が、電話または家庭訪問により把握。

未把握者数は、勧奨アンケートの返信がなく集団健診未受診。

未把握者数には、年度末の健診該当者で未受診のため次回健診勧奨が来年度にまたがる者30人を含む。

※歯科健康診査 結果判定の分類

- 1型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの
- 2型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの
- 3型 要観察歯（むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯）があるもの
- A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの（比較的軽症）
- B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの（放置すれば重症になる恐れ）
- C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの（比較的前後は良好）
- C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの（重症）

《考察》

今年度受診者数は、1,218人、受診率は、昨年度から0.7%増加の91.5%であった。

昨年度から取り組んでいるアンケート方式による未受診勧奨については、アンケートの返信により児の発育発達面や育児状況を推察することは可能であるものの、受診行動に繋がらず未受診・未受診所となるかたも少なくない状況を受診結果から把握した。またその一方、アンケートの返信がなく未把握となった30人の保健サービス利用状況より、国外に住んでいる、母子家庭、健診時期に下の子の出産と重なり未受診、乳児健診や予防接種のみ医療機関で受けている等を把握した。中には、母子保健事業で、4か月児乳児相談来所後、予防接種履歴のみのかたもおり、一貫した未受診者管理体制を検討していくことも今後の課題である。

また、医療機関での医師診察については、満2歳まで受診機会があり、集団受診後、医師診察の受診忘れや、必要性を感じない等の理由により、医師診察に繋がらなかったかたも少なくない状況であった。勧奨時期を1歳9か月児時点での受診勧奨とすることで、医療機関への受診行動に繋がるように取り組んでいきたい。

8. 3歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	・1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の増加 62.4% → 増加

《目的》

母子保健法第12条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である3歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 3歳6か月を超え4歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、年12回実施。
南部保健センターにおいて2ヶ月に1回、年6回実施。
- ③周知方法 3歳6か月に達する幼児全員に健康調査票、歯科健診票等を送付。
「こうほう佐倉」・ホームページにて周知。
- ④実施内容 全員実施：身体計測、尿検査、歯科健診、医師診察、育児相談
必要者のみ実施：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力二次健診、
眼科二次健診、尿二次検査

《実績》

1. 一次健診の状況

①-1 受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
19年度	1,473	1,205	81.8	101
20年度	1,294	1,091	84.3	94
21年度	1,338	1,061	79.3	104
22年度	1,428	1,149	80.5	116
23年度	1,401	1,135	81.0	110

①-2 要支援理由内訳(人)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数(人)	支援理由	要支援者数(人)
ことば	40	家族関係	2
発育・発達	3	くせ、こだわり	5
育児・生活態度	17	栄養(食事時間)	3
保護者の精神疾患	9	疾患障害	2
虐待(疑い)	12	かかわり	6
保護者の不安・負担	11	合計	110

②尿検査結果

検査数	有所見数	有所見率(%)	有所見内訳(延数)			
			糖	蛋白	潜血	小計
1,135	229	20.2	17	70	142	229

③歯科健康診査結果 上段（人） 下段（%）

受診者数	相談者数	結果判定 ※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型			
1,130	67	679	166	67	152	54	1	11	74	4	16
80.7	5.9	60.1	14.7	5.9	13.5	4.8	0.1	1.0	6.5	0.4	1.4

・むし歯罹患率 19.3% ・1人平均むし歯数 0.64本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照
（備考）歯科健診5名未受診。

④医師診察結果（人）

医師診察数	医師診察結果				
	異常なし	経過観察	要治療	その他	要精密健康診査
1,135	1,107	20	6	0	2

⑤精密健康診査実施状況（人）

検査内容	精密健康診査 交付数	受診者数	精密健康診査結果		
			異常なし	診断確定	経過観察
尿二次	22	16	3	0	13
眼科二次	14	7	1	2	4
聴力二次	2	1	1	0	0
その他	2	2	0	0	2
計	40	26	5	2	19

（備考）診断確定の内訳 弱視

⑥未受診者勧奨結果（人）

対象者数				
1,401	受診者数			
	1,135	未受診者数		
		266	把握済数者数	未把握者数
			110	156（24）

（備考）

把握済数者数は、勧奨アンケート、地区担当保健師が、電話または家庭訪問により把握。
未把握者数は、勧奨アンケートの返信がなく集団健診未受診。
未把握者数には、年度末の健診該当者で未受診のため次回健診勧奨が来年度にまたがる者24人を含む。

<考察>

今年度受診者数は、1,135人受診率は、昨年度から0.5%増加の81.0%であった。

昨年度から取り組んでいるアンケート方式による未受診勧奨については、アンケートの返信で集団保育利用者も多く、通園先での内科健診を受けて問題がなかったため、市の健康診査は受ける必要がないとの理由で、受診行動に繋がらず未受診・未受診となるかたも少なくない状況であった。

このことから、返信されたアンケートを踏まえて、未受診・未受診者への勧奨では、市で実施している3歳児健康診査は、就学前までに受けられる最後の健康診査であることを啓発周知していき

たい。さらには、集団生活や就学時に指摘されるかたも少なくない弱視や斜視、また言葉を習得する上での大切な機能である聴力の低下を早期発見し、速やかに専門病院での精密健康診査受診に繋げていくこの時期大切な健診でもあることを広く啓発普及していきたい。

9. 親子教室

(1) たんぽぽグループ

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% → 減少 ・子どもをかわいと思える保護者の増加 98.3% → 増加 ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% → 減少

《目的》

発達上何らかの問題や不安を抱えている児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援し、保護者の不安を軽減する。

《内容》

- ①対象 ことばと発達の相談室において集団指導が必要であるとされた児とその保護者
2歳以上で他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方法 毎月1回 健康管理センターにて実施
- ③実施内容 午前 9:00~10:30 自由遊び、一斉活動(体操, 親子遊び, 手遊び, 絵本, おやつ)
午前 10:30~11:00 個別面接
午前 11:00~12:00 事後検討会
- ④参加期間 最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能
- ⑤担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士(臼井保育園・佐倉東保育園)

《実績》

① 5年間の参加状況

年度	実数(組)	延数(組)
19年度	20	99
20年度	19	96
21年度	14	43
22年度	20	107
23年度	19	94

② 23年度地区別参加状況

地区	実数(組)
佐倉	2
臼井	2
志津	8
根郷	4
和田	0
弥富	0
千代田	3
合計	19

《考察》

平成23年度は実数、延数とも例年と同様であった。

新しい取り組みとしては、教室の中で行った遊びや家庭でできる親子遊びを冊子にまとめ、参加者に配布しことで、親子遊びに対する保護者の関心を高めることに繋がったものとする。

また、子どもに対するかかわり方がわからないと感じていた参加者から、親子教室に参加し、子どもとのいろいろな遊びを体験することにより、「かかわり方を学ぶことができた。」という声が聞かれた。

(2) ひまわりグループ

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% → 減少 ・子どもをかわいいと思える保護者の増加 98.3% → 増加 ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% → 減少

《目的》

すでに集団生活をしており、発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身につけ、現在所属する集団生活や就学後の学校生活の不応・問題行動をできる限り予防する。

《内容》

- ① 対象 ことばと発達の相談室において集団指導が必要であるとされた児
保育園、幼稚園などの集団生活に所属している児
年長児で他機関にて継続的に専門的な集団指導を受けていない児
- ② 方法 毎月1回 健康管理センターにて実施
1グループ定員5人とし、2グループを編成
- ③ 実施内容 ①午後 2:45~3:45 ②午後 4:00~5:00
集団活動、保護者との連絡調整
- ④ 参加期間 就学前の1年間(ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能)
- ⑤ 担当職種 言語聴覚士

《実績》

① 4年間の実績

年度	実数(組)	延数(組)
20年度	8	77
21年度	5	41
22年度	7	63
23年度	11	102

(*) 20年度から新たに実施している
グループであるため、19年度
以前の実績はなし

② 23年度地区別参加状況

地区	実数(組)
佐倉	1
臼井	2
志津	6
根郷	2
和田	0
弥富	0
千代田	0
合計	11

《考察》

平成23年度は昨年度同様、2グループで実施した。実数については、年度途中で転出のため終了となった者があり、その参加枠に対して新たに対象者を1名追加したことで実数が11名となった。本年度は希望者が多数であった。その理由として、集団適応が苦手な年長児の保護者にとって学校生活に適応できるかという不安が大きいと考える。そのため、年長児に対してソーシャルスキルトレーニングを行う本事業における必要性は高まってくると考える。

10. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯のない3歳児の増加 75.3% → 80%以上 ・フッ素入り歯磨き剤を使う人の増加 3歳児 66.5% → 90%以上 ・おやつを1日3回以上食べている幼児の減少 3歳児 10.8% → 減少

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 2歳・2歳6か月・3歳
- ②実施回数 年60回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回）
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター：月1回
- ③周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知
- ④実施内容 健康教育 → 歯垢の染め出し（希望者）・ブラッシング → 歯科健診
→ フッ素塗布（希望者） → ことばの相談（希望者）

《実績》

①年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
19年度	3,917	2,699	68.9
20年度	3,919	2,704	69.0
21年度	4,097	2,768	67.6
22年度	4,100	2,811	68.6
23年度	4,056	2,929	72.2

②会場別受診状況

実施会場	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
健康管理センター	1,544	1,090	70.6
西部保健センター	1,896	1,377	72.6
南部保健センター	616	462	75.0

③地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
佐倉	611	444	72.7
臼井	690	473	68.6
志津	1,896	1,377	72.6
根郷	556	409	73.6
和田	45	40	88.9
弥富	15	13	86.7
千代田	243	173	71.2

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※						フッ素塗布者 (フッ素塗布率)	
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型		C2型
2歳	1,337	1,017	76.1	1	968	21	20	5	1	1	958(94.2)
2歳6か月	1,376	978	71.1	5	914	24	28	7	0	0	914(93.5)
3歳	1,343	934	69.5	10	810	45	53	13	2	1	887(95.0)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤ことばの相談来所状況

対象	来所者数 (人)	要支援者(人)	(*)電話相談実施数(人)
2歳	79	17	2
2歳6か月	74	25	3
3歳	45	20	—

※ 電話相談実施数：幼児歯科健診時にことばの相談を希望したが、対象者の都合などにより歯科健診時には相談を実施できなかった者で、後日電話にて相談を実施した数

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談 (人)	栄養士相談 (人)
健康管理センター	46	4
西部保健センター	81	5
南部保健センター	17	1

《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は80.7%(3歳6か月児健診結果)で、市による3歳児健診を開始した平成9年度以降初めて前年度より減少した。おやつを1日3回以上食べている幼児は11.2%で、昨年度より0.9ポイント減少した。

今年度の幼児歯科健診の受診率は72.2%で、特に2歳の受診率は76.1%と高くなっているが、2歳6か月71.1%、3歳69.5%と年齢が上がるにつれて低くなる。フッ素塗布は継続して受けることで高い効果が期待できるので、今後も定期歯科健診の重要性について啓発していく必要がある。

1 1 . すくすく発達相談

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% → 減少 ・子どもをかわいいと思える保護者の増加 98.3% → 増加 ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% → 減少

《目的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は、月1回(年12回)の頻度で行われ予約制である。相談会場は健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる(ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる)。

《実績》

①来所状況(人)

年度	実数(※1)	延数
19年度	17	29
20年度	13	23
21年度	19	20
22年度	36	55
23年度	33	44

②月別来所状況(人)

月	22年度	23年度
4	4	5
5	5	6
6	5	2
7	6	4
8	5	3
9	8	2
10	4	5
11	5	4
12	4	6
1	3	4
2	3	2
3	3	1
合計	55	44

③地区別来所状況(人)

地区	22年度	23年度
佐倉	5	4
臼井	7	7
志津	12	13
根郷	7	4
和田	0	0
弥富	0	1
千代田	5	3
住登外	0	1
計	36	33

④年齢別来所状況(人)

年齢	22年度	23年度
0~5ヶ月	1	0
6ヶ月~1歳	9	8
1~2歳未満	8	8
2歳~3歳未満	6	9
3歳~4歳未満	6	4
4歳~5歳未満	1	1
5歳以上	5	3
計	36	33

⑤相談経路(人)

相談経路元事業	22年度	23年度
保健師紹介	3	4
電話相談	8	11
ことばの相談室	10	6
乳児相談	3	1
もぐもぐ教室	5	1
1歳6か月児健診	2	1
3歳児健診	1	0
他機関からの紹介	2	3
継続	2	6
計	36	33

⑥平成23年度相談内容及び結果(人)

初回相談 内容	相談者数 (実)	結果	
		継続	終了
運動発達	17	1	16(※2)
言語発達	10	1	9
身体発育	1	0	1
疾患	0	0	0
その他	5	1	4
計	33	3	30

⑦平成23年度すくすく発達相談終了者内訳(人)(※3)

初回相談 内容	相談者数 (実)	終了者数 (実)	終了者内訳				
			問題なし	医療機関 紹介	療育紹介	医療機関及 び療育紹介	その他
運動発達	17	16	13	1	1	0	1
言語発達	10	9	3	2	1	3	0
身体発育	1	1	1	0	0	0	0
疾患	0	0	0	0	0	0	0
その他	5	4	2	1	0	1	0
計	33	30	19	4	2	4	1

※1…実数は住登外1名(東日本大震災被災者)を含む数を計上している。

※2…医師の所見では要継続支援だったが、その後相談希望ない旨連絡入り、事業担当が支援終了と判断したケースを1件含む。

※3…22年度まで「相談者及び相談結果」について、全て延べ人数で出されていたため実数把握が困難であった。そのため、23年度から「相談者及び相談結果」について実数をあげ、更にくすくす発達相談終了者のその後の経過を把握するため、終了者の内訳を実数で計上している。

《考 察》

くすくす発達相談の利用者数は年々減少していたが、乳児相談やもぐもぐ教室、幼児健診の際に対象者向けに案内チラシを作成するなど、利用者数の改善に向けた取り組みがなされた結果、平成22年度に増加に転じ、平成23年度は、ほぼ横ばいである。

相談経路から、乳児相談や幼児健診等の母子事業からの利用者が減少しているが、電話相談やこたばの相談からの利用者が増加している。

相談内容をみると、運動発達や言語発達に関する相談が増加しているが、一つの要因のみならず、様々な要因による利用者が増加している。

近年、発達障害に関する情報量が増し、子育て世代の間でも関心が高まりつつあると考える。また、くすくす発達相談終了者において、医療機関（特に小児神経科）に紹介される者も増加傾向にある。

こうしたことから、発達に関する相談者数は、今後も増えていくことが予想される。発達障害を含め、乳幼児の疾病等の異常を早期に発見し、早期に専門機関へつなげ、早期からの支援を行うため、事業の周知を一層図っていくことが重要である。

12. ことばと発達の相談室

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% → 減少 ・子どもをかわいいと思える保護者の増加 98.3% → 増加 ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% → 減少

《目的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ、発達又は気になる行動等について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な指導を行い、言語面（コミュニケーション能力）の改善や不安の軽減を図ることを目的とする。

《内容》

- ①対象 ことば、きこえ又は行動面等に関する何らかの問題や育児不安を抱えている就学前児及びその保護者
- ②方法 月曜から金曜日までのほぼ毎日実施（予約制）
健康管理センターにて面接指導を実施
- ③実施内容 発達検査、言語検査又は聴力検査等を実施し、その結果により助言および個別指導を行う。また、医学的検査、療育の支援などを必要とする場合は他機関へ紹介する。
面接時間は1人につき30分から1時間程度。
- ④周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、幼児歯科健診等や健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実績》

① 年度別来所者数（人）

年度	実数	延数	新規申込者数	終了者数
19年度	200	1,351	95	54
20年度	256	1,539	131	73
21年度	280	1,683	126	82
22年度	283	1,360	133	64
23年度	308	1,815	139	113

② 23年度地区別来所者数（人）

地区	実数
佐倉	42
臼井	63
志津	125
根郷	43
和田	6
弥富	3
千代田	26
合計	308

《考察》

来所者数は平成22年度に減少したが増加傾向にある。平成23年度は新規申込者139人に対し終了者113人（81.3%）と例年に比べ終了者の割合が高い。終了者が増えた理由は、年長児の相談者が多かったこと、初回相談時に問題は認められないという理由で終了となった人が増加したためと考えられる。近年、保護者が発達障害等の様々な情報を容易に得ることができるようになっているが、一方で対応方法についてはまだ十分に知らされておらず、育児不安を感じる相談者が多くなってきている。その結果、問題のない利用者の増加に繋がったものと考えられる。

13. 保育園・幼稚園巡回相談

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% → 減少 ・子どもをかわいいと思える保護者の増加 98.3% → 増加 ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% → 減少

《目的》

保育園・幼稚園に在園し、ことば、きこえ、発達及び気になる行動等に心配のある児について、保育園・幼稚園と連携を図ることにより、集団生活の中で児の成長、発達を支援し、問題の改善を図ることを目的とする。

《内容》

- ① 対象 佐倉市内の巡回相談希望の保育園・幼稚園
- ② 方法 年1回 各園に訪問
- ③ 実施内容 保育場を観察し、支援方法を保育担当職員と検討する。
- ④ 周知方法 母子保健事業において必要時、保護者へ園との連絡調整の必要性を伝える。
各園では、事前に巡回相談の実施について園内に掲示して周知する。
- ⑤ 担当職種 言語聴覚士、(必要時、地区担当保健師、子育て支援課職員 等)

《実績》

① 年度別相談件数(人)

年度	実数
19年度	61
20年度	42
21年度	35
22年度	52
23年度	67

② 年度別巡回園数(園)

年度	保育園	幼稚園
19年度	10	3
20年度	7	1
21年度	5	0
22年度	9	0
23年度	11	0

《考察》

ことばと発達の相談室において、継続支援している児への支援方法を、支援担当者と各園とで共有するとともに、巡回相談を行うことで、新たに個別支援につながるケースが増加している。また、園児の発達や保育についての相談を行う中で、保育担当者から具体的な対応についての質問も増加し、保育園・幼稚園における園児の発達への関心が高まっている。引き続き、子どもたちが毎日利用する集団生活の場である保育園・幼稚園に対して、子どもたちの発達状態に合わせた対応についての情報提供をできるよう連携を深めていきたいと考える。

平成21年度から23年度まで幼稚園への巡回相談を行っておらず、今後は幼稚園との連携を図っていきたい。

14. 健康教育・健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) →平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% → 減少 ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% → 減少 ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の増加 74.6% → 増加

《目的》

保健センターでの母子の集いや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図り、子育て支援の一環とする。

(1) 妊娠期・乳児期育児支援事業

《内容》

- ①対象 1歳未満の乳児とその親・妊婦
- ②実施内容 母子交流の場として各保健センターの一室を開放
育児相談や健康教育を同時に実施する会場もある

《実績》

①実施会場別来所状況(年度推移)(人)

実施会場	平成22年度		平成23年度	
	実	延	実	延
健康管理センター 「いちごルーム」	172	259	28	98
健康管理センター 「happy mama style」	-	-	37	98
西部保健センター 「子育てについて話そう会」	84	174	46	68
南部児童センター 「ゆりかごタイム」	114	352	-	-
南部保健センター 「カンガルーの会」	48	131	-	-
合計	418	916	111	264

※ゆりかごタイムについては、児童センターとの共催から、児童センター単独事業に移行

※カンガルーの会については、他の事業と重複していたため廃止。

(2) 地区の集まりにおける健康教育

《内容》

①実施場所

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館、健康管理センター

志津地区：志津・北志津児童センター、西部保健センター、南志津保育園(園庭)

千代田地区：老人憩いの家千代田荘

《実績》

①健康教育実績（人）

地区	実数	延数
佐倉	227	227
臼井	136	136
志津	477	477
千代田	12	12
和田	14	14
市全体	866	866

（３）健康相談（定例外）

乳児相談やもぐもぐ教室等の定例事業以外でも、必要に応じ面接相談を実施している。

《実績》

相談件数（延）

- ・乳児：135人
- ・幼児：243人
- ・その他（小学生・保護者）：39人

（４）保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内容》

- ①対象 保育園・幼稚園児
- ②方法 歯科健康教育の希望があった保育園16園、幼稚園7園において実施
- ③内容 人形劇「フッ素入り歯みがき剤を使おう！」・歯垢の染め出し・歯みがき

《実績》

①年度別実施状況（人）

年度	保育園	幼稚園	合計
19年度	698	557	1,255
20年度	724	799	1,523
21年度	629	652	1,281
22年度	915	821	1,736
23年度	862	854	1,716

*平成18年度より希望がある私立幼稚園においても歯科健康教育を開始。

《考察》

平成14年度より妊娠期・乳児期の母子を対象に、健康管理センター、西部保健センター及び南部保健センターでは仲間づくりや健康管理についての普及啓発を目的として、月に1回程度の集いを開催している。

保健分野で掲げている「仲間づくりの場を提供する」ということに関しては、事業だけではなく、児童センターや保育園での園庭開放などにより、他の遊び場も利用している人も多いため、目的は達成している。

そのため、保健分野が取り組んでいくべき対象者は、育児不安の強い母子や孤立しがちな母子等、

子育てに困難感を感じている人たちを対象としていくべきと判断し、他事業と重複している「カンガルーの会」を平成23年4月に廃止。「いちごルーム」同年8月に廃止する代わりに、若年産婦を対象とした「happy mama style」を同年9月からの開催を開始した。

平成24年度からは、多胎児を持つ親を対象とした集いを開始予定であり、平成25年度には、低出生体重児関係のサービスが県から市へ移譲されることから、低出生体重児をもつ親たちの集いについても実施する方向で検討していきたい。

Ⅲ 思春期保健

1. 思春期保健に関する取組み

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) →平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・シンナー・薬物使用を勧められたとき、断る自信のある中高校生の増加 80.7% → 増加 ・シンナー・薬物使用の有害性について、知っている中・高校生 89.5～98.2% → 100% ・避妊法を正確に知っている高校生の増加 男子72.8% → 100% 女子81.3% → 100% ・性感染症を正確に知っている高校生の増加 16.3～93.0% → 100% ・性についてオープンに話せる家庭の増加 37.1% → 増加 ・子どもから性に関する悩みや相談を受けたときにきちんと応えられる保護者の増加 幼児保護者38.6% → 増加 小学生保護者44.6% → 増加

《目的》

思春期は大人と子どもの両方の面をもつ時期であり、思春期における問題は、本人の現在の問題にとどまらず生涯にわたる健康問題や、次世代への悪影響も及ぼしかねないものである。

正しい性に関する知識の普及とエイズ予防等の性感染症予防に努めると共に、10代の望まない妊娠の回避や人工妊娠中絶率の上昇を防ぐことにより青少年の健全育成を図るため、家庭、学校、地域等の連携による教育、啓発普及、相談等を通じて問題の理解と情報の提供をする。

《内容》

思春期保健は、他機関と連携し、包括的事業として取り組んでいる。小中学校における思春期教育への協力、広報や地区回覧において啓発等を実施している。

喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する啓発普及を実施している。

《実績》

(1) 小中学校・高校・大学における思春期教育への協力

①対象 小中学生・高校生・大学生

②内容 学校での思春期教育の教材として、市マタニティクラスなどで利用している「沐浴人形」や「妊婦体験ジャケット」などの貸し出しを実施

③実績 市内小学校：白銀小学校1回 計1回

市内中学校：佐倉中学校4回・西志津中学校2回・井野中学校4回・臼井南中1回
計11回

市内高等学校：佐倉東高校2回

敬愛短期大学：2回

千葉県助産師会印旛支部：2回（佐倉東小学校・弥富小学校、志津中の教育に活用）

(2) 広報掲載

思春期における喫煙・飲酒・薬物等の害について、2月1日号広報さくらで、健康さくら21シリーズ「薬物乱用」に関する周知啓発を実施した。

《考 察》

今年度は、教育委員会指導課、養護教諭と定期的な話し合いを持ち、思春期保健分野において共通して考えられる課題として、自己肯定感の低さがあることを共通認識することができた。

また、保健分野における活動だけでは思春期保健分野の対象となる小、中学生、高校生と関わる機会が少ないことから効果的な指導が難しい状況にあるため、市内小中学校を対象とした思春期保健に関する取り組み状況を把握することを目的にアンケート調査を実施した。

今後は、当該調査結果を踏まえながら、思春期保健教育に取り組むモデル校を選定し、養護教諭と協働で研究に取り組んでいく方針である。

IV 感染症予防

1. 感染症予防及び防疫

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

《目的》

近年、新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染力の高い新型感染症については、市民の健康を脅かす1つの要因となっており、市民を感染症から守り、健康的に暮らせるよう、未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要となる。そのためには、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行い効果的な予防接種事業の推進に努めるなど、感染症の発生予防やまん延防止を進めながら、公衆衛生の向上を図るための予防接種の重要性や知識、予防対策を広く市民に広報・啓発を行い、感染症流行時に迅速に対応できる体制づくりを進めることを目的とする。

①感染症予防の普及啓発概要

個別通知

○定例 25 回

- ・「出生者・7歳半までの転入者・日本脳炎2期対象者・2種混合2期対象者」への予診票、案内文の送付（毎月）
- ・3歳児幼児歯科健診のお知らせ封筒に日本脳炎の案内文を同封（毎月）
- ・高齢者インフルエンザの予診票、案内文の送付（9月末）

○未接種勧奨 43 回

- ・5か月齢のBCG未接種者へ勧奨はがき送付（毎月）
- ・8歳日本脳炎の勧奨はがき送付（6月）
- ・10歳日本脳炎の勧奨はがき送付（4月）
- ・2種混合未接種者へ勧奨はがき送付（7月）
- ・MR4期末接種者へ勧奨はがき送付（9月）、MR3期末接種者へ勧奨はがき送付（10月）、MR2期末接種者へ勧奨はがき送付（12月）、MR2期～4期末接種者全員に電話（2～3月）
- ・1歳6か月健診や3歳児健診の保健師相談で未接種者へ勧奨（毎月）

広報紙・ホームページ

- ・こうほう佐倉：16回（任意予防接種、MR、日本脳炎、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌接種費用助成についてお知らせ）
- ・ホームページ：記事2回（任意予防接種のお知らせ、子宮頸がん予防ワクチン4価開始）

その他

- ・養護教諭研修会で、子宮頸がん予防接種開始について（4月）、4価ワクチンの開始について（10月）説明
- ・中学校の養護教諭説明会でのMR3期接種勧奨のリーフレットの配布（10月）
- ・保育園看護師へ予防接種についての研修会を実施（1回）
- ・就学时健診における予防接種説明

平成23年10月12日から11月22日の間のうち、17日間、23小学校、1338名に対し実施。

2. 予防接種

根拠法令等	予防接種法第3条
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	BCGを1歳までに受ける人の増加 *100.9%→100% *厚生労働省が用いている算出方法により接種率は100%を超えることがある。
	麻しん予防接種を受ける人の増加 1期 93.7%→100% 2期 84.1%→100% 3期 未実施→100% 4期 未実施→100%

《目的》

予防接種は、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

・定期予防接種

一類疾病：その発生及びまん延を予防することを目的として予防接種を行う疾病。

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎

二類疾病：個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防を目的として予防接種を行う疾病。

インフルエンザ

・予防接種健康被害救済制度

予防接種健康被害救済制度は、予防接種が感染症に対する社会防衛上の重要な予防的措置であるが、関係者がいかに注意を払っても極めて希ではあるが不可避免的に健康被害が起り得るという医学上の特殊性があることに鑑み、これにより健康被害を受けた者に対する特別な配慮が必要であることから設けられた。

① 健康被害救済制度の内容

ア. 医療費及び医療手当（通常起り得る程度の軽度の副反応については該当しない。入院を要するような症状であれば該当すると考えられる。）

イ. 障害児養育年金、必要な場合は介護手当

ウ. 障害年金、必要な場合は介護手当

エ. 死亡一時金

オ. 葬祭料

※ 認定は厚生労働大臣がその諮問機関である疾病障害認定審査会の意見を聴いて行う。

② 健康被害発生時の対応

予防接種後、局所の異常や体調の変化があった場合に医師の診察を受けた場合には、患者（保護者）からだけでなく、診断した医師からも市町村へ報告する。市町村からは地域医師会と保健所（知事）へ報告する。

予防接種後副反応報告基準は、「予防接種ガイドライン」に示されており、「予防接種後副反応報告書」「インフルエンザ予防接種後副反応報告書」により報告することとなっている。

《実績》

平成 23 年度申請件数 1 件

(概要)

予防接種の種類：BCG 発症年齢：1 歳 6 か月

生後 3 か月で接種し、1 年 6 か月後左足を引きずるようになり、近医受診。こども病院にて BCG 接種による骨髄炎と診断。予防接種健康被害調査委員会を経て平成 24 年 1 月 12 日千葉県市町村総合事務組合へ医療費・医療手当を請求した。

③ 平成 23 年 5 月 20 日 予防接種法施行令の一部を改正する政令について

東日本大震災の特例について：やむを得ないと認められる場合には、定期の予防接種の対象年齢を過ぎた者について、平成 23 年 8 月 31 日までの間は定期の予防接種の対象者となる(平成 23 年 3 月 11 日から適用)。

平成 23 年 5 月 20 日 予防接種実施規則の一部を改正する省令について

東日本大震災の特例について：ジフテリア、破傷風および百日咳並びに日本脳炎の予防接種において、定める期間をおいている間に東日本大震災の発生により受けることができなかった者については、当該事情が消滅した後速やかに接種した時は当該接種の間隔を置いたものとみなす。

《各予防接種の状況と課題》

① BCG

結核高度まん延状態であった時代から結核が激減し、ツベルクリン反応検査による結核感染者の発見率が低下したことを背景に、2003 年 4 月から小学校 1 年生・中学校 1 年生に対するツベルクリン反応検査及び BCG 接種は廃止され、定期の BCG 接種は 4 歳未満の 1 回となった。

その後、重症結核予防のため乳児期早期に接種するよう方針転換され、2004 年 6 月 23 日に結核予防法の一部改正等がなされ BCG 予防接種は、生後 6 月未満に行われることになり、接種方法もツベルクリン反応検査をせずに BCG 直接接種に変更された。

さらに 2007 年 4 月には結核予防法が廃止され、BCG の定期予防接種は予防接種法の下で行われることとなった。

結核は結核菌の飛沫感染によって感染し、わが国では今でも毎年 2 万人を超える人が発病しているが、罹患率の増加から、99 年には「緊急事態宣言」が出されている。近年再び減少傾向が見られるが、高齢者の発病が増えている。先進国の結核罹患率は 1 桁のところが多く、制圧に近づいているが、日本はその中では最下位レベルの 19.0%。アメリカ (4.3%) の 4.4 倍 (平成 21 年結核登録者情報調査年報より) という現状である。

② ポリオ

日本では、戦後まもなくからポリオの流行があったが、1960 年(昭和 35 年)に患者が急増したことを受けて 1961 年に経口生ポリオワクチンが導入され、患者数は急速に激減し、1970 年代から一桁となった。日本では、1994 年(平成 6 年)以降ポリオの野生株ウイルスは根絶されているが、世界でポリオが根絶されるまでは、予防接種の継続は不可欠である。

日本と同じように野生のポリオウイルスによるポリオの発症がない世界の国々では、経口生ワクチンによるポリオの発症を防ぐために、1990年代後半から経口生ワクチンを不活化ワクチンに切り替えてきた。日本でも不活化ワクチン導入の方向性が議論されているが、具体的な接種方法等については現在検討されているところであり、導入時期については確定していないため、医療機関によっては独自に輸入し、接種を行っているところもある。2010年12月15日に「ポリオの会」が署名を集め「不活化ポリオワクチン要望書」を岡本充功厚労政務官に提出している。メディアでも多く取り上げられるようになっており、今後、国・県からの情報提供に注目していく必要がある。

③ 麻しん・風しん

麻しんは感染力が極めて強く、罹患すると、時に脳炎、肺炎、中耳炎等を合併し命を脅かすことがある。

麻しんは、ワクチン接種により93～97%予防でき、その有効性は高いとされているが、被接種の数は1回の接種では免疫を獲得できない場合がある。また、1回の接種で免疫を獲得した者でも、予防接種の効果は接種後の時間経過とともに低下するために、自然感染とは異なり接種数年後に免疫は低下するといわれている。幼児の間で高い接種率が達成されても、免疫のない者又は免疫の低下した者の数が年々蓄積され、数年おきに定期的な流行がおこることが確認されている。

風しんは乳幼児が罹患しても通常は軽症であるが、妊娠初期の女性が感染すると胎盤を通じて胎児に感染し、胎児に先天性の障害が生じる（先天性風しん症候群）。この先天性風しん症候群の発生を予防することが重要である。平成23年は、第29週までの累積で神奈川県53例、大阪府40例、福岡県38例、東京都22例、北海道18例、広島県10例、と地域流行が認められており、報告患者の平均年齢は男性32.0歳、女性24.4歳で有意に男性の方が高い状況が今年の特徴であった。

平成18年4月から麻しん風しん混合（MR）ワクチンによる2回接種が導入され、接種を受ける方の利便性や経済的、肉体的負担の軽減及び病気に対する抵抗力（免疫）を長期間持続させることを目的に、麻しん風しん混合（MR）ワクチンの2回接種が基本となった。WHOによる麻しん排除（elimination）計画に合わせ、我が国も「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第442号）を出した。

また、これまでに1回しか接種を受けていない年長層にも2回目接種を行うために、平成20年4月から中学1年生と高校3年生相当年齢の者に第3期、第4期の定期接種を5年間行うこととした。

④ 三種混合・二種混合

ジフテリア

ジフテリア予防接種は、三種混合ワクチンとして1981年（昭和56年）に導入され、その後日本のジフテリア患者の発生及び死亡者数は急速に減少し、平成11年の報告を最後に国内での患者報告は認められていない。これには生活環境の改善や抗生物質の影響もあるが、予防接種の効果が第一にあげられる。

しかし、ジフテリアは感染しても10%程度の人に症状が出るだけで、残りの人は症状が出ずに保菌者となり感染源となることがある。また、1994年（平成6年）のロシア等の流行を考えると、海外から持ち込まれる危険性もあることから、今後もなお一定レベルの免疫の維持が必要である。

百日せき

1956年(昭和31年)から百日せきの予防接種がはじまって以来患者数は減っていたものの、近年大人の百日せきが増加傾向にあり、乳幼児への感染源となる危険性がある。乳幼児が罹患すると重篤となり肺炎や脳症を併発することもあるため、乳幼児期に免疫を付与することが重要である。

破傷風

1968年(昭和43年)から一般に広く乳幼児期に予防接種が行われるようになった。破傷風は致命率の高い疾患であり、日本中どこでも土中に菌があるので、常に感染する機会がある。主に転倒などの事故や、土いじりによる受傷部位からの感染報告が多いが、歯槽膿漏患者の病変部位からの感染や、糖尿病患者のインスリンの自己注射や採血による感染も報告されている。破傷風は不顕性感染によって免疫を得ることはなく、国内でも高齢者を中心に年間100人前後の患者発生があり、免疫を得るためには予防接種以外に方法はないため広く接種することが望まれる。

⑤ 日本脳炎

戦前戦後を通じて日本脳炎の患者発生数は多く、致死率が著しく高いことからその対策が行われ、昭和29年以来予防接種が実施されてきた。

近年の日本脳炎患者発生数は年間10人以下で、地域別にみると中部以西で発生しており、千葉県では1990年に1例の報告以来、患者報告はない。しかし、近年殺虫剤に抵抗性をもった日本脳炎の媒介蚊(コガタアカイエカ)の出現や患者発生のない地域にもウイルスを保有するブタが確認されているなど、依然として全国各地で患者発生の可能性は否定できない。また、東南アジア等でも流行がみられており、予防接種により免疫を保持しておく必要がある。なお、日本脳炎ウイルスは人から人に感染することはないので、予防接種は個人防衛が目的となる。

平成17年5月30日付けで厚生労働省から日本脳炎ワクチンの接種と急性散在性脳脊髄炎(AD EM)との因果関係を否定できないとの判断から日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えについて勧告があった。差し控えの影響を受けた者に対する経過措置について、5月20日予防接種法の関係法令の改正があり、対象者の範囲が拡大された。

⑥ インフルエンザ

平成13年11月に予防接種法が改正され、高齢者インフルエンザが定期予防接種に追加された。これは、インフルエンザによる高齢者の肺炎併発や死亡が社会問題化していることや、わが国でも高齢者に対するインフルエンザワクチンの有効性が確認されたことによる。

また、予防接種の対象疾病が類型化され、インフルエンザは個人予防の積み重ねが社会全体の疾病予防につながる二類疾病として位置付けられた。二類疾病は個人予防が目的のため、予防接種を受ける義務は課せられておらず、対象者本人が接種を希望する場合にのみ接種を行うことができる。

《接種率の算定基準》

対象者数について、平成15年度までは地域保健・老人保健事業報告の算定基準を用いているが、平成17年度より厚生労働省の算定基準を用いているため、接種率が100%を超えることがある。

(1) BCG予防接種

《目的》

乳幼児における結核性髄膜炎や粟粒結核などの予防を目的とする。また、併せて結核のまん延を予防することを目的とする。

《内容》

①対象及び実施方法

対 象	実 施 方 法
生後6か月未満	乾燥BCGワクチンを1滴滴下し管針で経皮接種

*佐倉市では、佐倉市予防接種委員会での検討結果を踏まえ、免疫不全症が比較的明らかとなる3か月からを原則の接種期間としている。

*平成22年6月1日から、生後6か月に達するまでの期間に医学的に接種が不相当であると判断された場合でなくても、公費負担申請書に記入をし、1歳に達するまでの期間にBCG接種を行う場合は公費負担による予防接種として取り扱うこととした。

②実施時期及び実施場所

平成23年4月1日から平成24年3月31日

市内34医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。母子事業で周知勧奨。毎月、ハガキによる未接種者(生後5か月児)への接種勧奨を実施。

《実績》

平成23年度実施結果

区分	3か月～6か月未満			6か月～1歳未満	合 計	
	対象者数 (人)	BCG実施者数 (人)	接種率	BCG実施者数 (人)	BCG実施者数 (人)	接種率
BCG	1,189	1,128	94.9%	9	1,137	95.6%

年度別実施状況

年度	区分	B C G	
		実施者数(人)	接種率(%)
19年度		1,249	101.4
20年度		1,207	96.3
21年度		1,219	108.7
22年度		1,187	102.3
23年度		1,137	95.6

BCG接種は、乳幼児期の重症結核を防ぐのに有効であるとされている。現在、結核は治療可能な疾患であるが、乳幼児がかかると重症化しやすいため乳幼児期の早期にBCG接種を受けることが求められる。

[コッホ現象]

結核既感染者にBCG接種をした場合に、接種後1～10日以内に接種局所に発赤・腫脹・さらには針痕部位に化膿が生じることをコッホ現象という。(通常BCG接種後10日頃から個々の針痕部位に小さな発赤や膨隆が生じ、1か月頃最も強くやがて個々の針痕部位には痂皮が生じ、3か月頃までには落屑して小さな癒痕を残すのみとなる。)

結核既感染者にBCG接種をしたことで、結核の発病を促進したり、病状を増悪することはない。コッホ現象と思われる反応がみられた場合は、接種を受けた医療機関に受診し、医療機関がコッホ現象と判断した場合は、「コッホ現象事例報告書」を提出し、結核菌の自然感染を受けている可能性があるため、精密検査を受けるように説明する。

《考 察》

BCG予防接種は、対象年齢が3か月から6か月未満と短いことから、接種率低下を防ぐための勧奨が必要と考えられる。平成22年度から未接種の5か月児にハガキによる接種勧奨を実施しているが、今後も継続して実施していきたい。

(2) ポリオ

《目的》

急性灰白髄炎（ポリオ）の発生及びまん延を予防することを目的とする。

《内容》

①対象及び実施方法

対 象	実 施 方 法
生後3か月～90か月未満	経口生ポリオワクチン（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型混合）6週間以上の間隔において2回投与する。（小ピペットにて0.05mlを経口投与）

②実施場所及び実施回数 年間27回

実 施 会 場	実 施 回 数	実 施 会 場	実 施 回 数
健康管理センター	10回	南部保健センター	7回
西部保健センター	10回		

当初、志津コミュニティセンターでの実施も予定していたが、東北地方太平洋沖地震の影響による施設破損により、他の会場へ振り分けた。

③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに日時及び会場を掲載。

《実績》

平成23年度実施結果

回数	対象者数(人)	実施者数(人)	接種率(%)
1回目	1,206	752	62.4
2回目	1,206	870	72.1
合 計	2,412	1,622	67.2

平成23年度会場別実施者数

実施会場	実施者数(人)
健康管理センター	622
西部保健センター	751
南部保健センター	249
合 計	1,622

年度別接種率の推移

年 度	実施者数(人)	接種率 (%)
19年度	2,398	96.6
20年度	2,580	100.0
21年度	2,272	90.6
22年度	2,323	95.4
23年度	1,622	67.2

《考 察》

予防接種率の低下については、不活化ポリオワクチンの承認を待って経口（生）ワクチンの接種を受けない“接種控え”があるものと推察する。予定では、2013年度初めに不活化ポリオワクチンを導

入する、と言われているが今後の動向を注視し、接種率の維持向上に努めたい。また、投与されたワクチンウイルスは数週間にわたって糞便中に排泄され、二次感染の危険性があるため、同居者の手洗いの励行について、今後も周知を継続したい。

(3) 麻しん（はしか）・風しん

《目的》

麻しん、風しんの発生及びまん延を予防することを目的とする。

《内容》

①対象及び実施方法

対 象		実 施 方 法
第1期	生後12か月～24か月未満	・麻しん風しん混合ワクチン(MR) 0.5m1を1回皮下注射 <単抗原ワクチン希望の方> ・麻しん単抗原ワクチン0.5m1を1回皮下注射 ・風しん単抗原ワクチン0.5m1を1回皮下注射
第2期	5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間	
第3期	13歳～14歳未満（中学1年生相当）	
第4期	18歳～19歳未満（高校3年生相当）	

②実施時期及び実施場所

平成23年4月1日から平成24年3月31日

市内51医療機関（麻しん、風しんの単抗原については、それぞれ市内50医療機関）・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
（実施日時については、各医療機関が定める）

③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

ポリオ予防接種、4か月児乳児相談、1歳6か月児健診、個別通知等で未接種者に勧奨した。

※平成20年4月に予防接種法が改正され、中学1年生及び高校3年生相当の学年の者に、5年間に限り第3期・第4期としての麻しん風しん混合予防接種が実施されるようになった。また、この改正に伴い麻しん又は風しんに罹患した場合でも麻しん風しん混合予防接種を実施できるようになった。

※平成23年5月20日予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第144号）の公布・施行。

[内容]平成23年5月20日から平成24年3月31日までの間、麻しん及び風しんの定期の予防接種の対象者に高校2年生相当の年齢の者を追加した。

《実績》

平成 23 年度麻しん風しん実施結果

種別	期別	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
麻しん風しん	第 1 期	1,229	1,167	95.0
	第 2 期	1,390	1,247	89.7
	第 3 期	1,599	1,337	83.6
	第 4 期	1,680	1,428	85.0
	合計	5,898	5,179	87.8
麻しん	第 1 期	1,229	0	—
	第 2 期	1,390	0	—
	第 3 期	1,599	0	—
	第 4 期	1,680	5	—
	合計	5,898	5	—
風しん	第 1 期	1,229	0	—
	第 2 期	1,390	0	—
	第 3 期	1,599	2	—
	第 4 期	1,680	5	—
	合計	5,898	7	—
麻しん合計	第 1 期	1,229	1,167	95.0
	第 2 期	1,390	1,247	89.7
	第 3 期	1,599	1,337	83.6
	第 4 期	1,680	1,433	85.3
	合計	5,898	5,184	87.9
風しん合計	第 1 期	1,229	1,167	95.0
	第 2 期	1,390	1,247	89.7
	第 3 期	1,599	1,339	83.7
	第 4 期	1,680	1,433	85.3
	合計	5,898	5,186	87.9

年度別麻しん接種率の推移 (麻しん風しん実施者+麻しん実施者)

年度	期別	実施者数 (人)	接種率 (%)
19 年度	第 1 期	1,258	100.2
	第 2 期	1,354	93.3
20 年度	第 1 期	1,266	94.3
	第 2 期	1,380	93.8
	第 3 期	1,286	80.5
	第 4 期	1,312	76.1
21 年度	第 1 期	1,179	89.5
	第 2 期	1,371	93.5
	第 3 期	1,411	90.3
	第 4 期	1,262	72.0
22 年度	第 1 期	1,265	97.2
	第 2 期	1,390	92.1
	第 3 期	1,423	88.8
	第 4 期	1,328	78.6

23 年度	第 1 期	1, 167	95. 0
	第 2 期	1, 247	89. 7
	第 3 期	1, 337	83. 6
	第 4 期	1, 433	85. 3

年度別風しん接種率の推移（麻しん風しん実施者＋風しん実施者）

年度	期別	実施者数（人）	接種率（％）
19 年度	第 1 期	1, 261	100. 5
	第 2 期	1, 363	93. 9
20 年度	第 1 期	1, 267	94. 3
	第 2 期	1, 381	93. 9
	第 3 期	1, 288	80. 7
	第 4 期	1, 310	75. 9
21 年度	第 1 期	1, 179	89. 5
	第 2 期	1, 372	93. 5
	第 3 期	1, 411	90. 3
	第 4 期	1, 269	72. 4
22 年度	第 1 期	1, 265	97. 2
	第 2 期	1, 390	92. 1
	第 3 期	1, 425	89. 0
	第 4 期	1, 335	79. 1
23 年度	第 1 期	1, 167	95. 0
	第 2 期	1, 247	89. 7
	第 3 期	1, 339	83. 7
	第 4 期	1, 433	85. 3

《考 察》

平成 20 年度からこれまでに 1 回しか接種を受けていない年齢層にも 2 回目の接種を行うために、中学 1 年生と高校 3 年生相当年齢の者に第 3 期、第 4 期の定期接種を開始した。（平成 24 年度までの 5 年間）

実施期間に先駆けて予診票を個別郵送し周知に努め、期間中は未接種者に対してはがきや電話連絡等による勧奨を実施した。今後も 2 回接種の重要性についての周知に努め、接種率向上を目指していきたい。

(4) 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）DPT
二種混合（ジフテリア、破傷風）DT

三種混合DPT（二種混合DT）第1期

《目的》

ジフテリア、百日せき、破傷風の発生及びまん延を予防することを目的とする。

《内容》

①対象及び実施方法

種別	対象		実施方法
三種混合	第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	沈降精製百日せき・ジフテリア・破傷風混合ワクチンを3～8週の間隔で0.5mlを3回皮下注射
	第1期 (追加)	初回終了後12～18か月後 (標準的な接種期間) 生後3か月～90か月未満	沈降精製百日せき・ジフテリア・破傷風混合ワクチンを第1期初回完了後12～18か月の間に0.5mlを1回皮下注射
二種混合	第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	百日せき既往者は沈降精製ジフテリア・破傷風混合トキソイドワクチンを0.5mlずつ2回皮下注射
	第1期 (追加)	初回終了後12～18か月後 (標準的な接種期間) 生後3か月～90か月未満	百日せき既往者は沈降精製ジフテリア・破傷風混合トキソイドワクチンを第1期初回完了後12～18か月の間に0.5mlを1回皮下注射

※平成22年6月1日から、第1期初回の3～8週の間隔を過ぎてしまった場合であっても、公費負担申請書に記入をし、定期の対象年齢内で接種を行う場合は、公費負担による予防接種として取り扱うこととした。

②実施時期及び実施場所

平成23年4月1日から平成24年3月31日

市内52医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別に送付。
健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実績》

平成 23 年度実施結果

種別	回数	対象者数 (人)	実施者数 (人)	接種率 (%)	
三種混合	第 1 期	1 回	1, 199	1, 314	109. 6
		2 回	1, 199	1, 283	107. 0
		3 回	1, 199	1, 246	103. 9
		追加	1, 199	1, 378	114. 9
	合計	4, 796	5, 221	108. 9	
二種混合	1 回	1, 199	0	—	
	2 回	1, 199	0	—	
	3 回	1, 199	0	—	
	追加	1, 199	0	—	
	合計	4, 796	0	—	

年度別接種率の推移（三種混合 1 期合計）

年度	実施者数 (人)	接種率 (%)
19 年度	5, 284	106. 7
20 年度	5, 307	104. 0
21 年度	5, 119	103. 4
22 年度	5, 110	106. 9
23 年度	5, 221	108. 9

《考察》

ジフテリアは予防接種以外に免疫を獲得する方法がほとんどない状況である。乳児期の百日せき罹患は肺炎や脳症などの重い合併症を起こして重篤になることもある。また、破傷風は自然感染による免疫が成立せず、いつでもどこでも罹患する恐れがある。これらのことから、三種混合予防接種はできるだけ早期に受けることが望ましい予防接種である。

近年、百日せきは大人でも流行していて、感染の機会が多くなっているため、今後も接種率確保を含め、早期接種の周知に努めていきたい。

第2期ジフテリア・破傷風

《目的》

ジフテリア、破傷風の発生及びまん延を予防することを目的とする。

《内容》

①対象及び実施方法

対 象	実 施 方 法
11 歳～13 歳未満	沈降精製ジフテリア、破傷風混合トキソイドワクチン 0.1ml を 1 回皮下注射

②実施時期及び実施場所

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

市内 50 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

11 歳の誕生日の翌月に予診票等を個別通知。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実績》

平成 23 年度実施結果

種別		対象者数 (人)	実施者数 (人)	接種率 (%)
二種混合	第 2 期	1,561	1,292	82.8

年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率(%)
19 年度	888	57.9
20 年度	961	60.6
21 年度	1,047	65.8
22 年度	1,281	85.3
23 年度	1,292	82.8

《考 察》

ジフテリアは予防接種以外に免疫を獲得する方法がほとんどない状況である。また、破傷風は自然感染による免疫が成立せず、いつでもどこでも罹患する恐れがあることから、接種率を高めることは重要である。第2期二種混合は、乳幼児期に三種混合または二種混合の第1期予防接種をして得られた免疫が低下してくるため、追加接種として実施している予防接種である。

平成 22 年度は夏に未接種者勧奨を行い、接種率が向上したため、平成 23 年度も同様に実施した。乳幼児期と異なり、保護者の予防接種に対する意識も低下しているため、今後も接種率の向上へ向けた予防接種勧奨を工夫していきたい。

(5) 日本脳炎

《目的》

日本脳炎の発生を予防することを目的とする。

《内容》

①対象及び実施方法

対 象		実 施 方 法	備 考
第1期 (初回)	生後6か月～90か月未満	日本脳炎ワクチンを1～4週間隔で0.5mlを2回皮下注射	3歳未満の場合、接種量は0.25ml
第1期 (追加)	初回終了後概ね1年後 生後6か月～90か月未満	初回接種後概ね1年後に0.5mlを1回皮下注射	
第2期	9歳～13歳未満	0.5mlを1回皮下注射	

日本脳炎ワクチンをめぐる経緯

*平成17年5月

・マウス脳由来ワクチンによる重症ADEM（急性散在性脳脊髄炎）発生を受け、厚労省が「積極的勧奨の差し控え」を勧告。定期接種が中止。

※平成17年7月29日公布「予防接種法施行令の一部を改正する政令」により日本脳炎第3期予防接種（14歳以上16歳未満の者が対象）は廃止となった。

*平成21年6月

・新たな乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（商品名：ジェービックV）が薬事法の承認を受け、定期の第1期に使用可能なワクチンに位置付けられた。

*平成22年3月9日

・マウス脳由来ワクチンが有効期限切れとなる。

*平成22年4月

・第1期の標準的な接種期間に該当するものに対して「積極的な勧奨」を再開。

*平成22年8月

・乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが第2期の予防接種に使用可能なワクチンに。
・17～21年度の間第1期の接種機会を逃したものが、政令で定める接種年齢（9歳以上13歳未満）で、不足回数の接種を行っても1期接種として実施することが可能に。

*平成23年4月

・平成23年度については、第1期（初回・追加）の標準的な接種期間に該当するもの（3歳・4歳）、小学校3年生、小学校4年生に対して「積極的な勧奨」を再開。

*平成23年4月11日

・化血研から平成23年1月17日に薬事承認された、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（商品名：エンセバック皮下注用）が発売となる。

*平成23年5月20日

・予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第144号）及び予防接種実施規則

の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 62 号）の公布・施行。

[内容]平成17年度から平成21年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者（平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）に対する日本脳炎に係る定期の予防接種について、対象者を4歳以上20歳未満の者としたこと。第1期、第2期の未接種分を定期として接種できるようになる。これまでに定期の期間に接種した者も定期接種として扱う。

*平成24年2月28日

・「日本脳炎の定期の予防接種についての一部改正について」が発出。同年3月27日に、[日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A（平成24年3月改定版）]が情報提供される。

②実施時期及び実施場所

平成23年4月1日から平成24年3月31日

市内41医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

（実施日時については、各医療機関が定める）

③周知方法

第1期 出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

3歳児健診時に日本脳炎について勧奨。

第2期 9歳の誕生日の翌月に予診票を個別通知。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実績》

平成23年度実施結果

種別	回数	対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（%）
第1期	1回目	1,388	2,109	151.9
	2回目	1,388※	2,083	150.1
	追加	1,438※	2,343	162.9
	小計	4,214	6,535	155.1
第2期		1,486	1,026	69.0
合計		5,700	7,561	132.6

※前年度と対象者数の算出方法が変更したため、県への報告とは数値が異なる。

1期初回：平成23年9月30日現在の3歳人口 1期追加：平成23年9月30日現在の4歳人口

第1期 年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率(%)
19年度	559	13.0
20年度	1,731	42.2
21年度	3,491	87.2
22年度	5,766	137.7
23年度	6,535	155.1

第2期 年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率(%)
19年度	261	16.9
20年度	483	32.8
21年度	806	52.2
22年度	443	29.6
23年度	1,026	69.0

*平成17年度から厚生労働省の勧告により積極的勧奨差し控え。

《考 察》

平成22年度の2期では、平成22年8月に新ワクチンの使用が許可されたが、接種できない期間があったことから、接種率は減少したものの、再開後しばらく経ち、接種率は上がってきている。

なお、平成17年5月の接種勧奨の差し控えの勧告の影響で、接種機会を逃している接種対象者への救済措置にあたる制度改正があったことにより、今後も接種者数の伸びが予想される。

今後も国・県からの情報提供に注目しつつ、接種者への正確な情報提供に努め、円滑に予防接種が実施できるよう対応していきたい。

(6) インフルエンザ

《目的》

インフルエンザの個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

《内容》

①対象及び接種方法

対 象	接 種 方 法
① 65 歳以上の者 ② 60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する病気で障害者手帳 1 級の者	インフルエンザHAワクチンを 1 回皮下注射 〔ワクチンの型〕 A型株 ①A／カリフォルニア／7／2009 (H1N1) ②A／ビクトリア／210／2009 (H3N2) B型株 ③B／ブリスベン／60／2008 (ビクトリア系統)

②実施時期及び実施場所

平成 23 年 10 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日

市内 61 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

65 歳以上の対象者に氏名、住所を印字した予診票を個別に送付。

60 歳以上 65 歳未満の対象者のうち希望者は健康増進課へ連絡をもらい、予診票を個別に送付。

ポスター掲示、「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実績》

平成 23 年度実績

対象年齢	対象者数 (人)	実施者数 (人)	接種率 (%)
65 歳以上	39,997	22,196	55.5
60～64 歳	126	37	29.4
合計	40,123	22,233	55.4

年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率 (%)
19 年度	19,116	56.2
20 年度	21,136	60.2
21 年度	19,830	52.9
22 年度	22,780	58.8
23 年度	22,233	55.4

※平成 23 年 7 月 22 日 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成 23 年政令第 226 号）及び予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 90 号）が公布・施行された。

[内容]今後、平成 21 年春に発生した新型インフルエンザと同程度の感染力や病状を呈する新型インフルエンザが発生した場合の対応について、所要の規定を整備するもの。

- ・市町村長は、予防接種の対象者に対し、当該予防接種を受けることを勧奨するもの
- ・被接種者の努力義務なし
- ・予防接種を行うために要する費用は市町村が支弁し、その費用の 4 分の 1 を都道府県が、2 分の 1 を国がそれぞれ負担する。など

《考 察》

新型インフルエンザ（H1N1）は平成 23 年 3 月 31 日をもって、季節性インフルエンザワクチンに組み込まれたため、平成 23 年度は通常は季節性インフルエンザとして接種を実施した。低所得者への助成について国や県からの補助金もないため、従来の季節性インフルエンザの要綱に基づいて、生活保護の方のみを助成対象とした。

ワクチン株については、今冬（2011/12 シーズン）の北半球用ワクチン株は前シーズンと同様に、A(H1N1)pdm09、A(H3N2) よび B 型ビクトリア系統の 3 価ワクチンが WHO から推奨され、わが国も平成 22（2010）年度と同様にこれら 3 株からなる 3 価ワクチンとすることが妥当であると結論づけられことにより、平成 22 年度同様のワクチン株となった。

インフルエンザ予防接種は、接種後に抗体がつくられるまで 2 週間位、抗体有効期間が 5 か月位であることから、通常、10 月から 12 月を接種期間とし、できるだけ早期に接種を終えることができるように案内している。個人防衛のための予防接種であることを含め、感染症予防の基本である①手洗い②うがい③睡眠・休養の必要性について啓発していきたい。

3. 結核予防

(1) 結核検診

根拠法令等

感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）

《目的》

結核検診を行うことにより、結核患者の発生及び結核の蔓延を予防する。

《内容》

① 対象者

市内在住の65歳以上の男女

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月4日～11月29日、市内18会場、57日間実施。
- ・費用 300円（税込み）
- ・検診内容 検診車両での、胸部レントゲン間接撮影及び読影を実施。

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～11月30日、市内38医療機関で実施。
- ・費用 1,300円（税込み）
- ・検診内容 胸部レントゲン直接撮影及び読影を実施。

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の65歳以上の男女で、下記に該当するかた

- ・70歳のかた
- ・平成22年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・市の特定健診（健康診査）の対象となるかた
- ・生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、周知啓発に努めた。

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
19年度	32,079	5,593	17.4
20年度	34,073	9,747	28.6
21年度	36,379	9,602	26.4
22年度	38,185	10,486	27.5
23年度	39,305	10,947	27.9

② 胸部レントゲン検診（結核検診）実施結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検査者 (人)	要精密検査率 (%)	精密検査受診者 (人)	結核発見数 (人)
集団	39,305	5,751	14.6	54	0.9	46	1
個別		5,196	13.2	38	0.7	31	0
合計	39,305	10,947	27.9	92	0.8	77	1

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査実施状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査 (結・非結核)		受診者数		未受診者 人	結核 人
					人	%	人	%	人	%		
男性	65～69	6,860	1,486	21.7	1,470	98.9	16	1.1	12	75.0	4	1
	70～74	5,233	1,786	34.1	1,770	99.1	16	0.9	14	87.5	2	0
	75～79	3,318	1,139	34.3	1,124	98.7	15	1.3	11	73.3	4	0
	80歳以上	2,915	555	19.0	545	98.2	10	1.8	9	90.0	1	0
	小計	18,326	4,966	27.1	4,909	98.9	57	1.1	46	80.7	11	1
女性	65～69	6,815	2,129	31.2	2,119	99.5	10	0.5	10	100.0	0	0
	70～74	5,019	1,994	39.7	1,981	99.3	13	0.7	12	92.3	1	0
	75～79	3,751	1,180	31.5	1,177	99.7	3	0.3	3	100.0	0	0
	80歳以上	5,394	678	12.6	669	98.7	9	1.3	6	66.7	3	0
	小計	20,979	5,981	28.5	5,946	99.4	35	0.6	31	88.6	4	0
男性	集団	18,326	2,904	27.1	2,868	98.8	36	1.2	30	83.3	6	1
	個別		2,062		2,041	99.0	21	1.0	16	76.2	5	0
女性	集団	20,979	2,847	28.5	2,829	99.4	18	0.6	16	88.9	2	0
	個別		3,134		3,117	99.5	17	0.5	15	88.2	2	0
合計	39,305	10,947	27.9	10,855	99.2	92	0.8	77	83.7	15	1	

《考 察》

受診者は、22年度の10,486人と比べ461人増加し、受診率では0.4ポイントの増加であった。

集団検診の受診者は、22年度の5,628人に比べ123人の増加、個別検診の受診者は、22年度の4,858人に比べ338人の増加となった。

今後も、結核検診の受診を勧奨していく。

3. 予防接種（任意）

根拠法令等

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業

平成22年10月厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会より、

1. WHOが全ての地域に向けて接種に関する推奨の勧告を行っており、先進諸国でも実施されているものの、我が国では未実施である。
2. ヘモフィルスインフルエンザ菌b型（Hib）、肺炎球菌の感染による細菌性髄膜炎で乳幼児が死亡し、HPV感染による子宮頸がんで死亡する女性も多い
3. ワクチンの有効性は高いと評価される。
4. Hib、肺炎球菌は、重度の後遺症の発症頻度が高い。
5. その接種促進に対する国民の要請も高いことから、Hib、肺炎球菌、HPVワクチンは、予防接種法上の定期接種に位置づける方向で急ぎ検討すべきである。
6. 引き続き、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎等その他の疾病・ワクチンも検討を進めるとともに、予防接種に関する評価・検討組織の設置についての議論等を行い、今後の予防接種のあり方について提言を取りまとめることとしたい。

との意見あり。

以上の提言をもとに、平成22年11月26日子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の補正予算が成立した。

佐倉市においては、平成23年4月1日から事業を開始した。

《目的》

予防接種は、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

・予防接種健康被害救済制度

万が一予防接種の副反応によって健康被害が発生した場合は、予防接種法の救済制度は適用されないが、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度や、千葉縣市町村総合事務組合の千葉県予防接種事故補償等条例に基づく救済を受けることができる。

・副反応の報告

予防接種後、医療機関が副反応を診断した場合は、「子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種後副反応報告書（様式1）」により診断した医師から厚生労働省へ報告する。薬事法等に基づく報告との関係は、厚生労働省において、薬事法第77条の4の2第2項の報告とみなして取り扱うこととするためそれぞれに報告する必要はない。

(1) 子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2価、ガーダシル・4価）

《目的》

（サーバリックス）

子宮頸癌（扁平上皮細胞癌、腺癌）及びその前駆病変（子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）2及び3）の予防

（ガーダシル）

- ・子宮頸がん（扁平上皮細胞がん及び腺がん）及びその前駆病変（子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）1, 2及び3並びに上皮内腺がん（AIS））の予防。
- ・外陰上皮内腫瘍（VIN）1, 2及び3並びに膣上皮内腫瘍（VaIN）1, 2及び3の予防。
- ・尖圭コンジローマの予防

《内容》

①対象及び実施方法

ワクチン名	対象	実施方法
サーバリックス	中学1年生～ 高校1年生の	子宮頸がん予防ワクチン0.5mlを0・1・6か月の間隔で3回 筋肉注射
ガーダシル	女子	子宮頸がん予防ワクチン0.5mlを0・2・6か月の間隔で3回 筋肉注射

②実施時期及び実施場所

（サーバリックス）

平成23年4月1日から平成24年3月31日

市内42医療機関・千葉県内子宮頸がん等ワクチン接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
（実施日時については、各医療機関が定める）

（ガーダシル）

平成23年9月15日から平成24年3月31日

市内35医療機関・千葉県内子宮頸がん等ワクチン接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
（実施日時については、各医療機関が定める）

③周知方法

（共通）

平成22年3月末に、予診票を個別に送付。

こうほう佐倉・ホームページに委託医療機関を掲載。

（ガーダシル）

教育委員会指導課経由で、市内中学校女子へ2価と4価の違いについてのリーフレットを配布。

《実績》

平成 23 年度実施結果

	対象者数 (人)	延べ接種回数 (回)			実施者数 (人)			接種率 (%)
		サーバリックス	ガーダシル	合計	サーバリックス	ガーダシル	合計	
中学 1 年生	767	415	143	558	171	87	258	33.6
中学 2 年生	825	475	201	676	193	118	311	37.7
中学 3 年生	783	624	231	855	265	146	411	52.5
高校 1 年生	798	1,207	293	1,500	464	138	602	75.4
合計	3,173	2,721	868	3,589	1,093	489	1,582	49.9

※平成 23 年 3 月 7 日付事務連絡にて、子宮頸がん予防ワクチンの供給が十分でないことから、当分の間、初回の接種者への接種差し控え、既に接種を開始した方への 2 回目、3 回目の接種を優先するようお願いがあった。その後、供給量の確保により、7 月 10 日から高校 1 年生へ、7 月 20 日からすべての学年の対象者にも接種を再開することができた。

※平成 23 年 8 月 25 日付事務連絡

MSD 社より、ガーダシルが 7 月 1 日付で薬事承認を受け、平成 23 年 8 月 26 日から発売された。9 月 15 日以降の接種分から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の補助対象に位置付ける。注意点としては、サーバリックスと接種間隔が異なること、同じワクチンで 3 回とも接種すること（2 つのワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性、有効性のデータはない）。

※平成 23 年 12 月 20 日付事務連絡にて、例外として、「平成 23 年度中に本事業に基づき 1 回でも接種をした方は、平成 24 年度の対象となる。」旨の通知があった。

《考察》

当初、接種差し控えによる救済措置を実施するか不透明であったため、年度内に 3 回の接種が完了できるよう、9 月に未接種者へはがきによるお知らせを行った。また、救済措置の実施が明確となった後（2 月）に、平成 23 年度中に 1 回でも接種した高校 1 年生は、平成 24 年度中の接種分についても公費負担が可能である旨のお知らせを高校 1 年生へ送っている。

接種者数については、高学年になるほど接種率が高い傾向にある。将来定期化になる予定のワクチンであり、接種率の向上に努めていきたい。

(2) ヒブ予防接種

《目的》

インフルエンザb菌による感染症、特に侵襲性の感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎）の予防

《内容》

①対象及び実施方法

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	ヒブワクチン0.5mlを4～8週間隔で3回皮下注射
追加		初回接種後概ね1年後に0.5mlを1回皮下注射

②実施時期及び実施場所

平成23年4月1日から平成24年3月31日

市内34医療機関・千葉県内子宮頸がん等ワクチン接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

平成22年3月末に、予診票を個別に送付。

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別送付時、希望者は連絡いただくよう、リーフレットを同封。母子手帳を保健センターへ持参、又は母子手帳の写しを送付後配布。こうほう佐倉・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実績》

平成23年度実施結果

	対象者数(人)	延べ接種回数(回)	実施者数(人)	接種率(%)
2か月～7か月未満	1,630	2,424	1,096	67.2
7か月～1歳未満	480	882	309	64.4
1歳	1,311	828	783	59.7
2歳	1,311	389	389	29.7
3歳	1,461	318	318	21.8
4歳	1,398	452	452	32.3
合計	7,591	5,293	3,347	44.1

※平成23年3月2日以降、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンを含むワクチン同時接種後の乳幼児において7例の死亡例が報告されており、3月4日以降接種を一時的に見合わせていた。平成23年3月24日に専門家の会議において、安全性上の懸念はないとの評価を受け、4月1日から接種を再開することとなった。

《考 察》

中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などの表在性感染症の他、髄膜炎、敗血症などの重篤な感染症を起こす乳幼児の重篤な病原細菌である。わが国では、平成 20 年 12 月に接種できるようになった。WHO は 1998 年乳幼児への定期接種を強く勧告し、世界 110 カ国以上で導入され、その効果は高く評価されている。生後 2 か月の月齢から開始できる予防接種であり、生後 6 か月までに 3 回接種を終了することが望ましいと言われている。早期に接種を開始できるよう、情報提供に努めていきたい。

(3) 小児用肺炎球菌予防接種

《目的》

肺炎球菌（血清型 4、6B、9V、14、18C、19F 及び 23F）による侵襲性感染症の予防

《内容》

①対象及び実施方法

対象		実施方法
初回	生後 2 か月～5 歳未満	小児用肺炎球菌ワクチン 0.5ml を 27 日以上の間隔で 3 回皮下注射
追加		初回接種後 60 日以上の間隔でワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射

②実施時期及び実施場所

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

市内 33 医療機関・千葉県内子宮頸がん等ワクチン接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

平成 22 年 3 月末に、予診票を個別に送付。

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別送付時、希望者は連絡いただくよう、リーフレットを同封。母子手帳を保健センターへ持参、又は母子手帳の写しを送付後配布。こうほう佐倉・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実績》

平成 23 年度実施結果

	対象者数 (人)	延べ接種回数 (回)	実施者数 (人)	接種率 (%)
2 か月～7 か月未満	1,630	2,314	1,061	65.1
7 か月～1 歳未満	480	967	350	72.9
1 歳	1,311	1,432	755	57.6
2 歳	1,311	629	563	42.9
3 歳	1,461	442	442	30.3
4 歳	1,398	558	558	39.9
5 歳	—	11	11	—
合計	7,591	6,353	3,740	49.3

※平成 23 年 3 月 2 日以降、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンを含むワクチン同時接種後の乳幼児において 7 例の死亡例が報告されており、3 月 4 日以降接種を一時的に見合わせていた。平

成 23 年 3 月 24 日に専門家の会議において、安全性上の懸念はないとの評価を受け、4 月 1 日から接種を再開することとなった。

《考 察》

肺炎球菌は、細菌による子供の感染症の 2 大原因の一つである。この菌は、子どもの多くが鼻の奥に保菌していて、ときに細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎といった病気を起こすため、死亡率や後遺症例はヒブによる髄膜炎より高く、約 21%が予後不良。

WHO は 2007 年各国に向けて全員に接種されるべきワクチンと勧告している。わが国では、平成 22 年 2 月に接種できるようになった。

この予防接種は生後 2 か月の月齢から開始でき、生後 6 か月までに 3 回接種を終了することが望ましいと言われているため、早期に接種を開始できるよう、情報提供に努めていきたい。

(4) 高齢者肺炎球菌接種費用助成事業

《目的》

肺炎球菌（血清型 23 種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防。

《内容》

①対象及び実施方法

接種日時時点で 65 歳以上のかた

接種日時時点で 60 歳～64 歳で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する病気で障害者手帳 1 級のかた

②実施方法

1. 医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種料金を医療機関に支払う
2. 接種後、各保健センターで助成金の申請（郵送可）
3. 申請後、後日市から本人名義の指定口座に助成金（2,000 円）を振り込む

③実施時期及び実施場所

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

市内 50 医療機関・または、市外医療機関での接種も可能
（実施日時については、各医療機関が定める）

④周知方法

高齢者インフルエンザ対象者に予診票を送付する際、お知らせ文を同封。

10 月 1 日号こうほう佐倉・ホームページに事業内容、実施医療機関を掲載。

《実績》

平成 23 年度実施結果

	対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（％）
65 歳以上	39,997	4,187	10.5
60～64 歳	126	2	1.6
合計	40,123	4,189	10.4

《考察》

平成 23 年度の新規事業。平成 22 年度に全国では 11 万 8 千人が肺炎のために亡くなっており、日本人の死因の第 4 位（千葉県では 5,009 名の方が亡くなり、県民の死亡原因の第 3 位）である。亡くなった方の 90%以上が 65 歳以上の高齢者であり、肺炎は高齢者にとっては危険な病気である。平成 21 年 10 月に、厚生労働省で検討された結果、再接種しても差し支えないとされたが、過去 5 年以内に接種されたことのある者が再接種を行う場合には、必要性を慎重に考慮し、前回から十分な間隔（5 年以上）を確保して行う。前回接種との間隔が十分でないと、副反応が強く

出る可能性があると言われており、引き続き案内文等で情報提供に努めていきたい。

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	・健康に関する自己チェックをする人の増加(体重測定、血圧測定など) 体重・身長チェック 32.3% → 50% 血圧測定 33.7% → 50%

《目的》

健康診査の記録、その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内容》

- ①対象 市内在住の40歳以上のかた
- ②方法 健診・検診会場又は、各保健センターにおいて交付

《実績》

健康手帳の交付状況 (単位:冊)

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
20年度			14,795			1,829			16,624
21年度	2,299	5,252	7,551	210	320	530	2,509	5,572	8,081
22年度	3,108	5,494	8,602	328	307	635	3,436	5,801	9,237
23年度	2,598	4,733	7,331	508	401	909	3,106	5,134	8,240

※男女別の統計については、平成21年度より導入となっている。

《考察》

健康手帳は、毎年の受診結果を記録しておくことにより、健康状態を経年的に管理できるので、生活習慣病の予防に効果がある。

平成19年度まで健診(検診)の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診(検診)受診者に配布していた。

平成20年度から、健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらおうようにした。

平成21年度は、健康の記録のページの特設健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。

平成22年度は、相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすいようにした。

平成23年度は、慢性閉塞性肺疾患(COPD)の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患(COPD)についての説明を加えた。

2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 2 1 目標値 平成18年度 (市の現状) → 平成24年度 (目標)	<ul style="list-style-type: none"> 健康に関心を持つ人の増加 中学生以上 62.8% → 90%以上 健康づくりや生活習慣病予防のための教室・相談等の利用者の増加 集団健康教育 3,154 人 → 増加

(1) 集団健康教育

《目的》

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。(健康増進事業実施要領)

《内容》

	対象	方法	内容	周知方法	
一般健康教育	メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法」講習会	特定健診結果説明会・健康相談・糖尿病予防学習会参加者等	5 コース (1 コース 2 回。健康管理センター: 2 コース、西部保健センター: 2 コース、南部保健センター 1 コース) で実施。	<ul style="list-style-type: none"> 食生活を改善するための必要な知識や情報の提供。 各自の食生活に関する問題点を見つけ改善できるよう具体的な方法をアドバイスする。 試食を通し、カロリーを減らす方法を知る。 	健康結果説明会、健診結果票送付時に 案内文同封、チラシによる P R ・ こうほう佐倉
	運動習慣づくり教室	特定保健指導の対象となった者及び特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要な者	4 コース (1 コース 5 回。健康管理センター: 2 コース、西部保健センター: 1 コース、南部保健センター: 1 コース) で実施。	健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身に着くようする。	
	運動器具トレーニング講習会	市内に居住地を有する 18 歳以上の者 (高校生を除く。) で、医師等から運動を制限されていないものとする (保健センター運動指導事業実施要領)	西部保健センター、南部保健センターで月 1 回実施。	トレッドミル及びエルゴメーターを使用して実施するもの。	ホームページ、こうほう佐倉、 保健事業での P R 地区回覧、
	サーキットトレーニング講習会		西部保健センターで月 1 回実施。	平成 19 年度特定保健指導アウトソーシング環境整備事業 (佐倉市メタボリックシンドロームモデル事業) により自治体向けに開発された映像を使用して実施するもの。	
	玄米ダンベル体操講習会		西部保健センター、南部保健センターで月 1 回実施。	「玄米ニギニギ体操」鈴木正成編 (日本放送協会 2002 年) に基づく玄米ダンベル及び映像を使用して実施するもの。	
	更新講習会	玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング自由開放日参加者	西部保健センターで 7 回、南部保健センターで 2 回実施。	体力チェックの実施。運動の効果的な方法について講義形式で学び、運動実技の実施 (ウォーキングと筋力トレーニング)	保健センターで チラシの設置

		対象	方法	内容	周知方法
一般健康教育	出前健康講座、講師派遣等	市内在住・在勤の者	12月28日～1月5日を除く午前9時から午後8時の間の2時間以内。	自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。内容は出前健康講座メニューから選択するか、申請者と協議のうえ決定する。	保健事業でのPR チラシ、ホームページ、
	健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員協議会 食品衛生組合 理容組合 地域連絡協議会 	各地区組織の集まりに出向いた。	特定健診のPRと生活習慣病予防について健康教育を行い、希望者には体組成測定と健康相談を行った。	各地区組織に依頼
	メタボリックシンドローム予防講演会	一般市民	講演会の開催 健康管理センターで実施。	<ul style="list-style-type: none"> 稲次 潤子医師による講演会【演題】アンチエイジングの秘訣はメタボ予防 特定保健指導の参加者の生活習慣改善の成功体験談発表 	こうほう広報
	がん予防	子宮がん、乳がん検診受診者	子宮がん、乳がん検診会場での実施。	乳がんの自己検診法のなど。	
歯周疾患健康教育	糖尿病予防学習会、禁煙教室、出前健康講座の参加者等	各教室の参加者	各教室で実施。	糖尿病と歯周病の関係や歯周病の症状についての理解を図る。歯の健康を守るための予防方法についての理解を図る。	各教室
慢性閉塞性肺疾患健康教育	禁煙教室	現在喫煙をしており、禁煙を希望する者	喫煙者個別健康教育と併せて実施。	慢性閉塞性肺疾患(COPD)に関するリスクや正しい知識	地区回覧
骨粗しょう症健康教育	骨粗しょう症予防	骨粗しょう症検診受診者	骨粗しょう症検診会場での実施。	骨粗しょう症の予防についての正しい知識	

		対象	方法	内容	周知方法
病態別健康教育	糖尿病予防学習会	特定健康診査受診者及び人間ドック等で以下の基準に該当し、現在糖尿病の治療を受けていない者 ・空腹時血糖 100～125mg/dl または、HbA1c 5.2～6.0% ・年齢が40～65歳未満の者	1コース2課構成で2コース実施。 1課開始までに初回面接を全員実施。 ①コース： 西部保健センター ②コース： 健康管理センター	初回面接：一人30～60分の面接にて行動変容ステージ・生活習慣の確認。生活改善のための動機づけ 1課：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、グループワーク 2課：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、調理実習、グループワーク 修了式	受診者） 掲載） 広報（1・2コースそれぞれ 個人通知（特定健診

《実績》

年次別実績

※平成19年度延人数内訳は39歳以下、65歳以上は集計していないため不明

年度	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
平成19年度	179	5,159	-	4,435	-
平成20年度	117	4,544	596	2,817	1,131
平成21年度	181	7,232	344	5,848	1,040
平成22年度	258	10,242	1,642	7,032	1,568
平成23年度	183	6,781	938	4,666	1,177

健康教育の種類別実績

	回数	延人数
一般、その他	162	6,053
歯周疾患	8	211
骨粗鬆症	8	448
慢性閉塞性肺疾患	1	4
病態別	4	65
計	183	6,781

【一般健康教育の内訳】

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法」講習会

場所	人数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				30歳以下	40～64歳	65歳以上
健康管理センター (10/18・11/29)		22	33	0	18	15
西部保健センター (11/16・12/13)		24	44	0	24	20
南部保健センター (12/1・1/18)		11	19	0	17	2
健康管理センター (1/12・2/16)		21	40	1	16	23
健康管理センター (2/8・3/21)		19	33	0	13	20
計		97	169	1	88	80

運動習慣づくり教室（1コース5回、この内1回を玄米ダンベル体操講習会に併設）

場所	人数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				30歳以下	40～64歳	65歳以上
1コース (健康管理センター)		12	52	0	11	41
2コース (西部保健センター)		20	80	0	34	46
3コース (南部保健センター)		14	55	0	24	31
4コース (健康管理センター)		23	95	0	39	56
計		69	282	0	108	174

運動器具トレーニング講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	12	89	2	35	52
南部保健センター	12	42	2	20	20
計	24	131	4	55	72

サーキットトレーニング講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	12	116	1	45	70
計	12	116	1	45	70

玄米ダンベル体操 講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	12	82	0	26	56
南部保健センター	12	41	0	23	18
計	24	123	0	49	74

玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング自由開放日参加者のための更新講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
西部保健センター	7	44	0	11	33
南部保健センター	2	15	0	7	8
計	9	59	0	18	41

出前健康講座、講師派遣等

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	16	340	58	92	190

健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	21	1,059	360	355	344

メタボリックシンドローム予防講演会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	1	70	1	26	43

乳がん、子宮がん検診会場でのがん予防健康教育

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	29	3,704	455	3,249	0

歯周疾患健康教育

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	8	211	43	115	53

骨粗しょう症健康教育

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	8	448	15	402	31

慢性閉塞性肺疾患健康教育

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	1	4	0	1	3

病態別健康教育 糖尿病予防学習会 (1コース2回)

場所	人数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				30歳以下	40～64歳	65歳以上
1コース (西部保健センター)		14	22	0	22	0
2コース (健康管理センター)		25	43	0	41	2
計		39	65	0	63	2

《考 察》

- ・メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法」の講習会では、当初4コース実施の予定だったが好評のため1コースを追加して開催した。カロリーを抑えた試食があるので男性にも好評で参加者の2割が男性だった。本教室に参加して、食生活で変化があったことは「野菜を多く食べるようになった」また、今後変えようと思っていることは「よく噛んで食べる」「おやつを量を工夫する」など全参加者に食事についての正しい知識や情報を提供でき、変化が見られた。
- ・出前健康講座は22年度よりも、実施回数・延人数ともに減少した。理由としては、健康体操や高校への出前健康講座など、大人数の依頼が減少したためである。23年度は、家庭教育学級での太巻き寿司作りなどの依頼があり、食生活改善推進員に5件を依頼した。次年度は食生活改善推進員の出前健康講座を広めていきたい。また、講義内容は依頼者が聞きたいメニューに偏るため、次年度はこちらが伝えたい内容（検診の必要性など）を強調したメニューにし、意識的に伝えるなど工夫していきたい。
- ・糖尿病予防学習会受講後、およそ1年後の生活改善状況を確認するため、アンケート調査研究を実施した結果、「間食がやめられない、運動が続かない」という意見が多かったため、グループワークの内容を「間食と運動」に着目した内容に変更した。また研究では、記録を習慣化している者の改善率が高かったため、チャレンジノートを1課で配布し2課で確認したところ、記録を習慣化している者が多かった（22年度は2課終了時に配布）。例年1課の参加者が定員の半数程度と少ないため、それを増やすことが課題である。
- ・玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング、サーキットトレーニング講習会と自由開放日の参加者の年齢傾向としては65歳以上の参加者が増加している。自由開放日に参加することで参加者が互いに声をかけあい運動継続の意欲向上につながると同時に、高齢者の運動習慣づくりの場ともなっている。
- ・今年度より、玄米ダンベル及び運動器具トレーニング自由開放日参加者を対象とした、更新講習会をあらたに実施した。運動に関連した新しい知識を得つつ、日頃の運動の効果を確認する機会となった。
- ・運動習慣づくり教室では、半数以上が高齢者の参加となっている。23年度より、運動の習慣化の一助として市の運動できる場である玄米ダンベル体操講習会を各コースの5回目にあてた。ダンベル体操講習会の会場が西部・南部保健センターの選択制で会場や時間が異なることもあり、参加率の減少が懸念されたが、平均60.8%の参加率であった。一方で、4回目で教室終了という区切りになっているため、次年度は3回目に玄米ダンベル講習会をあて、運動継続の一助とする。健康運動指導士の講義と実技を合わせて1時間30分の内容であり、実技時間は実質1時間程度となっているため、次年度以降は、講義は別枠で保健師が担当し、健康運動指導士による実技時間をさらに確保する。教室に参加した時だけ運動するのではなく、自宅での運動を継続させるため、教室終了後に参加者の運動継続状況について確認する事が必要である。
- ・今年度新たに、特定健診の受診率向上とメタボリックシンドロームの予防についての啓発をするため、民生委員協議会や食品衛生組合、理容組合、地域連絡協議会の集まりに出向き健康教育を行った。各地区組織の集まりに出向くことで、新たな対象に健康教育できる機会になった。
- ・今年度より、禁煙教室に慢性閉塞性肺疾患健康教育を取り入れた。「症状があてはまるので受診する」という参加者もおり、早期受診の動機づけになったと思われる。次年度以降も禁煙教室に慢性閉塞性肺疾患健康教育を継続する。

(2) 個別健康教育

《目的》

疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に健康教育を行うことにより、生活習慣行動の改善を支援し、生活習慣病の予防に資することを目的とする。(健康増進事業実施要領)

《内容》

「喫煙者個別健康教育」として「禁煙教室」を実施した。

禁煙教室

《目的》 疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に禁煙に関する健康教育を実施し、禁煙できるよう支援する。

《内容》

- (1) 対象 現在喫煙をしており禁煙を希望する者
- (2) 場所 健康管理センター
- (3) 期間 3か月間を原則とし、①初回指導、②禁煙の実行に関する指導について実施。
- (4) カリキュラム

	日時	内容
1 課	平成 23 年 9 月 26 日 9 : 30 ~ 12 : 00	たばこ依存度検査、講義 (禁煙方法) グループワーク、個別相談
2 課	平成 23 年 10 月 31 日 9 : 30 ~ 12 : 00	歯周病検査、講義 (歯科・運動・離脱症状など)、 グループワーク、個別相談
3 課	平成 23 年 12 月 19 日 9 : 30 ~ 12 : 00	たばこ依存度検査、講義 (受動喫煙・COPD)、 運動実技、禁煙成功者の体験談、 グループワーク、修了証書の授与、個別相談

《実績》

実人数 (40-64 歳 再掲)	延人数 (40-64 歳 再掲)
17 (4)	33 (8)

《考察》

- ・集団教育を取り入れたことによって、学習内容を効率よく指導できた。また、個別支援を通して個人の目標に合わせた指導ができた。しかしながら、3課全てに参加した方が比較的少なかったため、延人数が少なかった。教室の開催回数、雰囲気、保健師の関わり方等を改善し、更に効果的効率的な教室にしていく。
- ・喫煙教室を開催した結果、参加者全体が禁煙に前向きに取り組み、本数の減少や意欲を高めることができた方が多く、その中でも17名中6名(35.3%)の方が教室期間中に0本となり、喫煙者のたばこ離れや動機づけに一定の効果があった。

3. 健康相談

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	健康づくりや生活習慣病予防のための教室・相談等の利用者の増加 健康相談 760人 →増加

《目的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内容》

対象 佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

方法 ①定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施する。

②健康教育に健康相談を併設し実施する。

③健康さくら21まつり等：イベント等に健康相談を併設し実施する。

④電話相談

周知方法 「こうほう佐倉」や健康カレンダー等への掲載、健診結果送付時に案内文を同封、地区活動時にPR。

《実績》

①健康相談年度別実績

年度	開催回数		延人数			
		定例健康相談 (再掲)				定例健康相談 (再掲)
平成19年度	113	83	637			319
平成20年度	15	15	61			19
			40歳未満 7	40歳～64歳 19	40歳～64歳 35	
平成21年度	37	26	183			23
			40歳未満 44	40歳～64歳 63	65歳以上 76	
平成22年度	65	25	313			33
			40歳未満 19	40歳～64歳 147	65歳以上 147	
平成23年度	81	19	443			27
			40歳未満 10	40歳～64歳 158	65歳以上 275	

②平成 23 年度の種別実績

健康相談の種類		開催回数	年齢別内訳		
			40 歳未満	40 歳～64 歳	65 歳以上
重点相談	高 血 圧	0	0	0	0
	高脂血症	0	0	0	0
	糖 尿 病	0	0	0	0
	歯周疾患	2	32	19	1
	病 態 別	0	0	0	0
	骨	6	1	48	123
総合健康相談		75	10	47	55
計		83	43	114	179

③電話相談 合計 688 件

内訳	件数 (割合%)
母子の健康に関すること	322 (46.8%)
こころの健康	73 (10.6%)
生活習慣に関すること	52 (7.6%)
感染症に関すること	43 (6.2%)
歯科に関すること	30 (4.4%)
その他健康・病気に関すること	168 (24.4%)

《考 察》

健康相談は、平成 20 年度より健康増進法に基づき実施されることとなり、対象年齢が 40 歳以上 64 歳以下となった。また、同じく平成 20 年度から特定健診が始まったことにより、平成 19 年度まで実施していた健診会場での健康相談を取り止めたため、相談実績が減少した。しかし、平成 21 年度以降は徐々に相談実績が増加している。これは、健康教育の参加時に血圧測定を行い、参加者自身が体調をチェックすることを徹底する中で、その都度血圧が高かった参加者に健康相談を行ったことが増加の一因となっている。

今年度新たに、骨粗しょう症検診時に「健康アドバイスコーナー」を開設し、管理栄養士・栄養士により、検診要精密検査対象者に対して、カルシウム摂取とバランスの取れた食事をアドバイスし、骨粗しょう症を予防する生活習慣を心がけてもらうよう努めた。

今後は広く健康相談が活用され、市民の健康ニーズに沿った内容の向上に努めていきたい。

4. 健康診査

(1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

75歳以上の後期高齢者（65歳以上の障害認定者含む）には、生活習慣病を早期に発見して、重症化の予防を図るために、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託により、健康診査を実施する。

生活保護受給者の健康診査については健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内容》

① 対象者

- ・市内在住の40歳以上の生活保護受給者

② 実施方法

- ア 集団健診（6月4日～11月29日、市内18会場延べ57日間）
健診業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施
- イ 個別健診（6月1日～11月30日、市内39医療機関）

③ 周知方法

- ア 個人通知
40歳以上の生活保護受給者のかた
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載し周知啓発を実施

④ 健診項目

- ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）
既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定
BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・尿検査
※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない
- イ 詳細な健診の項目（特定の対象者が受診する項目）
心電図検査・眼底検査
前年度の健診結果が基準に該当する者で医師の判断で必要とされた者
貧血検査
既往歴や自覚症状等があり医師の判断で必要とされた者

⑤ 受診に係る費用

- 無料

《実績》

①実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
20年度	778	12	1.5
21年度	776	37	4.8
22年度	712	30	4.2
23年度	644	37	5.7

②性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者数 (人)	受診者数		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～49	35	5	14.3	5	100.0	0	0.0	0	0.0
	50～59	58	1	1.7	1	100.0	0	0.0	0	0.0
	60～64	72	5	6.9	5	100.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	63	4	6.3	4	100.0	0	0.0		
	70～74	58	3	5.2	2	66.7	1	33.3		
	75歳以上	55	2	3.6						
	小計	341	20	5.9	17	85.0	1	5.0	0	0.0
女性	40～49	47	4	8.5	4	100.0	0	0.0	0	0.0
	50～59	41	2	4.9	2	100.0	0	0.0	0	0.0
	60～64	41	2	4.9	2	100.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	36	2	5.6	2	100.0	0	0.0		
	70～74	42	3	7.1	3	100.0	0	0.0		
	75歳以上	96	4	4.2						
	小計	303	17	5.6	13	76.5	0	0.0	0	0.0
男性	集団	341	9	5.9	17	85.0	1	5.0	0	0.0
	個別		11							
女性	集団	303	5	5.6	13	76.5	0	0.0	0	0.0
	個別		12							
合計		644	37	5.7	30	81.1	1	2.7	0	0.0

《考察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険加入者）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。

このため、生活保護者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成21年度から、対象者全員に健診の通知をし、健診の周知を図った。

次年度も引き続き対象者への通知をしていきたい。

(2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第 19 条の 2
健康さくら 21 目標値 平成 18 年度 (市の現状) → 平成 24 年度 (目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成人歯科健診を知っている人の増加 30 歳以上 57.6% → 80%以上 ・ 歯間部清掃用具を使う人の増加 35～44 歳 33.3% → 50%以上 45～54 歳 34.2% → 50%以上 ・ 定期歯科健診を受けている人の増加 20 歳以上 31.6% → 40%以上

《目 的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内 容》

①対象者 30 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知： 40 歳以上の佐倉市国民健康保険、広域連合加入者。

年度末で 30(女性のみ)・40・45・50・55・60・70 歳の節目のかた。

平成 22 年度に市の検診を受診したかた。

「こうほう佐倉」： 6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

6 月 1 日広報に歯科啓発記事とあわせて掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の PR を掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園歯磨き教室でチラシを配布した。

PR 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を PR した。

特定健診時配布する小冊子に歯科健診の PR を掲載した。

③方法 印旛郡市歯科医師会佐倉地区、62 歯科医療機関に委託し、口腔診査を実施した。

④実施期間 6 月 1 日～11 月 30 日

《実 績》

①受診状況 対象者数 137,165 人 (30 歳以上の市民)

受診数 719 人 (男性 218 人、女性 501 人)、受診率 0.5%

②年度別受診数の推移 (人)

年度	受診者数
19 年度	806
20 年度	612
21 年度	598
22 年度	701
23 年度	719

③地区別年代別受診数 (人)

地区	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	総数
佐倉	19	21	19	22	32	113
臼井	19	24	27	48	45	163
志津	49	47	27	87	98	308
根郷	23	10	9	19	16	77
和田	1	1	0	2	1	5
弥富	1	0	0	0	0	1
千代田	9	9	17	9	8	52
総数	121	112	99	187	200	719

④年齢別現在歯数の状況（人）

	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
24歯以上	120	112	91	164	128
20～23歯	1	0	7	18	34
19歯以下	0	0	1	5	38

⑤年齢別歯周疾患罹患状況（人）

	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
健全な歯肉	18	13	13	16	28
出血あり	7	5	3	7	8
歯石あり	64	54	43	93	65
中程度歯周炎	22	31	23	44	61
重度歯周炎	10	9	17	27	35
診査対象外	0	0	0	0	3

⑥年齢別歯間部清掃用具を使う人の割合（％）

	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計
歯間部清掃用具を使う人の割合	29.8	42.0	38.4	47.1	40.5	40.3

⑦補助金対象者の受診状況（人）

	受診者数	判定区分		
		異常なし	要指導	要精検
40歳	21	3	0	18
50歳	9	0	0	9
60歳	21	2	0	19
70歳	29	6	2	21

《考 察》

受診人数は719人で前年度より18人増加し、年齢別にみると70代が最も増加した。30代の受診数が減少しているため、今後も若年層の方へ周知を図り受診を促すとともに、かかりつけ歯科医院で定期歯科健診を受ける必要性について啓発普及していきたい。

(3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

寝たきりの原因となる骨折の基礎疾患である骨粗しょう症を早期発見するとともに、骨粗しょう症予防についての意識啓発を図る。

《内容》

① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のない方

②実施方法

- ・期間 10月12日から12月7日、4会場延べ6日間実施。
- ・費用 500円(税込み)
- ・検査内容 検診業者に委託し、測定方法はDXA法(測定部位は橈骨)にて実施。
予約制。

② 周知方法

ア 個人通知

- ・20, 30, 40, 45, 50, 55, 60, 70歳になるかた

イ 「こうほう佐倉」に掲載、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

①過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
19年度	26,393	771	2.9
20年度	27,020	845	3.1
21年度	26,924	814	3.0
22年度	27,193	762	2.8
23年度	25,552	893	3.5

②検診実施結果

検診 方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	要医療 (人)
集団のみ	25,552	893	3.5	266	29.8	186	82

③性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

性別	年齢 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		検診結果						精密検査受診状況			
					異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人
					人	%	人	%	人	%	人	%		
男性	20	922	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	25	1,044	1	0.1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	30	984	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	35	1,240	2	0.2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	40	1,374	5	0.4	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	45	1,118	7	0.6	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	50	1,028	2	0.2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	55	1,195	2	0.2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	60	1,544	8	0.5	5	62.5	2	25.0	1	12.5	1	100.0	0	0
	65	1,115	12	1.1	9	75.0	1	8.3	2	16.7	1	50.0	1	0
	70	1,235	51	4.1	38	74.5	6	11.8	7	13.7	3	42.9	4	0
	小計	12,799	90	0.7	71	78.9	9	10.0	10	11.1	5	50.0	5	0
女性	20	816	2	0.2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	25	998	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	30	988	33	3.3	31	93.9	2	6.1	0	0.0	0	0.0	0	0
	35	1,222	26	2.1	25	96.2	1	3.8	0	0.0	0	0.0	0	0
	40	1,355	60	4.4	56	93.3	4	6.7	0	0.0	0	0.0	0	0
	45	1,109	35	3.2	34	97.1	1	2.9	0	0.0	0	0.0	0	0
	50	1,029	63	6.1	54	85.7	9	14.3	0	0.0	0	0.0	0	0
	55	1,250	74	5.9	45	60.8	18	24.3	11	14.9	7	63.6	4	2
	60	1,675	143	8.5	42	29.4	46	32.2	55	38.5	42	76.4	13	14
	65	1,084	183	16.9	42	23.0	53	29.0	88	48.1	58	65.9	30	24
	70	1,227	184	15.0	21	11.4	61	33.2	102	55.4	74	72.5	28	42
	小計	12,753	803	6.3	352	43.8	195	24.3	256	31.9	181	70.7	75	82
合計	25,552	893	3.5	423	47.4	204	22.8	266	29.8	186	69.9	80	82	

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

《考 察》

22年度より、判定基準を年代別で変化する方法から年代に関係なく統一基準とした。

要精密検査の割合は、約3割（22年度32.5%、23年度29.8%）であった。65歳以上では受診者の約半数が要精密検査となっている。要精密検査者には、会場で一人ずつ結果と精密検査について説明している。その中で、必要な方には骨粗しょう症のリーフレットを渡し、食事や生活の簡単なアドバイスを行っている。23年度から検診会場にて希望者に栄養士による面接相談を実施し、栄養面でのより具体的なアドバイスをすることができた。

今後も予防的な観点から検診周知とともに、予防啓発の強化に努めていきたい。

(4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内容》

①対象者

- ・市内在住の40歳のかた（集団・個別）
- ・市内在住の41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を過去に受けたことがないかた（集団のみ）

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期 間 8月26日・10月4日・11月4日・12月3日、市内2会場延べ4日間
- ・費 用 500円（税込み）
- 40, 45, 50, 55, 60歳になるかたは無料
- ・検査内容 B型・C型肝炎ウイルス血液検査

イ 個別検診

- ・期 間 6月1日～11月30日、市内37医療機関で実施。
- ・費 用 無料
- ・検査内容 B型・C型肝炎ウイルス血液検査

③周知方法

ア 個人通知

- ・40歳になるかた
- ・41歳以上で過去に市の肝炎ウイルス検診を過去に受けたことがなく下記に該当するかた
 - I. 45・50・55・60歳になるかた
 - II. 平成22年度に市の健診(検診)を受診したかた
 - III. 市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
 - IV. 生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

①過去5年間の実施状況

	受診者数 (人)	B型陽性		C型 判定①②③ 「現在C型肝炎に感染している可能性が極めて高い」	
		(人)	(%)	(人)	(%)
19年度	399	2	0.5	1	0.3
20年度	210	0	0.0	3	1.4
21年度	336	3	0.9	0	0.0
22年度	297	3	1.0	1	0.3
23年度	432	6	1.4	1	0.2

※H19年度までは基本健康診査と併せて実施

②B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に感染して いる可能性が極めて高い」 (人)			「現在C型肝炎に 感染していない可能 性が極めて高い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④	判定⑤
40	79	0	79	0	0	0	0	79
41～44	34	1	34	0	0	0	0	34
45～49	39	0	39	0	0	0	1	38
50～54	24	1	24	0	0	0	0	24
55～59	39	2	39	0	0	0	0	39
60～64	97	0	97	0	0	0	0	97
65～69	67	1	67	0	0	0	0	67
70歳以上	53	1	53	0	1	0	0	52
集団	403	6	403	0	1	0	1	401
個別	29	0	29	0	0	0	0	29
合計	432	6	432	0	1	0	1	430

無料対象者判定結果（再掲）

年齢 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に感染して いる可能性が極めて高い」 (人)			「現在C型肝炎に 感染していない可能 性が極めて高い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④	判定⑤
40	79	0	79	0	0	0	0	79
45	26	0	26	0	0	0	0	26
50	13	0	13	0	0	0	0	13
55	20	1	20	0	0	0	0	20
60	39	1	39	0	0	0	0	39
集団	148	2	148	0	0	0	0	148
個別	29	0	29	0	0	0	0	29
合計	177	2	177	0	0	0	0	177

《考 察》

国の医療制度改革により、平成20年度から健康増進法に位置付けられた。

検診方法は、単独の検診として実施している。

平成23年度から「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』となっているため、40・45・50・55・60歳の市の肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたについて検診費用を無料とした。

無料対象者については、全員に個別通知をした。

受診者は、平成22年度の297人と比べ135人の増加であった。

今後も、肝炎ウイルス検診を受けていないかたに、検診の機会を提供していく。

《考 察》

国の医療制度改革により、平成 20 年度から健康増進法に位置付けられた。

検診方法は、単独の検診として実施している。

平成 23 年度から「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』となっているため、40・45・50・55・60 歳のかたが対象者で、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたについては、検診費用を無料とし、全員に個別通知を送付した。

その結果、平成 22 年度の 297 人と比べ 135 人の大幅な増加であった。

今後も、肝炎ウイルス検診を受けていないかたに、検診の機会を提供していく。

5. 各種がん検診等

根拠法令等	健康増進法第19条の2
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん検診を受ける人の増加 胃がん検診 19.9% → 50% 子宮がん検診 20.1% → 50% 乳がん検診 12.1% → 50% 肺がん検診 24.5% → 50% 大腸がん検診 20.2% → 50% ・ がん検診の精密検査を受ける人の増加 胃がん検診 86.4% → 90% 子宮がん検診 78.4% → 90% 乳がん検診 90.1% → 95% 肺がん検診 74.6% → 90% 大腸がん検診 81.9% → 90%

(1) 胃がん検診

《目的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・ 期間 6月4日～11月29日、市内18会場延べ57日間実施
- ・ 費用 900円(税込み)
- ・ 検診車両での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・ 期間 6月1日～11月30日、市内30医療機関で実施
- ・ 費用 3,000円(税込み)
- ・ 胃部直接撮影を実施(医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・ 平成22年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」に掲載、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

①過去5年間の実施状況

年度	対象者数	受診者数 (人)	受診率 (%)
19年度	46,442	8,610	18.5
20年度	46,442	12,200	26.3
21年度	46,442	12,009	25.9
22年度	46,442	12,698	27.3
23年度	46,442	13,118	28.2

②検診実施結果

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	46,442	7,746	16.7	245	3.2	213	11
個別		5,372	11.6	378	7.0	352	9
計	46,442	13,118	28.2	623	4.7	565	20

③性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%		
男性	40～44	392	163	41.6	162	99.4	1	0.6	1	100.0	0	0
	45～49	379	107	28.2	104	97.2	3	2.8	3	100.0	0	0
	50～54	514	113	22.0	110	97.3	3	2.7	2	66.7	1	0
	55～59	870	173	19.9	171	98.8	2	1.2	1	50.0	1	0
	60～64	2,798	627	22.4	596	95.1	31	4.9	26	83.9	5	1
	65～69	3,551	1,314	37.0	1,265	96.3	49	3.7	43	87.8	6	2
	70～74	2,986	1,509	50.5	1,425	94.4	84	5.6	77	91.7	7	6
	75～79	2,126	924	43.5	859	93.0	65	7.0	59	90.8	6	5
	80歳以上	1,928	408	21.2	378	92.6	30	7.4	28	93.3	2	3
	小計	15,544	5,338	34.3	5,070	95.0	268	5.0	240	89.6	28	17
女性	40～44	1,998	438	21.9	424	96.8	14	3.2	11	78.6	3	0
	45～49	2,021	308	15.2	296	96.1	12	3.9	8	66.7	4	0
	50～54	2,981	390	13.1	375	96.2	15	3.8	13	86.7	2	0
	55～59	4,437	660	14.9	634	96.1	26	3.9	23	88.5	3	1
	60～64	5,013	1,491	29.7	1,436	96.3	55	3.7	53	96.4	2	0
	65～69	4,259	1,693	39.8	1,624	95.9	69	4.1	61	88.4	8	0
	70～74	3,430	1,516	44.2	1,435	94.7	81	5.3	78	96.3	3	0
	75～79	2,717	873	32.1	816	93.5	57	6.5	54	94.7	3	0
	80歳以上	4,042	411	10.2	385	93.7	26	6.3	25	96.2	1	2
	小計	30,898	7,780	25.2	7,425	95.4	355	4.6	326	91.8	29	3
男性	集団	15,544	3,340	34.3	3,228	96.6	112	3.4	94	83.9	18	9
	個別		1,998		1,842	92.2	156	7.8	146	93.6	10	8
女性	集団	30,898	4,406	25.2	4,273	97.0	222	5.0	206	92.8	16	2
	個別		3,374		3,152	93.4	133	3.9	120	90.2	16	1
合計		46,442	13,118	28.2	12,495	95.3	623	4.7	566	90.9	60	20

《考 察》

受診者は、22年度の12,698人と比べ420人増加し、受診率では0.9ポイントの増加であった。

集団検診の受診者は、22年度の7,476人に比べ270人増加し、個別検診の受診者は、22年度の5,222人に比べ150人の増加となった。

集団検診においては、20年度から開始となった『特定健診』と各種がん検診(胃・大腸・胸部レントゲン)の同時実施によって受診者の利便性を考慮した実施体制に取り組んでいる。初年度の20年度は受診者の大幅な増加であったが、21年度は受診者が伸び悩んでいたが、22～23年度はやや増加となっている。がん検診は、国が目標値として50%の受診率を示しており、『健康さくら21』でも同じ受診率を目指している。様々な場面で検診受診勧奨のPRをし、受診者の増加を目指したい。

一次検診結果で、精密検査が必要と判断された方のうち20人の方が、がんであった。男性は60歳以上、女性は50歳代と80歳以上の方にがんが発見された。

精密検査の未受診者には、毎年、年度末に個別通知をし、受診状況の確認と未受診の場合は受診勧奨を実施している。精密検査の受診率は90.9%で前年度比0.7ポイントの減少であった。

検診会場でのPRや個別の受診勧奨などを引き続き実施し、受診行動へつなげたい。

(2) 子宮がん検診

《目的》

子宮頸部がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

① 対象者

- 1) 市内在住の20歳以上の偶数年齢で、職場等において検診を受ける機会のない女性
- 2) がん検診推進事業対象者

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月4日～12月1日、4会場延べ6日間実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～11月30日、市内7医療機関で実施
- ・費用 2,000円(税込み)
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の20歳以上の偶数年齢の女性で、下記に該当するかた

- ・20・30・40・50・60・70歳のかた
- ・平成22年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・平成21年度に市の子宮がん検診を受診したかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・がん検診推進事業対象者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

ウ 市立小・中学校、市内幼稚園の保護者に検診受診勧奨PRのちらしを配布

《実績》

①過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
19年度	19,821	2,913	14.7
20年度	19,821	2,918	14.7
21年度	19,821	3,463	17.5
22年度	19,821	3,620	18.3
23年度	19,821	3,714	18.7

②検診実施結果

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	19,821	1,564	7.9	13	0.8	12	1
個別		2,150	10.8	32	1.5	30	2
計	19,821	3,714	18.7	45	1.2	42	3

③年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%	人	%		
20～24	966	58	6.0	57	98.3	1	1.7	1	100.0	0	0
25～29	807	174	21.6	173	99.4	1	0.6	1	100.0	0	0
30～34	1,311	382	29.1	372	97.4	10	2.6	9	90.0	1	1
35～39	1,288	430	33.4	423	98.4	7	1.6	6	85.7	1	0
40～44	999	638	63.9	629	98.6	9	1.4	8	88.9	1	1
45～49	1,011	166	16.4	163	98.2	3	1.8	3	100.0	0	0
50～54	1,490	257	17.2	253	98.4	4	1.6	4	100.0	0	0
55～59	2,219	223	10.0	222	99.6	1	0.4	1	100.0	0	0
60～64	2,506	567	22.6	564	99.5	3	0.5	3	100.0	0	1
65～69	2,129	341	16.0	338	99.1	3	0.9	3	100.0	0	0
70～74	1,715	362	21.1	360	99.4	2	0.6	2	100.0	0	0
75～79	1,359	84	6.2	84	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0
80歳以上	2,021	32	1.6	31	96.9	1	3.1	1	100.0	0	0
小計	19,821	3,714	18.7	3,669	98.8	45	1.2	42	93.3	3	3
集団	19,821	1,564	18.7	1,551	99.2	13	0.8	12	92.3	1	1
個別		2,150		2,118	98.5	32	1.5	30	93.8	2	2
合計	19,821	3,714	18.7	3,669	98.8	45	1.2	42	93.3	3	3

※受診者数は無料クーポン券対象者を含む

《考 察》

受診者は、平成22年度の3,620人と比べ94人増加し、受診率では0.4ポイントの微増となった。

子宮がんの発見者は、3人で、年代別で見ると30歳代1人、40歳代1人、60歳代1人であった。国と同様30歳代からの若い世代のがんの発見が昨年度同様にあった。

今年度は、市立小・中学校、市内幼稚園の保護者に対し受診勧奨のチラシを配布しており、今後も子育て世代の若年受診者の増加を図ることが重要である。母子事業等の保護者の方々への周知についても今後検討していきたい。

がん検診推進事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 23 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知「平成 23 年度がん検診推進事業実施要綱」

(平成 23 年 4 月 1 日より実施)

《目的》

この事業は、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

《内容》

① 対象者

平成 23 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

● 子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年齢	生年月日
20歳	平成 2 (1990) 年 4 月 2 日～平成 3 (1991) 年 4 月 1 日
25歳	昭和 60 (1985) 年 4 月 2 日～昭和 61 (1986) 年 4 月 1 日
30歳	昭和 55 (1980) 年 4 月 2 日～昭和 56 (1981) 年 4 月 1 日
35歳	昭和 50 (1975) 年 4 月 2 日～昭和 51 (1976) 年 4 月 1 日
40歳	昭和 45 (1970) 年 4 月 2 日～昭和 46 (1971) 年 4 月 1 日

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7 月 4 日～12 月 1 日、4 会場延べ 6 日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～11 月 30 日、市内 7 医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

対象者全員に個人通知

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》

① 検診実施結果

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	5,370	251	4.7	2	0.8	2	0
個別		647	12.0	18	2.8	16	2
計	5,370	898	16.7	20	2.2	18	2

② 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%	人	%		
20歳	816	38	4.7	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0
25歳	991	145	14.6	144	99.3	1	0.7	1	100.0	0	0
30歳	989	161	16.3	155	96.3	6	3.7	6	100.0	0	1
35歳	1,219	298	24.4	292	98.0	6	2.0	5	83.3	1	0
40歳	1,355	256	18.9	249	97.3	7	2.7	6	85.7	1	1
小計	5,370	898	16.7	878	97.8	20	2.2	18	90.0	2	2
集団	5,370	251	16.7	249	99.2	2	0.8	2	100.0	0	0
個別		647		629	97.2	18	2.8	16	88.9	2	2
合計	5,370	898	16.7	878	97.8	20	2.2	18	90.0	2	2

《考察》

クーポン券対象者が含まれる20歳～44歳の子宮がん検診総受診者数1,682人のうち、この事業の対象者は898人(53.4%)であった。各年代別受診者のうちクーポン対象者の占める割合は、20歳～24歳65.5%、25歳～29歳83.3%、30歳～34歳42.1%、35歳～39歳69.3%、40歳～44歳40.1%となっている。特に20代全体で見ると、クーポン対象者が受診者の78.9%となっており、これまで関心の薄かった若い年代の方の検診受診を促す良い機会となっている。

今年度のがん発見者3人中2人がクーポン券対象者(30歳、40歳)であった。

子宮がんは、がんになる前の「前がん病変」が分かる唯一の検診のため、異常がなくても継続して受診することが大切である。無料クーポン券受診者には、今回だけの受診とせず、継続受診の重要性を伝えていく。

(3) 乳がん検診

《目的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

<マンモグラフィ>

① 対象者

- ・市内在住の40歳以上で、平成22年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・がん検診推進事業対象者

②実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 12月10日～2月18日、4会場延べ19日間（40歳代、7日間。50歳以上、12日間）
- ・費用 1,000円（税込み）
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施

40歳代（2方向）、50歳以上（1方向）で撮影

イ 個別検診（予約制）

がん検診推進事業対象者のみ、聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期間 6月1日～2月29日
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施

40歳代（2方向）、50歳以上（1方向）で撮影

<超音波検査>

ア 集団検診

① 対象者

市内在住の30歳以上39歳以下で、平成22年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

② 実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 12月13日～2月8日、4会場延べ5日間
- ・費用 1,000円（税込み）
- ・検診車両での超音波検査を実施

イ 個別検診

① 対象者

市内在住の30歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

②実施方法

- ・期間 6月1日から11月30日、市内15医療機関で実施
- ・費用 2,000円（税込み）
- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の30歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・ 30・40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・ 平成22年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・ がん検診推進事業対象者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者(人)	受診者□(人)	受診率□(%)
19年度	36,095	4,471	12.4
20年度	36,095	5,331	14.8
21年度	36,095	5,975	16.6
22年度	36,095	6,055	16.8
23年度	36,095	6,290	17.4

マンモグラフィ(再掲)過去3年間実施状況

年度	対象者(人)	受診者□(人)	受診率□(%)
21年度	30,898	3,412	11.0
22年度	30,898	3,247	10.5
23年度	30,898	3,440	11.1

※国の乳がん検診は、「40歳以上のマンモグラフィ」の受診者が対象

② 年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
			人	%	人	%	人	%	人	%		
女性	30～34	2,621	343	13.1	332	96.8	11	3.2	9	81.8	2	0
	35～39	2,576	428	16.6	409	95.6	19	4.4	17	89.5	2	0
	40～44	1,998	735	36.8	695	94.6	40	5.4	38	95.0	2	1
	45～49	2,021	522	25.8	487	93.3	35	6.7	32	91.4	3	1
	50～54	2,981	543	18.2	514	94.7	29	5.3	28	96.6	1	3
	55～59	4,437	676	15.2	640	94.7	36	5.3	35	97.2	1	2
	60～64	5,013	1,172	23.4	1,125	96.0	47	4.0	47	100.0	0	5
	65～69	4,259	782	18.4	764	97.7	18	2.3	16	88.9	2	2
	70～74	3,430	676	19.7	655	96.9	21	3.1	21	100.0	0	4
	75～79	2,717	305	11.2	301	98.7	4	1.3	4	100.0	0	0
	80歳以上	4,042	108	2.7	107	99.1	1	0.9	1	100.0	0	0
小計	36,095	6,290	17.4	6,029	95.9	261	4.1	248	95.0	13	18	
集団	マンモグラフィ	36,095	2,690	17.4	2,560	95.2	130	4.8	124	95.4	6	9
	超音波		437		421	96.3	16	3.7	16	100.0	0	0
個別	マンモグラフィ		750		688	91.7	62	8.3	62	100.0	0	5
	超音波		2,413		2,360	97.8	53	2.2	46	86.8	7	4
合計	36,095	6,290	17.4	6,029	95.9	261	4.1	248	95.0	13	18	

※無料クーポン券対象者：超音波・マンモグラフィ重複受診者 12 人

《考 察》

受診者は、マンモグラフィ・超音波合わせると、平成 22 年度 6,055 人に比べ 235 人の増加し受診率は 0.6 ポイントの増加であった。乳がんの発見者は 40～74 歳の年代で 18 人だった。

受診者は 40 歳前半の 36.9%が最も多く、30 歳代・50 歳代の受診率が低くなっている。30 歳代については、多忙で検診を受けにくい年代であるが、乳がんになる方が増えるため、今後も検診周知を図っていきたい。

平成 23 年度から、マンモグラフィについて 40 歳代は 2 方向、50 歳以上は 1 方向の撮影で実施することとした。(厚生労働省通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき実施) さらに、マンモグラフィの個別検診を開始した。(無料クーポン券対象者のみ実施)

<マンモグラフィ>

検診方法	受診者 (人)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	2,690	130	4.8	124	9
個別	750	62	8.3	62	5
計	3,440	192	5.6	186	14

年代 歳	受診者数 人	検診結果				精密検査受診状況			
		異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人
40～44	588	553	94.0	35	6.0	33	94.3	2	0
45～49	414	382	92.3	32	7.7	30	93.8	2	1
50～54	398	372	93.5	26	6.5	25	96.2	1	3
55～59	478	447	93.5	31	6.5	31	100.0	0	2
60～64	802	764	95.3	38	4.7	38	100.0	0	4
65～69	431	418	97.0	13	3.0	12	92.3	1	1
70～74	253	237	93.7	16	6.3	16	100.0	0	3
75～79	70	69	98.6	1	1.4	1	100.0	0	0
80歳以上	6	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0
小計	3,440	3,248	94.4	192	5.6	186	96.9	6	14
集団	2,690	2,560	95.2	130	4.8	124	95.4	6	9
個別	750	688	91.7	62	8.3	62	100.0	0	5
合計	3,440	3,248	94.4	192	5.6	186	96.9	6	14

<超音波検査>

検診方法	受診者 (人)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	437	16	3.7	16	0
個別	2,413	53	2.2	46	4
計	2,850	69	2.4	62	4

年代	受診者数 人	検診結果				精密検査受診状況			
		異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人
30～34	343	332	96.8	11	3.2	9	81.8	2	0
35～39	428	409	95.6	19	4.4	17	89.5	2	0
40～44	147	142	96.6	5	3.4	5	100.0	0	1
45～49	108	105	97.2	3	2.8	2	66.7	1	0
50～54	145	142	97.9	3	2.1	3	100.0	0	0
55～59	198	193	97.5	5	2.5	4	80.0	1	0
60～64	370	361	97.6	9	2.4	9	100.0	0	1
65～69	351	346	98.6	5	1.4	4	80.0	1	1
70～74	423	418	98.8	5	1.2	5	100.0	0	1
75～79	235	232	98.7	3	1.3	3	100.0	0	0
80歳以上	102	101	99.0	1	1.0	1	100.0	0	0
小計	2,850	2,781	97.6	69	2.4	62	89.9	7	4
集団	437	421	96.3	16	3.7	16	100.0	0	0
個別	2,413	2,360	97.8	53	2.2	46	86.8	7	4
合計	2,850	2,781	97.6	69	2.4	62	89.9	7	4

がん検診推進事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 23 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知「平成 23 年度がん検診推進事業実施要綱」
(平成 23 年 4 月 1 日より実施)

《目的》

この事業は、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

《内容》

① 対象者

平成 23 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年齢	生年月日
40歳	昭和45(1970)年4月2日～昭和46(1971)年4月1日
45歳	昭和40(1965)年4月2日～昭和41(1966)年4月1日
50歳	昭和35(1960)年4月2日～昭和36(1961)年4月1日
55歳	昭和30(1955)年4月2日～昭和31(1956)年4月1日
60歳	昭和25(1950)年4月2日～昭和26(1951)年4月1日

② 実施方法

ア 集団検診

検診事業者に委託し実施

- ・期間 12月10日～2月18日、市内4会場延べ19日間実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40歳代(2方向)、50歳以上(1方向)で撮影

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月29日、市内1医療機関(聖隷佐倉市民病院)で実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40歳代(2方向)、50歳以上(1方向)で撮影

《実 績》

① 検診実施結果

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	6,418	605	9.4	37	6.1	33	3
個別		750	11.7	62	8.3	62	5
計	6,418	1,355	21.1	99	7.3	95	8

② 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%	人	%		
40歳	1,355	270	19.9	251	93.0	19	7.0	17	89.5	2	0
45歳	1,112	231	20.8	211	91.3	20	8.7	19	95.0	1	1
40歳	1,029	230	22.4	216	93.9	14	6.1	13	92.9	1	2
55歳	1,250	254	20.3	231	90.9	23	9.1	23	100.0	0	2
60歳	1,672	370	22.1	347	93.8	23	6.2	23	100.0	0	3
小計	6,418	1,355	21.1	1,256	92.7	99	7.3	95	96.0	4	8
集団	6,418	605	21.1	568	93.9	37	6.1	33	89.2	4	3
個別		750		688	91.7	62	8.3	62	100.0	0	5
合計	6,418	1,355	21.1	1,256	92.7	99	7.3	95	96.0	4	8

《考 察》

対象となる各年代の乳がん検診(マンモグラフィ)受診者 2,680 人のうち無料クーポン券対象者は、1,355 人 (50.6%) であった。各年代別受診者のうちクーポン対象者の占める割合は、40 歳～44 歳 45.9%、45 歳～49 歳 55.8%、50 歳～54 歳 57.8%、55 歳～59 歳 53.1%、60 歳～64 歳 46.1%で、約半数を占めている。

がん発見者 18 人中、8 人がクーポン券対象者であった。

平成 23 年度より、クーポン券対象者のみを対象として、マンモグラフィの個別検診を開始した。

がん検診は、早期に発見し治療につなげる事が重要であるため、異常がない方でも、毎年継続して受診していただけるよう働きかけていきたい。

(4) 肺がん検診

《目的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月4日～11月29日、市内18会場、57日間実施
- ・費用 300円(税込み)
- ・検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～11月30日、市内38医療機関
- ・費用 1,300円(税込み)
- ・胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・ 平成22年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

①過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
19年度	46,442	10,402	22.4
20年度	46,442	15,574	33.5
21年度	46,442	14,750	31.8
22年度	46,442	15,741	33.9
23年度	46,442	16,278	35.1

②検診実施結果

対象者(人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)	
集団検診	46,442	9,847	21.2	135	1.4	120	3
個別検診		6,431	13.8	160	2.5	133	3
計	46,442	16,278	35.1	295	1.8	253	6

③性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%		
男性	40～44	392	186	47.4	185	99.5	1	0.5	1	0.0	0	0
	45～49	379	150	39.6	149	99.3	1	0.7	0	0.0	1	0
	50～54	514	144	28.0	141	97.9	3	2.1	1	33.3	2	0
	55～59	870	222	25.5	219	98.6	3	1.4	3	100.0	0	0
	60～64	2,798	720	25.7	713	99.0	7	1.0	6	85.7	1	0
	65～69	3,551	1,486	41.8	1,461	98.3	25	1.7	19	76.0	6	1
	70～74	2,986	1,786	59.8	1,747	97.8	39	2.2	35	89.7	4	1
	75～79	2,126	1,139	53.6	1,096	96.2	43	3.8	35	81.4	8	1
	80歳以上	1,928	555	28.8	527	95.0	28	5.0	23	82.1	5	0
小計	15,544	6,388	41.1	6,238	97.7	150	2.3	123	82.0	27	3	
女性	40～44	1,998	533	26.7	529	99.2	4	0.8	3	75.0	1	0
	45～49	2,021	369	18.3	368	99.7	1	0.3	1	100.0	0	0
	50～54	2,981	435	14.6	431	99.1	4	0.9	2	50.0	2	0
	55～59	4,437	734	16.5	726	98.9	8	1.1	6	75.0	2	0
	60～64	5,013	1,838	36.7	1,821	99.1	17	0.9	16	94.1	1	1
	65～69	4,259	2,129	50.0	2,098	98.5	31	1.5	29	93.5	2	1
	70～74	3,430	1,994	58.1	1,956	98.1	38	1.9	37	97.4	1	1
	75～79	2,717	1,180	43.4	1,162	98.5	18	1.5	17	94.4	1	0
	80歳以上	4,042	678	16.8	654	96.5	24	3.5	19	79.2	5	0
小計	30,898	9,890	32.0	9,745	98.5	145	1.5	130	89.7	15	3	
男性	集団	15,544	4,061	41.1	3,991	98.3	70	1.7	60	85.7	10	1
	個別		2,327		2,247	96.6	80	3.4	63	78.8	17	2
女性	集団	30,898	5,786	32.0	5,721	98.9	65	1.1	60	92.3	5	2
	個別		4,104		4,024	98.1	80	1.9	70	87.5	10	1
合計		46,442	16,278	35.1	15,983	98.2	295	1.8	253	85.8	42	6

《考 察》

受診者は、22年度の15,741人と比べ537人増加し、受診率では1.2ポイントの増加であった。

集団検診の受診者は、22年度の9,653人に比べ194人、個別検診の受診者は、22年度の6,088人に比べ343人と共に増加となった。

集団検診においては、20年度から開始となった『特定健診』と各種がん検診(胃・大腸・胸部レントゲン)の同時実施によって受診者の利便性を考慮した実施体制に取り組んでいる。初年度の20年度は受診者の大幅な増加であったが、21年度は受診者が伸び悩み減少したが、22・23年度はやや増加となっている。がん検診は、国が目標値として50%の受診率を示しており、『健康さくら21』でも同じ受診率を目指している。受診率の増加を促すため、様々な場面で検診受診勧奨のPRを行い、更なる受診率の増加を目指したい。

一次検診結果で、精密検査が必要と判断された方のうち6人の方が、がんであり、男性は65歳以上で、女性は60歳以上の方にがんが発見された。

精密検査の未受診者には、毎年、年度末に個別通知をし、受診状況の確認と未受診の場合は受診勧奨を実施している。精密検査の受診率は85.8%で前年度比1.3ポイントの減少であった。

検診会場でのPRや個別の受診勧奨などを引き続き実施し、受診行動へつなげたい。

(5) 大腸がん検診

《目的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月4日～11月29日、市内18会場延べ57日間実施
- ・費用 400円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～11月30日、市内43医療機関で実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・平成22年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・がん検診推進事業対象者のかた

イ 「こうほう佐倉」に掲載、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

①過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
19年度	46,442	9,459	20.4
20年度	46,442	12,499	26.9
21年度	46,442	12,673	27.3
22年度	46,442	13,542	29.2
23年度	46,442	15,375	33.1

②検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団検診	46,442	9,044	19.5	437	4.8	392	22
個別検診		6,331	13.6	382	6.0	319	13
計	46,442	15,375	33.1	819	5.3	711	35

③性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%		
男性	40～44	392	221	56.4	213	96.4	8	3.6	5	62.5	3	0
	45～49	379	182	48.0	170	93.4	12	6.6	8	66.7	4	0
	50～54	514	154	30.0	145	94.2	9	5.8	7	77.8	2	1
	55～59	870	231	26.6	223	96.5	8	3.5	7	87.5	1	1
	60～64	2,798	727	26.0	679	93.4	48	6.6	44	91.7	4	7
	65～69	3,551	1,336	37.6	1,257	94.1	79	5.9	66	83.5	13	5
	70～74	2,986	1,596	53.4	1,489	93.3	107	6.7	92	86.0	15	4
	75～79	2,126	995	46.8	921	92.6	74	7.4	63	85.1	11	3
	80歳以上	1,928	462	24.0	418	90.5	44	9.5	38	86.4	6	3
	小計	15,544	5,904	38.0	5,515	93.4	389	6.6	330	84.8	59	24
女性	40～44	1,998	567	28.4	540	95.2	27	4.8	24	88.9	3	1
	45～49	2,021	430	21.3	414	96.3	16	3.7	14	87.5	2	1
	50～54	2,981	484	16.2	466	96.3	18	3.7	18	100.0	0	1
	55～59	4,437	815	18.4	788	96.7	27	3.3	26	96.3	1	0
	60～64	5,013	1,849	36.9	1,786	96.6	63	3.4	58	92.1	5	2
	65～69	4,259	1,940	45.6	1,853	95.5	87	4.5	82	94.3	5	4
	70～74	3,430	1,792	52.2	1,700	94.9	92	5.1	81	88.0	11	0
	75～79	2,717	1,060	39.0	998	94.2	62	5.8	53	85.5	9	1
	80歳以上	4,042	534	13.2	496	92.9	38	7.1	25	65.8	13	1
	小計	30,898	9,471	30.7	9,041	95.5	430	4.5	381	88.6	49	11
男性	集団	15,544	3,610	38.0	3,397	94.1	213	5.9	186	87.3	27	14
	個別		2,294		2,118	92.3	176	7.7	144	81.8	32	10
女性	集団	30,898	5,434	30.7	5,210	95.9	224	4.1	206	92.0	18	8
	個別		4,037		3,831	94.9	206	5.1	175	85.0	31	3
合計		46,442	15,375	33.1	14,556	94.7	819	5.3	711	86.8	108	35

《考 察》

受診者は、22年度の13,542人と比べ1,833人増加し、受診率では3.9ポイントの増加であった。

集団検診の受診者は、22年度の8,092人に比べ952人の増加、個別検診の受診者は、22年度の5,450人に比べ881人の増加となった。

集団検診においては、20年度から開始となった『特定健診』と各種がん検診(胃・大腸・胸部レントゲン)の同時実施によって受診者の利便性を考慮した実施体制に取り組んでいる。初年度の20年度は受診者の大幅な増加であったが、21・22年度は微増、23年度は「がん検診推進事業」に大腸がん検診が加わり、無料クーポン券対象者の受診の増加により大幅な増加となっている。がん検診は、国が目標値として50%の受診率を示しており、『健康さくら21』でも同じ受診率を目指している。受診率の増加を促すため、様々な場面で検診受診勧奨のPRを行い、更なる受診率の増加を目指したい。

一次検診結果で精密検査が必要と判断された方のうち35人の方が、がんであり、男性は50歳以上の各年代、女性は50歳後半と70歳前半以外の各年代に大腸がんが発見されていた。

精密検査の未受診者には、毎年、年度末に個別通知をし、受診状況の確認と未受診の場合は受診勧奨を実施している。精密検査の受診率は86.8%で1.7ポイントの増加であった。

検診会場でのPRや個別の受診勧奨などを引き続き実施し、受診行動へつなげたい。

がん検診推進事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 23 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知「平成 23 年度がん検診推進事業実施要綱」
(平成 23 年 4 月 1 日より実施)

《目的》

この事業は、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

《内容》

① 対象者

平成 23 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の男性及び女性のかた

●大腸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年齢	生年月日
40歳	昭和45(1970)年4月2日～昭和46(1971)年4月1日
45歳	昭和40(1965)年4月2日～昭和41(1966)年4月1日
50歳	昭和35(1960)年4月2日～昭和36(1961)年4月1日
55歳	昭和30(1955)年4月2日～昭和31(1956)年4月1日
60歳	昭和25(1950)年4月2日～昭和26(1951)年4月1日

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月4日～11月29日、市内18会場延べ57日間実施
- ・費用 無料
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～11月30日、市内43医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・便潜血反応2日法

③ 周知方法

ア 個人通知

対象者全員に個人通知(23年9月27日に送付)

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》

① 検診実施結果

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	12,667	1,185	9.4	53	4.5	44	3
個別		599	4.7	21	3.5	16	0
計	12,667	1,784	14.1	74	4.1	60	3

② 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
			人	%	異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者	がん
					人	%	人	%	人	%	人	人
男性	40	1,370	108	7.9	105	97.2	3	2.8	1	33.3	2	0
	45	1,117	90	8.1	82	91.1	8	8.9	5	62.5	3	0
	50	1,025	57	5.6	53	93.0	4	7.0	3	75.0	1	0
	55	1,195	98	8.2	92	93.9	6	6.1	5	83.3	1	1
	60	1,542	198	12.8	189	95.5	9	4.5	8	88.9	1	1
	小計	6,249	551	8.8	521	94.6	30	5.4	22	73.3	8	2
女性	40	1,355	206	15.2	199	96.6	7	3.4	5	71.4	2	0
	45	1,112	160	14.4	155	96.9	5	3.1	4	80.0	1	0
	50	1,029	156	15.2	150	96.2	6	3.8	6	100.0	0	1
	55	1,250	263	21.0	250	95.1	13	4.9	13	100.0	0	0
	60	1,672	448	26.8	435	97.1	13	2.9	10	76.9	3	0
	小計	6,418	1,233	19.2	1,189	96.4	44	3.6	38	86.4	6	1
男性	集団	6,249	373	8.8	352	94.4	21	5.6	16	76.2	5	2
	個別		178		169	94.9	9	5.1	6	66.7	3	0
女性	集団	6,418	812	19.2	780	96.1	32	3.9	28	87.5	4	1
	個別		421		409	97.1	12	2.9	10	83.3	2	0
合計		12,667	1,784	14.1	1,710	95.9	74	4.1	60	81.1	14	3

《考察》

平成23年度より「がん検診推進事業」に大腸がんが加わった。

クーポン券対象者が含まれる40歳～64歳の大腸がん検診総受診者数5,660人（男性1,515人、女性4,145人）のうち、この事業の対象者は1,784人（31.5%）であった。

各年代別受診者のうちクーポン対象者の占める割合は、20歳～24歳39.9%、25歳～29歳40.8%、30歳～34歳33.4%、35歳～39歳34.5%、40歳～44歳25.1%となっている。

性別では、男性551人36.4%、女性1,233人29.7%で男性の受診者が多い。

年代別では、男女共に40歳～55歳の年代のクーポン受診者が多い。

大腸がんの発見者35人中3人であった。

がん検診は異常がなくても継続して受診することが大切である。無料クーポン券受診者には、今回だけの受診とせず、継続受診の重要性を伝えていく。

6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21目標 値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断の結果、異常があったら、定期的な医療受診等の対応ができる人の増加 「医療機関の受診等」をしている人 <ul style="list-style-type: none"> 高血糖 57.3% → 100% 高血圧 69.6% → 100% 高コレステロール 39.0% → 62%以上

《目的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内容》

対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

内容：①生活習慣病の予防等に関すること。

②家庭における療養方法に関すること。

③介護を要する状態になることの予防に関すること。

④家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関すること。

⑤家族介護を担う者の健康管理に関すること。

⑥関係諸制度の活用方法等に関すること。

⑦認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関すること。

⑧その他健康管理上必要と認められること。

なお、医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

訪問担当者：保健師、栄養士、歯科衛生士

《実績》

①訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20歳代	30歳代	40～64歳	65歳以上
生活習慣病	5	5	0	0	1	4
がん至急精密検査勸奨	4	4	0	0	0	4
難病	1	1	0	0	0	1
精神疾患	3	9	1	1	0	7
歯科	14	18	0	0	0	18
その他	1	1	0	0	0	1
計	28	38	1	1	1	35

②年度別訪問指導実績

年 度	実人数	延人数
19年度	19	36
20年度	5	12
21年度	47	52
22年度	29	30
23年度	28	38

※介護保険法の改正により、平成18年度から65歳以上の訪問指導については、包括支援センターで実施されることとなったため、実施件数は減少している。

《考 察》

訪問指導の主な内容は、特定健康診査及びがん検診の結果、至急受診が必要である者に対しての受診勧奨をするとともに、生活習慣病予防に関する指導を行うことである。平成21年度以降については、特定健康診査の結果、至急受診勧奨が必要な者に対し、保健師による電話での受診勧奨を実施した結果、訪問指導を実施するまでに至らなかったためである。

平成22年度から延べ人数が増加しているが、これは難病や精神症状に伴う訪問指導へのニーズも増えてきているためである。今後は、特定健康診査の結果、至急受診が必要な者に対しては、訪問指導を実施し、受診勧奨するとともに、生活習慣病予防に関する知識の普及が図れるよう徹底したい。

7. 特定保健指導（保健指導）

（1）特定保健指導（保健指導）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	・ 特定保健指導を受ける人の増加 ー% → 45%以上(新規設定)

《目的》

特定保健指導は、内蔵脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。

初回面接

《内容》

①対象者

佐倉市国民健康保険加入者で特定健康診査の結果、特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）の対象となった者及び生活保護者で健康診査の結果、保健指導（動機付け支援・積極的支援）の対象となった者

②期間

平成23年7月11日から平成24年2月14日

③場所

健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、市民体育館、志津コミュニティセンター、西志津ふれあいセンター、和田ふるさと館、弥富公民館、臼井公民館、白銀小学校（図工室）

④支援形態・回数

グループ支援型 39回 個別支援型 48回

⑤方法

市の特定健診を受けた者に初回面接として健診結果説明会を開催し、健診結果の返却と説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定するグループ支援型と個別支援型を設定。

⑥周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

積極的支援の継続的な支援

《内容》

①対象者

佐倉市国民健康保険加入者で特定保健指導（積極的支援）の対象となった者及び生活保護者で健康診査の結果、保健指導（積極的支援）の対象となった者

②期間

平成23年7月11日から平成24年9月末まで支援を継続。

③場所

健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター

④方 法

ア グループ支援型 スリムアップ教室

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法」5コース及び運動習慣づくり教室4コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ 個別支援

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

⑤周知方法

健診結果説明会に参加した者には、その場で勸奨。また、健診結果説明会に参加しなかった者は個別通知。

終了時評価

《内 容》

①対象者

初回面接の参加者

③方 法

初回面接の参加者には、「6か月経過後の健康目標達成度に関する調査票」を送付し、参加者が自ら評価する。参加者は記載した「6か月経過後の健康目標達成度に関する調査票」を返送し、保健師または管理栄養士による評価(設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等)を行う。評価結果について「健康目標達成度に関する評価票」を作成し、参加者に送付する。また、希望者には面接による評価として「結果報告会」を実施する。

《実 績》

① 特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)

ア 特定健康診査(集団・個別)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
動機づけ支援の対象者数(人)	1,232	1,028	1,014	1,018
動機づけ支援の利用者数(人)	492	459	429	444
動機づけ支援の利用者割合(%)	39.9	44.6	42.3	43.6
積極的支援の対象者数(人)	360	233	229	263
積極的支援の利用者数(人)	120	82	62	79
積極的支援の利用者割合(%)	33.3	35.2	27.1	30.0
積極的支援の継続者数(人)	26	20	17	15
積極的支援の終了者割合(%)	7.2	8.6	7.4	—
特定保健指導の対象者数(人)	1,592	1,261	1,243	1,281
特定保健指導の終了者数(人)	518	479	447	—
特定保健指導の終了者の割合(%)	32.5	38.0	36.0	—

イ 特定健康診査以外

項目	人間ドックなど			
	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
動機づけ支援の利用者数 (人)	6	0	5	5
積極的支援の利用者数 (人)	1	1	1	1
積極的支援の継続者数 (人)	0	0	0	0

ウ 法定報告

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
動機づけ支援の対象者数 (人)	1,240	969	986	—
動機づけ支援の利用者数 (人)	489	435	418	—
動機づけ支援の利用者割合 (%)	39.4	44.9	42.8	—
積極的支援の対象者数 (人)	367	219	214	—
積極的支援の利用者数 (人)	115	75	53	—
積極的支援の利用者割合 (%)	31.3	34.2	24.8	—
積極的支援の継続者数 (人)	20	15	14	—
積極的支援の終了者割合 (%)	5.4	6.8	6.5	—
特定保健指導の対象者数 (人)	1,607	1,188	1,200	—
特定保健指導の終了者数 (人)	509	450	432	—
特定保健指導の終了者の割合 (%)	31.7	37.9	36.0	—

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援のいずれの場合でも、初めの面接から6か月経過後に、行動変容の状況等の終了時評価を実施し完了となることから、平成23年度の終了時評価が完了できるのは、平成24年9月末である。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもので、毎年10月に実施している。

《考 察》

初回面接の利用を促すため、初回面接の未利用者836人に対して、平成24年1月に初回面接の案内文を再度送付し、その結果84人が利用し、利用者数の増加に効果的だった。

積極的支援の継続者が少ないことについては、アンケート等で理由を分析し、積極的支援の対象者が継続したいと思える事業展開を検討する必要がある。

今後は、特定保健指導に参加したことをきっかけに、継続して健康づくりに取り組むことができるような事業展開が必要である。

特定保健指導の体験談(特定保健指導に参加して行動目標、行動計画を作成し、健康的な生活習慣の獲得に向けて取り組んだ結果、体重や腹囲が減少し、いきいきと生活ができた体験談)を募集し、メタボリックシンドローム予防講演会で発表してもらう等、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを連動させた事業展開を図るようにした。

8. こころの健康づくり

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条(正しい知識の普及) 自殺対策基本法
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状)→ 平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスを感じている人の減少 成人 65.0%→59%以下 中・高校生 72.4%→59%以下 ・ストレスを解消できている人の増加 成人 54.8%→57%以上 中・高校生 44.2%→53%以上 ・睡眠がとれていない人の減少 成人 22.3%→20%以下 ・一生のうちにうつ病になる頻度を知っている人の増加 成人 54.8%→増加

(1) 精神科医によるこころの健康相談

《目的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内容》

- ①対象者 「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「産後うつ」「育児ノイローゼ」「自殺について考えてしまう」など、こころの悩みや不安がある者
- ②方法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、ミレニアムセンター佐倉を会場に、精神科医師による個別相談を実施する。
- ③内容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④周知方法 「こうほう佐倉」に掲載、ちらしの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実績》

①会場別実績

年度	会場		健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		ミレニアムセンター佐倉		合計	
	実施回数	人数	実施回数	人数	実施回数	人数	実施回数	人数	実施回数	人数	実施回数	人数
平成21年度	2	7	2	7	1	3	—	—	5	17		
平成22年度	2	6	2	6	1	1	1	3	6	16		
平成23年度	2	8	2	5	1	3	1	4	6	20		

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上
人数	1	9	7	3

③当日の相談者

内訳	本人	家族
人数	8	12

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	精神疾患等健康問題		家族問題	経済・生活問題	勤労問題	その他 (子の精神発達・ 育児ストレス)
		(再掲) 治療中の 精神疾患の相談				
人数	19	6	6	1	3	3

《考 察》

予約はほぼ毎回埋まっており、住民のニーズを実感している。一方、当日のキャンセルが3人いたが、そのうち1人は他の日程に予約し来所した。

相談内容としては、精神疾患等健康問題がほとんどであるが、問題はそれだけに留まらず、家族問題や勤労問題、経済・生活問題などが重複している。

相談者の3割は精神疾患治療中の者で、主治医以外の意見を聞きたいという相談が多い。30分間ゆっくりと相談でき、助言を得られることで満足している者が多い。

相談者の内訳は6割が家族、4割が本人となっている。平成23年度は家族からの相談が多く、「本人を受診させたいがどのようにしたらいいか」という相談が多かった。また、20～30代の引きこもりが多く、それを心配した家族が「どのように接したらいいか」という相談もみられた。家族は問題解決のための方法を知るだけでなく、悩みを抱える辛さを吐露することができ家族支援になっている。

（２）佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目 的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要があるとされていることから、庁内関係所属による連絡会議を開催することにより、佐倉市でも職員一人ひとりが市民の自殺の兆候に気付き、適切な専門家に繋げることができることを目的とする。

《内 容》

- ①開催日時 平成24年3月22日（木）10時00分～11時30分
- ②出席者 こころの悩みを抱えた方や自殺ハイリスク者との関わりが予想される12課、17名。
健康増進課、企画政策課、健康保険課、自治人権推進課、社会福祉課、指導課、社会教育課、子育て支援課、児童青少年課、介護保険課、高齢者福祉課、障害福祉課。
- ③内 容 自殺の現状について、市の自殺対策（取組み）について、DVD視聴（ゲートキーパー研修用～相談窓口編～）、情報交換（各課での相談内容、対応の現状について）自殺総合対策大綱や相談対応マニュアルをまとめたファイルを各課に1つ配布。
自殺予防対策のクリアファイルを配布。

《考 察》

庁内連絡会議で他課と情報交換をしたところ、窓口で自殺やこころの相談を受けたことはないとのことだった。また、ゲートキーパー用のDVDを視聴したところ、「窓口では業務に追われ、DVDのようにゆっくり話をする雰囲気ではない」という意見があった。一人でも多くの職員が、多忙のなかでも「サイン」をなるべく見逃さないこと、適切な専門家に繋げることを目指していきたい。年1回だけの会議では、情報交換だけに留まってしまうため、次年度は年2回の開催を予定したい。

(3) 千葉県地域自殺対策緊急強化基金事業

《目的》

国からの「地域自殺対策緊急強化交付金」を財源とする「千葉県地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、地域の実情に応じた事業を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。

《実績》

テーマ	対象	内容	実施日	参加者数
自殺予防啓発のための市民向け講演会	市民カレッジ受講生	東邦大学医療センター精神科医を講師として、市民カレッジ受講生を対象に講演会を開催。	9月20日	95人
自殺を防ぐ窓口・相談対応研修	民生委員・児童委員	自殺を考えている人に適切な支援を行えるよう、臨床心理士を講師として、民生・児童委員を対象とした研修会。	10月18日	49人
自殺を防ぐ窓口・相談対応研修	市役所職員	自殺を考えている人に適切な支援を行えるよう、臨床心理士を講師として、市役所職員を対象とした研修会。	10月26日	38人
こころの悩みを抱えた方が適切な相談先を知り、相談することを支援する	こころの悩みを抱えた方やその家族	自殺予防対策のクリアファイルを作成。表面にはうつ病のチェックリスト、裏面にはこころの相談窓口を掲載。		3,000枚

《考察》

平成22年5月に「千葉県自殺対策推進計画」が策定され、その中で「早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する」とこととされている。市役所には、自殺の原因とされる健康問題や経済・生活問題、勤労問題など様々な問題を抱える住民が来所する。職員が自殺の兆候に気づき、必要な相談窓口・専門家に繋げるためにも、研修は有効であった。次年度は職員向けに自殺対策ゲートキーパー研修を実施する予定であるため、より多くの職員が参加するよう周知していきたい。

民生委員・児童委員の研修では、地域住民からこころの相談を受けたり、関わっていた方が自殺してしまったりという辛い経験をしている方々がいた。次年度は自殺予防対策クリアファイルを民生委員・児童委員へ配布し、「どこへ相談したらいいかわからず悩んでしまう」ということがないよう支援していきたい。

VI 市民の健康

1. 歯科保健啓発事業

根拠法令等	佐倉市独自事業
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12歳児の1人平均むし歯数の減少 1.03歯 → 1歯以下 ・ 6024達成率の維持 61.7% → 64%以上 ・ 8020達成率の維持 31.4% → 33%以上 ・ 定期歯科健診を受けている人の増加 20歳以上 31.6% → 40%以上 ・ 栄養や食事について考えて食べる人の増加 成人 66.4% → 78%以上

(1) 歯ッピーかみんぐフェア(むし歯予防大会)

主催：佐倉市・印旛郡市歯科医師会佐倉地区 後援：佐倉市教育委員会・印旛保健所

《目的》

佐倉市民の口腔衛生知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

《内容》

- ① 日 時 平成23年10月30日 10:00~16:30
- ② 場 所 第1会場 ユーカリが丘総合子育て支援センター YOU! KIDS (ユー! キッズ)
第2会場 ウィシュトンホテルユーカリ 3階
- ③ 対 象 市民
- ④ 周知方法 こうほう佐倉・地域新聞・St aD すたっと・佐倉よみうり・オニオン新聞
各施設にポスター掲示・チラシの配布
- ⑤ その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実績》

コーナー名	内 容	参加者数(人)
一般歯科健診コーナー	歯科医師による歯科健診及び相談	228
口腔がん健診コーナー	東京歯科大学口腔外科学医局員による口腔がん健診	223
歯みがき指導コーナー	口腔衛生指導	134
	口臭測定	75
食育コーナー	紙芝居・おやつ迷路・色分けクイズ・レシピ配布	175
	栄養相談	3
健康相談コーナー	健康相談・乳がん自己検査の啓発・健診受診勧奨	77
	喫煙相談・スモーカーライザー・ヤケン・禁煙に関するリーフレット配布	73
介護保険コーナー	脳年齢測定	63
むし歯予防ポスター展示	小学生図画・ポスター、書写、標語、川柳、作文	46点

(2) よい歯のコンクール

《目的》

歯の健康が優れている方を表彰することにより、市民が生涯にわたって自分の歯で食べられるよう、歯科疾患予防の正しい知識を普及啓発することを目的とする。

《内容》

- ①日 時 平成 23 年 5 月 15 日 9 : 30～11 : 00
- ②場 所 健康管理センター
- ③対 象 高齢者の部：80歳以上で自分の歯が20本以上ある方
親子の部：昨年度3歳児健診を受診した幼児と親で、親子ともにむし歯のない方
- ④内 容 歯科医師による審査・表彰
佐倉市第一位の高齢者及び親子は、印旛郡市のコンクールに推薦
- ⑤周知方法 こうほう佐倉、3歳児健診会場でむし歯のない幼児の保護者にチラシ配布
保育園にポスター掲示、歯科医院からの紹介
- ⑥その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実績》

年度	高齢者の部 (人)	親子の部 (組)
19	7	4
20	9	10
21	2	12
22	6	5
23	4	4

《考察》

今年度の歯ッピーかみんぐフェアでは、昨年度に引き続き実施した食育コーナーのほか、健康相談コーナーにおいて、マンマモデルによる乳がん自己検査の啓発や女性のがん検診受診勧奨、喫煙相談等を行った。親子で参加する方が多いため、若い世代への教育の場として有効であったと思われる。今後も、参加者のニーズにあった内容を検討し実施していきたい。

よい歯のコンクールでは、参加人数が少なかったため、保育園に「親子のよい歯のコンクール」のポスターを掲示したが、掲示期間が短かったためか申し込みは増えなかった。親子の部については、3歳児健診時のチラシ配布だけでなく積極的にPRしていく必要がある。高齢者の部についても、成人歯科健康診査受診者に案内文を送付するなど、周知方法を検討していく。

2. 市民公開講座

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」
健康さくら21目標 平成18年度（市の現状）→ 平成24年度（目標）	<p>[休養・こころの健康づくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスを感じている人の減少 成人 65.0% → 59%以下 中・高生 72.4% → 59%以下 <p>[生活習慣病(がん検診)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診を受ける人の増加 胃がん検診 19.9% → 50%以上 子宮がん検診 20.1% → 50%以上 乳がん検診 12.8% → 50%以上 肺がん検診 24.5% → 50%以上 大腸がん検診 20.2% → 50%以上 <p>[妊娠・出産・周産期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の増加 76.2% → 93.0%以上 <p>[歯の健康]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙で歯周病にかかりやすくなると思う人の増加 成人 29.1% → 100%

《目的》

健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図るため、ポピュレーションアプローチとして専門家による市民向けの講演を実施している。

《内容》

- ①対象 市民（制限なし）
- ②方法 業務委託（印旛市郡医師会佐倉地区・印旛郡市歯科医師会佐倉地区）
- ③内容 医師並びに歯科医師等の専門家による講演会を実施した。
- ④周知方法 こうほう佐倉、ポスター、チラシ、新聞折込、ホームページで啓発、併せて保健事業の中で紹介した。

《実績》

①医科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
19	頭痛大学～あきらめていませんか？あなたの頭痛～ (1)「どうにかしたい！片頭痛」～もう頭痛で悩まない～ (2)「頭痛薬とのつきあいかた」	志津コミセン 11月25日(日) 230人
	こころの健康づくり講演会「気づいていますか？こころのサイン」 ～あなたとあなたの家族のために、うつ病予防と早期発見～	志津コミセン 2月3日(日) 150人
20	はじめようメタボ対策！～おとなとこども～ (1)メタボリックシンドロームと特定健診～メタボ健診の落とし穴～ (2)佐倉市における小児生活習慣病予防対策 (3)家族みんなで楽しく食育	志津コミセン 11月23日(日) 150人
21	正しく知ろうインフルエンザ ～インフルエンザに負けないために～ 「インフルエンザ感染症の動向」	ウイシュトンホテルユーカリ 2月14日(日) 100人

年度	テーマ・内容	開催情報
22	正しく知ろう認知症 ～佐倉市認知症ネットワークに向けて～ 「認知症治療における支援体制」	音楽ホール 10月11日(月) 350人
23	うつ病を正しく知る 「うつ病の正しい知識ー早く気づいて早く治そう！」	音楽ホール 10月2日(日) 450人
	寝たきりを防ぐために 今注目のロコモを知ろう (1)「ロコモティブシンドロームとよく見る骨・関節疾患」 (2)「ロコモーショントレーニングの実際」	音楽ホール 2月26日(日) 600人

②歯科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
19	(1)「佐倉市民のこころの健康」 (2)「お口はこころのバロメーター」	中央公民館 2月24日(日) 100人
20	「歯周病はあなたの体をむしばむ」	志津コミセン 2月22日(日) 50人
21	正しく知ろうインフルエンザ ～インフルエンザに負けないために～ 「口腔衛生とインフルエンザ予防」	ウイシュトンホテルニューカリ 2月14日(日) 100人
22	正しく知ろう認知症 ～佐倉市認知症ネットワークに向けて～ 「嚙むチカラで脳を守る」	音楽ホール 10月11日(月) 350人
23	うつ病を正しく知る 「その痛みは“うつ病”かもしれません」	音楽ホール 10月2日(日) 450人
	アンチエイジングのための「スッキリさわやか笑顔エクササイズ」 ～筋肉は何歳からでも応えてくれる～	志津コミセン 2月19日(日) 150人

《考 察》

平成23年度の市民公開講座は、ストレス社会により、身近に起こる「うつ病」や運動（骨・関節・筋肉など）の機能が衰える「ロコモティブシンドローム」。いつまでも若くいるため顔の筋肉を使った笑顔エクササイズを開催し、多くの市民の関心を引いた。その結果、多数の参加者が得られた。今後も市民に身近な題材をテーマとして取り上げ実施する。

3. 食生活改善推進員事業

根拠法令等	食育基本法 第二十二條 2
健康さくら21目標値 平成18年度（市の現状） →平成24年度（目標）	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりのために、栄養や食事について考えて食べる人の増加 成人 66.4% → 78%以上 健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者をなくす 幼児の保護者 7.7% → なくす

(1) 食生活改善推進員養成講座

《目的》

健全な食生活の普及・啓発を通じた、市民の健康づくりの自主的なボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成することを目的に「食生活改善推進員養成講座」を開催する。

《内容》

- ①開催時期 9月から1月
- ②対象地区 市内全域
- ③周知方法 こうほう佐倉8月15日号・チラシ等
- ④実施会場 健康管理センター
- ⑤カリキュラム

課	学習内容の一部	時間	講師
1	開講式・オリエンテーション	9:30~10:00	保健師 〃 栄養士
	佐倉市の健康づくりの課題	10:00~	
	健康さくら21について	10:50	
	食事バランスガイドについて	11:00~11:50	
2	栄養素の働きと食品成分表の使い方	9:30~10:20	栄養士
	佐倉市食育推進計画について	10:30~11:30	〃
	簡単おやつを紹介	11:30~11:50	〃
3	健康さくら21の「食に関する課題」	9:30~10:00	栄養士
	献立の立て方と食品の計量、衛生管理と手洗い実習	10:10~10:50	栄養士
	調理実習(バランスのとれた食事)	11:00~12:50	〃
4	身体活動・運動習慣のある生活	9:30~	保健師
	らくらく筋トレ実習	10:50	〃
	歯と咀嚼「お口の健康体操」	11:00~11:50	歯科衛生士
5	生活習慣とがん予防	9:30~10:10	保健師
	生活習慣病予防の食生活について	10:10~10:50	栄養士
	調理実習(おいしい生活習慣病予防の食事)	11:00~12:50	〃
6	佐倉市の食生活改善推進員活動について	9:30~10:00	栄養士
	各地区の食生活改善推進員を囲んで懇談会	10:00~11:00	食生活改善推進員
	閉校式(修了証書授与)	11:00~11:50	

《実績》

年度・地区別参加者と修了者

(単位：人)

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計	修了者数	修了率%
平成19年	2	6	4	0	0	0	0	12	12	100
平成20年	2	3	1	4	0	2	0	12	12	100

平成21年	1	2	4	0	0	1	0	8	8	100
平成22年	1	5	4	1	0	0	0	11	10	91
平成23年	2	4	6	2	0	0	2	16	16	100

(2) 食生活改善推進員研修

《目的》

食生活改善推進員が、地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修を行い、推進員の資質の向上を図る。

《内容》

年間テーマ 「生活習慣病予防と野菜摂取について」～もっと野菜を食べよう～

合同研修会

- ・ 4月27日（水）（午前） 参加者 73名
委嘱状の交付式・22年度活動報告・23年度研修計画及び活動費について
- ・ 6月20日（月）（午前） 参加者 73名
 - 1) 佐倉市の成人の健康づくりについて
 - 2) 佐倉市食育推進計画について
 - 3) 年齢別子どもができる料理のお手伝いと簡単おやつ DEMONSTRATION
 - 4) 事例発表「食生活改善推進員活動の充実について」食生活改善推進員6名発表
 - ・ 米粉を使ったおやつを紹介
 - ・ 紙芝居とカルちゃん人形を使った食育
- ・ 3月12日（月）（1日） 参加者 76名
 - 1) 「皆さんにお知らせしたい我が支部の活動」 ※推進員は市内7支部に分かれて活動
 - ・ 佐倉支部・・・「郷土料理継承と野菜を多くとろう」
 - ・ 臼井・千代田支部・・・「出前健康講座～染井野小学校家庭教育学級のお母さんと一緒に太巻き寿司」
 - ・ 志津A支部・・・「出前健康講座～井野小学校家庭教育学級のお母さんと一緒に太巻き寿司」
 - ・ 志津B支部・・・「簡単常備菜講習会」
 - ・ 根郷支部・・・「野菜をもっと食べよう」野菜を使った朝食～山王小学校家庭教育学級
 - ・ 和田支部・・・「みんなでおいしい料理を作ろう!チャレンジクッキング」
 - ・ 弥富支部・・・「生活習慣病予防の食事づくり」
 - 2) 平成23年度 各プロジェクトの活動報告
 - ・ 健康さくら21と食育 …パパマクラスでパパに簡単な朝食メニューの調理指導他
 - ・ 料理研究会(さざんか) …「野菜をもっと食べよう」をテーマに勉強会と献立作成
 - ・ 教室運営検討 …教室の効果的な運営について、教室スケジュール表を提案
 - ・ 媒体作成(とまとの会)…野菜人形と野菜カルタ・減塩パネルの作成と地域の食育活動
 - 3) 講演「今すぐ実践!生活の中の運動 なぜ運動(身体活動)が必要なの?」
講師 和洋女子大学子ども発達支援科 北村 裕美先生

地区研修会

市内7支部に分かれて地域に密着した食生活改善推進員活動を推進しているため、支部ごとに研修を実施

5月・・・地区活動計画について・「適正体重の算出と必要エネルギー量の計算」

7月・・・「生活習慣病予防」「生活習慣病予防の食事～知って得する調理法と減塩の工夫」
調理実習(ひじきご飯でベジむす・たっぷり野菜の肉巻き・トマトの冷製スープ・とうふの生姜シロップ)

11月・・・「あなたの骨は健康ですか」「食事で防ごう骨粗鬆症」「手洗いチェックと衛生管理」
調理実習(ご飯・豆腐のツナ入りハンバーグ・チンゲン菜とコーンの豆乳味噌汁・セロリとじゃこの炒め煮・クリーミーヨーグルトパフェ)

2月・・・平成23年度地区活動反省と次年度の活動について

プロジェクト活動

	健康さくら21と食育	料理研究会	教室運営検討	媒体作成
目的	①健康さくら21や佐倉市食育推進計画に沿った活動を地域で推進していくことについて考えていく。 ②パパの調理実習を通して、20・30歳代男性に簡単レシピの紹介や朝食の役割についての健康教育を行う。	①「野菜をもっと食べよう」に沿って、20・30歳代の世代を対象に普及させたい料理を研究する。 *簡単常備菜 *旬の野菜料理 *市販の弁当に添える野菜料理	①より効果的な地区活動を行うための、指導や運営方法を検討する。 ②地区の教室の運営について検討する。 ③参加者の募集方法や会費等、各支部で困っていることを検討する。	①誰もが各地区活動で媒体を有効活用できるよう、媒体の「活用マニュアル」を作成する。 ②地域や学校、保育園等での活用を考えた新たな媒体を作成する。
活動回数	10回	10回	8回	11回
活動内容	・パピママクラスでのパパの調理実習：2回 簡単朝食レシピの調理指導と朝食の役割についての健康教育を行った。 ・3歳児健診時「楽しい食育」の資料と試食の配布：1回 ・公民館での健康教育と試食の配布：1回	・「野菜をもっと食べよう」をテーマに勉強会と献立作成 ・作成した料理レシピをさざんか通信(37号・38号・39号と有機野菜農家の見学を特別号)で報告した。	・各支部(9会場)の教室を見学して、今後の地区活動の参考とした。 ・教室スケジュール表を提案した。 ・広報を利用して、往復はがきによる申し込み方法を取った地区活動は14回実施 ・教室の個人負担について検討した。	・野菜人形と減塩パネルの媒体を作成した。 ・「媒体管理表」に合わせて媒体と活用マニュアルを整理した。 ・貸し出し状況を明確にするために、「媒体貸出簿」を作成した。 ・媒体を活用した各地区活動と保健事業の協力を11回実施した。

(3) 食生活改善推進員地区活動

《目的》

市民が健康で明るい生活を営むことを目的に、健全な食生活の普及・啓発を図るため、食生活改善推進員活動を推進している。食生活改善推進員が地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上での活動内容や試食・調理実習の献立に対する指導やアドバイスをを行い、食生活改善推進員活動への支援を行う。

《内容》

食生活改善推進員は7支部（佐倉）（臼井・千代田）（志津A）（志津B）（根郷）（和田）（弥富）に分かれ、健康さくら21の食に関する課題や佐倉市食育推進計画に基づき、各地区の実態にあわせた内容で地区活動を行っている。

23年度は食生活改善推進員が「生活習慣病予防と野菜摂取について」～もっと野菜を食べよう～をテーマに地域に密着した質の高い活動が行えるよう、講習会の開催内容や食育の普及啓発方法等の支援に努めた。

《実績》

年度別、地区別推進員数と活動状況

(単位:人)

年度	地区	佐倉	臼井	志津		根郷	和田	弥富	千代田	合計
				A 支部	B 支部					
19 年 度	委嘱推進員数	13	12	15	24	14	9	6		93
	活動日数(日)	12	17	8	34	12	10	3	1	97
	参加者延べ数	257	454	252	1,609	525	237	49	35	3,418
	活動推進員延べ数	44	50	58	122	79	42	10	(1)	406
20 年 度	委嘱推進員数	13	16	15	23	12	8	6		93
	活動日数(日)	8	14	9	30	8	5	6	1	81
	参加者延べ数	197	402	207	1,589	335	114	588	41	3,473
	活動推進員延べ数	54	59	71	112	39	23	21	(8)	387
21 年 度	委嘱推進員数	14	16	15	24	14	9	7		99
	活動日数(日)	11	16	7	25	9	3	6	1	78
	参加者延べ数	202	330	206	1,548	303	31	515	32	3,167
	活動推進員延べ数	52	71	70	101	45	18	30	(4)	391
22 年 度	委嘱推進員数	12	15	16	21	12	7	8		91
	活動日数(日)	10	28	11	26	14	4	9	1	103
	参加者延べ数	174	466	241	1,486	544	102	518	30	3,561
	活動推進員延べ数	48	112	106	116	57	25	46	(5)	515
23 年 度	委嘱推進員数	10	19	14	24	12	7	6		92
	活動日数(日)	9	30	8	29	13	4	10	1	104
	参加者延べ数	134	514	183	1424	565	79	410	33	3342
	活動推進員延べ数	42	114	45	106	57	18	51	(5)	438

※19年度より千代田地区は臼井地区の推進員により活動を実施 ()内は臼井地区の推進員活動人数

《考 察》

平成 19 年度より千代田地区に在住する推進員が不在の状況が続いていたため、食生活改善推進員より、食生活改善推進員養成講座への参加を地区活動時に働きかけたところ、千代田地区から 2 名の参加があり、修了証書を授与した。

養成講座参加者の平均年齢は 54.1 歳で、その中に 30 歳代の参加者が 2 名いた。今後も講座に幅広い年代が気軽に参加できるよう、子どもの食育や生活習慣病予防を通した「バランスの良い食事」など講座内容の充実を図りたい。また、講座の周知方法として広報掲載やチラシの配布と共に、推進員が地区活動時に呼びかけ、全地区より参加者を募りたい。

食生活改善推進員の活動内容や依頼方法についてお知らせした文書を、小中学校や幼稚園、保育園及び児童センターの各施設長に宛てに PR した結果、新規に 2 校の小学校家庭教育学級から、出前健康講座「食文化の継承～太巻きずし～」の依頼があった。当日は参加者から歓声上がるほど高評価を得ることができ、推進員も地域の世代の違う方と一緒に調理実習を行ったことで信頼が深まり、以前よりも地域に密着した活動の機会が増え、今後の食育活動の幅を広げることができた。

これからも「健康さくら 21」と平成 23 年 3 月に策定された「佐倉市食育推進計画」の趣旨に沿った活動を推進し、資質の向上が図れるよう研修内容の充実に努めたい。

4. その他啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」
健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) → 平成24年度(目標)	<p>[栄養・食生活]</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝食の欠食率の低下 30代男性 32.2% → 15%以下 女性(成人) 7.9% → 6%以下 中・高校生 12.8% → なくす <p>[身体活動・運動]</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動を実施している人の増加 成人男性 29.1% → 40%以上 成人女性 29.8% → 41%以上 <p>[たばこ]</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもの前でたばこを吸う人の減少 幼児の保護者 23.9% → 減少 小学生の保護者 45.5% → 減少 <p>[アルコール]</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正飲酒量を認識している人の増加 1合程度と答えた成人 64.3% → 100% <p>[生活習慣病]</p> <ul style="list-style-type: none"> メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 (平成20年度より10%減らす) ー% → 10%減少(新規設定)

《目的》

個別の保健事業の対象者枠を超えた、全市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図ることを目的として、健康さくら21関係所属の行事や地域行事を協働実施して計画の推進と周知を図っている。計画の基本理念である「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」を柱に、開催年度ごとのテーマを「健康さくら21」の年度別重点活動分野と関連させることで、啓発事業として事業効果の拡大を図る。

《内容》

「さくらスポーツフェスティバル」 ～今日から始める健康な生活習慣～

- ①対象 市民(制限なし)
- ②方法 日時：平成23年10月10日(月) ※体育の日9時～13時
会場：岩名運動公園陸上競技場
主催：健康子ども部生涯スポーツ課
- ③内容 「健康さくら21」の平成23年度の年度別重点目標である「身体活動、運動、健康管理(食育等)」に関連した健康増進コーナーを設置し、体内年齢測定やカロリー消費運動体験、食育モデル展示、アルコールパッチテストなどを実施し、運動と健康について啓発を行った。
- ④周知方法 「こうほう佐倉」、ケーブルテレビ、ポスター、地区回覧にて啓発、また各種保健事業で参加者へ紹介した。

《実績》

年度	テーマと副題	会場・開催日	参加者数
20	～はじめよう家族そろって健康づくり～	岩名運動公園陸上競技場 10月13日（月）	285人
21	～はじめよう家族そろって健康づくり～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～良い生活習慣は、気持がいい！～」	岩名運動公園陸上競技場 10月12日（月）	201人
22	～はじめよう家族そろって健康・体力づくり～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園陸上競技場 10月11日（月）	185人
23	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園陸上競技場 10月10日（月）	250人

《考察》

「健康さくら21」の関連所属等との協働により、主催事業では関わりの薄い属性の市民との接点が拡大できた。異なるチャンネルを通じた行事運営は、参加者の興味や啓発においても相乗効果が認められるので、有効な啓発方法の一つとして活用可能と思われる。

VII 地域医療

1. 休日夜間急病等診療所事業

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病等診療所の設置及び管理に関する条例
-------	----------------------------

《目的》

日曜、祭日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間は各医療機関の輪番制により、夜間は佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病等診療所等により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内容》

区分	昼間	夜間
診療時間	午前9時～午後5時	午後7時～午後10時
場 所	在宅による輪番制	休日夜間急病等診療所、在宅による輪番制
診 療 日	休日（日曜・祭日・年末年始）	休日（日曜・祭日・年末年始）
診療科目	内科・外科・歯科	内科・歯科(外科・耳鼻科は在宅輪番制)

《実績》

(人)

		区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
昼間	休日当番 (在宅輪番制)	内科	2,107	2,435	2,566	1,940	2,076
		外科	978	758	796	846	813
		歯科	277	284	254	233	213
夜間	休日夜間急病診療所(センター)	内科	229	197	373	249	293
		歯科	86	63	89	73	84
	休日夜間待機 (在宅輪番制)	外科	79	63	76	72	81
		耳鼻科	300	281	272	241	241
合計			4,056	4,081	4,426	3,654	3,801

◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数	内科	歯科
平成19年度	72	229人	86人
平成20年度	72	197人	63人
平成21年度	72	373人	89人
平成22年度	71	249人	73人
平成23年度	71	293人	84人

(1) 内科

- ①診療日数 71日（平成23年4月1日～平成24年3月31日）
 ②受診者数 293人（1日平均 4.13人）
 ③時間帯別

時間帯	受診者数(人)	割合
19時台	155	52.9%
20時台	80	27.3%
21時台	58	19.8%
合計	293	100.0%

④症状別

順位	症状	受診者数(人)	割合
1	症状からみて深夜受診も納得できる	288	98.3%
2	治療を擁するが明日でもよい	3	1.0%
3	即時入院が必要で来院してよかった	2	0.7%
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	0	0.0%
合計		293	100.0%

⑤年齢別

年齢(歳)	受診者数(人)	割合
15～19	24	8.2%
20～29	67	22.9%
30～39	72	24.6%
40～49	48	16.4%
50～59	36	12.3%
60～69	29	9.9%
70以上	17	5.8%
合計	293	100.0%

⑥居住地別

居住地		受診者数(人)	割合
市内	佐倉	49	16.7%
	臼井	49	16.7%
	志津	72	24.6%
	根郷	37	12.6%
	和田	3	1.0%
	弥富	4	1.4%
	千代田	15	5.1%
市外	印旛郡内	47	16.0%
	県内	10	3.4%
	県外	7	2.4%
合計		293	100.0%

⑦二次病院搬送状況 7件

⑧疾病別

順位	疾患	受診者数(人)	割合
1	呼吸器系	122	41.6%
2	伝染性	67	22.9%
3	消化器系	68	23.2%
4	神経系及び感覚器	5	1.7%
5	皮膚及び皮下組織	6	2.0%
-	その他	25	8.5%
合計		293	100.0%

(2) 歯科

①診療日数 71日(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

②受診者数 84人(1日平均 1.18人)

③時間帯別

時間帯	受診者数(人)	受診割合
19時台	29	34.5%
20時台	31	36.9%
21時台	24	28.6%
合計	84	100.0%

④症状別

順位	症状	受診者数(人)	割合
1	症状からみて深夜受診も納得できる	60	71.4%
2	治療を要するが明日でもよい	23	27.4%
3	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	1	1.2%
4	即時入院が必要で来院してよかった	0	0.0%
合計		84	100.0%

⑤年齢別

年齢(歳)	受診者数(人)	割合
0	1	1.2%
1～3	3	3.6%
4～5	2	2.4%
6～10	10	11.9%
11～15	1	1.2%
16～19	6	7.1%
20～29	12	14.3%
30～39	23	27.4%
40～49	16	19.0%
50～59	2	2.4%
60～69	4	4.8%
70以上	4	4.8%
合計	84	100.0%

⑥居住地別

居住地		受診者数(人)	割合
市内	佐倉	9	10.7%
	白井	6	7.1%
	志津	10	11.9%
	根郷	6	7.1%
	和田	0	0.0%
	弥富	0	0.0%
	千代田	4	4.8%
市外	印旛郡内	26	31.0%
	県内	18	21.4%
	県外	5	6.0%
合計		84	100.0%

《考察》

当市における救急医療体制は、現在、第一次救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所、そして第二次救急医療体制として印旛郡市において病院群輪番制を実施している。

更に、第三次救急医療体制として成田赤十字病院が救命救急センターに指定され対応している。

2. 小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目的》

平成14年10月1日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。

《内容》

診療日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
診療時間	午後7時～翌朝6時	午前9時～午後5時、午後7時～翌朝6時
場 所	印旛市郡小児初期急病診療所(佐倉市健康管理センター内)	
診療科目	小児科	

《実績》

①診療日数 366日(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

②受診者数 13,873人(一日平均 37.90人)

ア. 時間帯別(人)

時間帯	9～12時台	13～16時台	19～21時台	22～24時台	1～3時台	4～5時台	合計
受診者数(人)	2,777	2,004	5,575	2,172	961	384	13,873
割合	20.02%	14.45%	40.19%	15.66%	6.93%	2.77%	100.00%

イ. 年齢別(人)

年齢	0歳	1～5歳	6～10歳	11～15歳	合計
受診者数(人)	1,665	8,223	3,098	887	13,873
割合	12.00%	59.27%	22.33%	6.39%	100.00%

ウ. 居住地別(人)

地域と内訳					受診者数	割合
佐倉市内					5,391	38.86%
印旛郡内	成田市	409	白井市	261	7,226	52.09%
	四街道市	1,967	酒々井町	509		
	八街市	1,735	富里市	446		
	印西市	1,795	栄町	104		
県内	千葉市	370	八千代市	127	865	6.24%
	船橋市	50	他県内	318		
県外					391	2.82%
合計					13,873	100.00%

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市	151	355
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	86	
日本医科大学千葉北総病院	印西市	55	
成田赤十字病院	成田市	27	
その他（千葉大学病院、東京女子医大等）	—	36	

④疾病状況

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 呼吸器系疾患	450	693	479	591	421	527	588	430	647	656	723	454	6,659
2 消化器系疾患	301	322	227	185	143	126	193	127	503	592	281	234	3,234
3 代謝性疾患	2	6	9	25	41	32	16	7	30	46	25	16	255
4 感染性疾患	68	85	51	125	143	68	53	31	58	307	787	279	2,055
5 免疫・アレルギー性疾患	99	131	78	106	137	153	159	118	117	71	44	79	1,292
6 神経疾患	22	18	22	11	18	16	16	19	17	24	34	28	245
7 耳鼻咽喉疾患	25	40	31	26	14	12	51	31	56	28	25	10	349
8 皮膚系疾患	22	29	46	51	23	43	38	16	19	25	17	19	348
9 泌尿・生殖器系疾患	7	10	9	8	6	7	4	5	8	9	1	7	81
10 眼疾患	11	16	10	21	8	5	4	1	16	12	8	5	117
11 その他	50	64	63	151	155	205	120	80	89	185	77	91	1,330

※1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合があります。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、驚口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、帯状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、臍炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門腫炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考 察》

受診者居住地の広域性に特徴があり、初期急病に対して 97%の処置状況から印旛地域において重要な初期救急医療の機能を担っている。受診者数は流行性の疾患により大きく変わるが、機能分担を明確にした医療を提供していることを利用方法の周知と合わせて行う必要がある。

3. 佐倉市特定疾患見舞金支給事業

根拠法令等	佐倉市特定疾患見舞金支給条例（昭和49年佐倉市条例第11号）
-------	--------------------------------

《目的》

条例で指定する特定疾患の長期療養者に対し、見舞金を支給することにより、その心身の安定と福祉の増進を図る。

《内容》

- ①対象者 佐倉市に住所を有する特定疾患罹患状態で市が認定した者
- ②申請方法 申請窓口：健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター
必要書類：佐倉市特定疾患見舞金支給申請書、千葉県特定疾患医療受給者票（写）または千葉県小児慢性特定疾患医療受診券（写） ※生活保護は申請書用診断書
- ③支給内容 見舞金：受給権者へ毎月5,000円の見舞金を支給する。（口座振込）
現況確認：毎年10月31日までに受給者票等（生活保護は診断書）を確認する。
- ④周知方法 健康カレンダー、「こうほう佐倉」掲載、窓口配架（制度の案内）

《実績》

- ①受給権者疾病動向（平成24年3月分：1,047人）

ア. 特定疾患

疾病名	人数	割合	疾病名	人数	割合	疾病名	人数	割合
ベーチェット病	32	3.1%	パーキンソン病関連疾患	148	14.1%	肺動脈性肺高血圧症	2	0.2%
多発性硬化症	20	1.9%	アミロイドーシス	0	0.0%	神経線維腫症	3	0.3%
重症筋無力症	23	2.2%	後縦靭帯骨化症	33	3.2%	亜急性硬化性全脳炎	0	0.0%
全身性エリテマトーデス	101	9.6%	ハンチントン病	2	0.2%	バッド・キアリ症候群	0	0.0%
スモン症	2	0.2%	モヤモヤ病	17	1.6%	慢性血栓性肺高血圧症	1	0.1%
再生不良性貧血	8	0.8%	ウエゲナー肉芽腫症	2	0.2%	ライソゾーム病	0	0.0%
サルコイドーシス	17	1.6%	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	30	2.9%	副腎白質ジストロフィー	0	0.0%
筋萎縮性側索硬化症	7	0.7%	多系統萎縮症	8	0.8%	家族性高コレステロール血症	0	0.0%
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	66	6.3%	表皮水疱症	1	0.1%	脊髄性筋萎縮症	3	0.3%
特発性血小板減少性紫斑病	20	1.9%	膿疱性乾癬	1	0.1%	球脊髄性筋萎縮症	0	0.0%
結節性動脈周囲炎	7	0.7%	広範脊柱管狭窄症	3	0.3%	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	2	0.2%
潰瘍性大腸炎	147	14.0%	原発性胆汁性肝硬変	22	2.1%	肥大型心筋症	3	0.3%
大動脈炎症候群	7	0.7%	重症急性膵炎	1	0.1%	拘束型心筋症	0	0.0%
ビュルガー病	11	1.1%	特発性大腿骨頭壊死症	8	0.8%	ミトコンドリア病	1	0.1%
天疱瘡	0	0.0%	混合性結合組織病	11	1.1%	リンパ脈管筋腫症(LAM)	1	0.1%
脊髄小脳変性症	49	4.7%	原発性免疫不全症候群	3	0.3%	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0	0.0%
クローン病	40	3.8%	特発性間質性肺炎	7	0.7%	黄色靭帯骨化症	1	0.1%
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	0.0%	網膜色素変性症	57	5.4%	間脳下垂体機能障害	15	1.4%
悪性関節リウマチ	4	0.4%	プリオン病	0	0.0%			

イ. 小児慢性特定疾患

疾病名	人数	割合	疾病名	人数	割合	疾病名	人数	割合
悪性新生物	16	1.5%	内分泌疾患	23	2.2%	血友病等血液・免疫疾患	0	0.0%
慢性腎疾患	6	0.6%	膠原病	8	0.8%	神経・筋疾患	6	0.6%
慢性呼吸器疾患	6	0.6%	糖尿病	8	0.8%	慢性消化器疾患	2	0.2%
慢性心疾患	23	2.2%	先天性代謝異常	2	0.2%			

②事業の推移

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
支給額（千円）	68,905	48,270	51,805	52,155	60,545
対前年比（%）	4.5%減	29.9%減	7.3%増	0.7%増	16.1%増
延べ人数（人）	13,781	9,654	10,361	10,431	12,109

※対前年比は、見舞金支給額(扶助費)の対前年度比率、小数点以下第2位を四捨五入

《考 察》

平成21年10月30日から千葉県特定疾患治療研究事業に11疾患が追加されたため、平成22年度から見舞金の対象疾患に11疾患が追加され、広報やホームページ等で周知したが、微増であった。そのため平成23年度では、千葉県健康福祉センター（印旛保健所）に依頼し、特定疾患医療受給者票や小児慢性特定疾患医療受診券の更新時に、佐倉市特定疾患見舞金制度の周知を依頼した結果、大幅な増加となった。

4. 在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業

根拠法令等

佐倉市休日夜間急病等診療所の設置及び管理に関する条例

《目的》

歯科診療を受けることが困難な在宅寝たきり老人等に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施する。

《内容》

- ①対象 市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- ②内容 ア. 入れ歯の修理・調整や作成
イ. むし歯の応急処置など
- ③従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- ④費用 保険診療による自己負担額

《実績》

①年齢別・男女別申込者数 (人)

	男	女	合計
60～64 歳	1	1	2
65～69 歳	2	2	4
70～74 歳	1	1	2
75～79 歳	0	3	3
80～84 歳	3	5	8
85～89 歳	3	2	5
90 歳以上	2	3	5
合計	12	17	29

②年齢別診療内容の内訳(複数回答) (人)

	義歯作成	義歯修理・調整	むし歯治療	口腔衛生指導	診査のみ
60～64 歳	0	1	0	0	1
65～69 歳	0	1	2	0	1
70～74 歳	0	1	0	1	0
75～79 歳	0	3	0	0	0
80～84 歳	0	6	0	1	1
85～89 歳	2	2	0	1	0
90 歳以上	0	2	0	0	3
合計	2	16	2	3	6

③年度別・職種別訪問回数(事前調査含む) (人)

	患者人数	訪問回数	患者 1 人あたり平均訪問回数	歯科医師訪問回数	歯科衛生士訪問回数
平成 19 年度	13	62	4.8	48	62
平成 20 年度	20	77	3.9	60	77
平成 21 年度	25	84	3.4	58	84
平成 22 年度	23	76	3.3	54	76
平成 23 年度	29	82	2.8	58	82

④ 在宅歯科研修会

ア. 講演会

- * 日 時 平成 23 年 9 月 15 日(木) 午後 2 時から 4 時
- * 場 所 佐倉市健康管理センター
- * 演 題 『要介護高齢者の摂食・嚥下障害への対応』
- * 講 師 田村 文誉
- * 参加人数 49 人

イ. 歯科講演会 (印旛郡市歯科医師会佐倉地区・佐倉市共催行事)

- * 日 時 平成 23 年 11 月 16 日(水) 午後 7 時から 9 時
- * 場 所 佐倉市健康管理センター
- * 演 題 『訪問歯科診療における歯内療法～正確な診断と能率的な治療を目指して～』
- * 講 師 武市 収
- * 参加人数 29 人

《考 察》

申し込み人数は 29 人で、75 歳以上が 21 人で約 7 割を占めている。申し込み者については、ケアマネージャーからの紹介が増えている。今後も引き続き訪問歯科診療の安全・有効・迅速な事業運営に努める。

VIII 各種委員会名簿

佐倉市地域保健医療協議会

(委嘱期間：平成21年8月26日～平成23年8月25日)

役職	氏名	選出区分	備考
会長	天本 安一	医師	
	遠山 正博	医師	
	鹿野 純生	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	越部 融	医師	
	田上 恵	医師	
	南 昌平	医師	
	秤屋 尚生	歯科医師	平成23年4月1日より
	坪井 裕次郎	歯科医師	
	伊藤 圭	歯科医師	
	伊藤 克洋	薬剤師	
	中村 恒穂	千葉県印旛保健所 所長	平成23年4月1日より
	鈴木 昭三	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	平成23年4月1日より

(委嘱期間：平成23年8月26日～平成25年8月25日)

役職	氏名	選出区分	備考
	天本 安一	医師	
	遠山 正博	医師	
	鹿野 純生	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	越部 融	医師	
	田上 恵	医師	
	南 昌平	医師	
	秤屋 尚生	歯科医師	
	坪井 裕次郎	歯科医師	
	伊藤 圭	歯科医師	
	伊藤 克洋	薬剤師	
	中村 恒穂	千葉県印旛保健所 所長	
	鈴木 昭三	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

予防接種専門委員会

(委嘱期間：平成 21 年 8 月 26 日～平成 23 年 8 月 25 日)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	天本 安一	医師	
	越部 融	医師	
	都祭 敦	医師	
	澤井 清	医師	

(委嘱期間：平成 23 年 8 月 26 日～平成 25 年 8 月 25 日)

役職	氏名	選出区分	備考
	天本 安一	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	越部 融	医師	
	都祭 敦	医師	
	澤井 清	医師	

健診専門委員会

開催日	内容	出席人数
平成 23 年 8 月 30 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度各種健診（検診）事業について ・平成 24 年度各種健診（検診）事業について 	6 名

(委嘱期間：平成 22 年 2 月 17 日～平成 23 年 8 月 25 日)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	天本 安一	医師	
	石井 英世	医師	
	常富 重幸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	今井 敬人	医師	

(委嘱期間：平成23年8月26日～平成25年8月25日)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	天本 安一	医師	
	石井 英世	医師	
	常富 重幸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	今井 敬人	医師	

母子保健専門委員会

(委嘱期間：平成22年7月13日～平成23年8月25日)

役職	氏名	選出区分
委員長	越部 融	医師
副委員長	天本 安一	医師
	泉 均	医師
	川村 麻規子	医師
	山森 真紀	医師

(委嘱期間：平成23年8月26日～平成25年8月25日)

役職	氏名	選出区分
	越部 融	医師
	天本 安一	医師
	泉 均	医師
	川村 麻規子	医師
	山森 真紀	医師

佐倉市健やかまちづくり推進委員会

開催日	内 容	出席人数
平成24年1月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進計画「健康さくら21」の進捗状況について ・次期健康増進計画の策定について 	12名

(委嘱期間：平成21年11月18日～平成23年11月17日)

役職	氏名	選出区分	備考
会長	石井 英世	医師	
副会長	望月 敬	歯科医師	
	天本 安一	医師	
	菅谷 義範	医師	
	杉戸 一寿	千葉県印旛健康福祉センター 副センター	平成23年4月1日より
	島内 憲夫	学識経験者	
	吉村 真理子	学識経験者	
	亀野 陽太郎	市民団体	
	旦木 みさを	市民団体	
	當山 真理子	市民公募委員	
	白石 義孝	市民公募委員	
	菅原 千賀子	市民公募委員	
	菅原 勝徳	市民公募委員	
	向後 宏行	市民公募委員	

(委嘱期間：平成23年11月18日～平成25年11月17日)

役職	氏名	選出区分	備考
会長	石井 英世	医師	
副会長	望月 敬	歯科医師	
	越部 融	医師	
	菅谷 義範	医師	
	杉戸 一寿	千葉県印旛健康福祉センター 副センター	
	島内 憲夫	学識経験者	
	吉村 真理子	学識経験者	
	亀野 陽太郎	市民団体	
	旦木 みさを	市民団体	
	當山 真理子	市民公募委員	
	白石 義孝	市民公募委員	
	菅原 千賀子	市民公募委員	
	菅原 勝徳	市民公募委員	

佐倉市予防接種健康被害調査委員会

開催日	内容	出席人数
平成23年12月16日(金)	・BCG健康被害認定について	5名

(委嘱期間：平成22年5月1日～平成24年4月30日)

役職	氏名	選出区分	備考
会長	伊藤 加寿子	佐倉市予防接種医師代表	
副会長	白澤 浩	専門医師	
	遠山 正博	社団法人印旛市郡医師会長	
	上西 徹二	佐倉市予防接種医師代表	
	天本 安一	佐倉市予防接種医師代表	
	中村 恒穂	千葉県印旛保健所長	平成23年4月1日より

佐倉市在宅寝たきり老人等歯科保健推進協議会

開催日	内 容	出席人数
平成23年5月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度事業報告について ・平成23年度事業計画について ・その他 	11名

(委嘱期間：平成22年4月1日～平成24年3月31日)

役 職	氏 名	選 出 区 分	
会 長	稗屋 尚生	歯科医師	
副会長	池田 和人	医師	
小委員会委員長	田中 宏	歯科医師	
	伊藤 克洋	薬剤師	
	榎澤 宗司	歯科医師	
	宍戸 英樹	医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	堀 勝	歯科医師	
	渡邊 征男	歯科医師	
	中村 恒穂	千葉県印旛保健所長	平成23年4月1日より
	濱崎 千恵	ケアマネジャー	平成23年4月1日より

佐倉市休日夜間急病診療所運営協議会

開催日	内容	出席人数
平成23年7月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度実績報告について ・平成23年度休日夜間急病診療所の運営について ・その他 	7名

(委嘱期間：平成22年4月1日～平成24年3月31日)

役職	氏名	選出区分	
会長	天本 安一	医師	
副会長	坪井 裕次郎	歯科医師	
	上西 徹二	医師	
	越部 融	医師	
	平野 啓行	歯科医師	
	大谷 一郎	歯科医師	
	伊藤 克洋	薬剤師	
	渡辺 幸夫	薬剤師	
	鈴木 昭三	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	平成23年4月1日より

IX 衛生関係統計

1. 人口及び世帯数

地区別人口の推移（合併時～平成23年）

（各年3月末現在「住民基本台帳人口」）

年\地区	全市	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
昭和29年	35,196	12,969	4,195	5,749	5,504	3,516	3,263	—
昭和35年	37,705	15,090	4,287	6,044	6,057	3,076	3,151	—
昭和40年	40,528	14,935	4,852	8,656	6,147	3,019	2,919	—
昭和45年	58,914	15,833	6,510	21,404	7,071	2,769	2,711	2,616
昭和50年	80,972	19,845	9,011	35,063	8,826	2,709	2,607	2,911
昭和55年	99,616	21,996	15,119	42,147	12,004	2,654	2,539	3,157
昭和60年	120,459	24,813	23,609	51,155	12,579	2,622	2,464	3,217
平成元年	138,411	26,070	29,532	56,678	17,841	2,577	2,364	3,349
平成5年	155,328	29,207	32,114	61,884	22,662	2,532	2,292	4,637
平成10年	170,292	31,168	32,968	68,037	24,549	2,441	2,199	8,930
平成15年	175,033	30,853	32,873	71,808	25,132	2,296	2,052	10,019
平成20年	175,134	30,225	32,023	73,088	25,256	2,171	1,855	10,516
平成24年	176,072	29,746	31,373	75,132	25,075	2,039	1,721	10,986

地区別人口割合（合併時～平成23年）

（各年3月末現在「住民基本台帳人口」）

年\地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
昭和29年	36.8%	11.9%	16.3%	15.6%	10.0%	9.3%	—
昭和35年	40.0%	11.4%	16.0%	16.1%	8.2%	8.4%	—
昭和40年	36.9%	12.0%	21.4%	15.2%	7.4%	7.2%	—
昭和45年	26.9%	11.1%	36.3%	12.0%	4.7%	4.6%	4.4%
昭和50年	24.5%	11.1%	43.3%	10.9%	3.3%	3.2%	3.6%
昭和55年	22.1%	15.2%	42.3%	12.1%	2.7%	2.5%	3.2%
昭和60年	20.6%	19.6%	42.5%	10.4%	2.2%	2.0%	2.7%
平成元年	18.8%	21.3%	40.9%	12.9%	1.9%	1.7%	2.4%
平成5年	18.8%	20.7%	39.8%	14.6%	1.6%	1.5%	3.0%
平成10年	18.3%	19.4%	40.0%	14.4%	1.4%	1.3%	5.2%
平成15年	17.6%	18.8%	41.0%	14.4%	1.3%	1.2%	5.7%
平成20年	17.3%	18.3%	41.7%	14.4%	1.2%	1.1%	6.0%
平成24年	16.9%	17.8%	42.7%	14.2%	1.2%	1.0%	6.2%

地区別世帯数の推移（合併時～平成23年）

（各年3月末現在「住民基本台帳人口」）

年\地区	全市	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
昭和29年	6,838	—	—	—	—	—	—	—
昭和35年	7,614	3,284	878	1,179	1,185	521	567	—
昭和40年	8,864	3,417	1,062	1,963	1,339	532	551	—
昭和45年	15,201	4,221	1,638	5,805	1,810	567	567	593
昭和50年	22,347	5,627	2,385	9,749	2,701	594	592	699
昭和55年	28,285	6,596	4,130	12,011	3,503	635	611	799
昭和60年	35,014	7,540	6,689	14,853	3,804	653	623	852
平成元年	41,826	8,374	8,681	17,040	5,508	664	620	939
平成5年	49,684	1,009	9,948	19,843	7,201	682	628	1,373
平成10年	57,641	11,132	10,978	23,237	8,244	712	634	2,704
平成15年	63,456	11,674	11,916	26,282	9,030	741	635	3,178
平成20年	68,183	12,387	12,587	28,499	9,707	766	639	3,598
平成24年	71,665	12,757	12,951	30,274	10,267	766	662	3,988

年齢3区分別人口構成割合

(各年3月末現在「住民基本台帳人口」)

年	総人口			年少人口（0～14才）				生産年齢人口（15～64才）				老年人口（65才以上）			
	総数	男	女	総数	構成比%	男	女	総数	構成比%	男	女	総数	構成比%	男	女
平成20年	175,134	86,498	88,636	21,974	12.6	11,307	10,667	119,136	68.0	59,340	59,796	34,024	19.4	15,851	18,173
平成21年	175,601	86,648	88,953	21,949	12.5	11,289	10,660	117,326	66.8	58,439	58,887	36,326	20.7	16,920	19,406
平成22年	175,914	86,840	89,074	21,780	12.4	11,189	10,591	116,006	65.9	57,922	58,084	38,128	21.7	17,729	20,399
平成23年	176,169	87,020	89,149	21,782	12.4	11,225	10,557	115,138	65.3	57,494	57,644	39,249	22.3	18,301	20,948
平成24年	176,072	87,064	89,008	21,588	12.3	11,163	10,425	113,290	64.3	56,684	56,606	41,194	23.4	19,217	21,977

地区別年齢3区分別人口構成割合

(平成24年3月末現在「住民基本台帳人口」)

地区	総人口			年少人口（0～14才）				生産年齢人口（15～64才）				老年人口（65才以上）			
	総数	男	女	総数	構成比%	男	女	総数	構成比%	男	女	総数	構成比%	男	女
全市	176,072	87,064	89,008	21,588	12.3	11,163	10,425	113,290	64.3	56,684	56,606	41,194	23.4	19,217	21,977
佐倉	29,746	14,617	15,129	3,054	10.3	1,550	1,504	18,680	62.8	9,483	9,197	8,012	26.9	3,584	4,428
臼井	31,373	15,586	15,787	3,689	11.8	1,954	1,735	19,847	63.3	9,837	10,010	7,837	25.0	3,795	4,042
志津	75,132	36,908	38,224	9,976	13.3	5,170	4,806	47,929	63.8	23,654	24,275	17,227	22.9	8,084	9,143
根郷	25,075	12,633	12,442	3,031	12.1	1,530	1,501	17,160	68.4	8,822	8,338	4,884	19.5	2,281	2,603
和田	2,039	1,033	1,006	219	10.7	113	106	1,244	61.0	671	573	576	28.2	249	327
弥富	1,721	857	864	121	7.0	63	58	1,013	58.9	538	475	587	34.1	256	331
千代田	10,986	5,430	5,556	1,498	13.6	783	715	7,417	67.5	3,679	3,738	2,071	18.9	968	1,103

年齢3区分別構成割合、構造指数

市：各年 4月1日現在

県：各年 4月1日現在

国：各年10月1日現在

		年齢3区分別構成割合 (%)				指数			
		総数	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 指数	老年人口 指数	従属人口 指数	老年化 指数
平成18年	市	100	12.7	70.3	16.0	18.1	24.1	42.2	133.5
	県	100	13.6	69.0	17.5	19.7	25.3	45.0	128.7
	国	100	13.6	65.5	20.8	20.8	31.8	52.6	152.6
平成19年	市	100	12.6	69.1	18.3	18.3	26.5	44.8	144.8
	県	100	13.5	68.2	18.3	19.8	26.9	46.6	135.8
	国	100	13.5	65.0	21.5	20.8	33.1	53.9	158.8
平成20年	市	100	12.5	68.2	19.3	18.3	28.2	46.5	154.0
	県	100	13.4	67.5	19.1	19.9	28.2	48.1	141.7
	国	100	13.5	64.5	22.1	20.9	34.3	55.2	164.3
平成21年	市	100	12.5	67.0	20.5	18.6	30.6	49.1	164.5
	県	100	13.4	66.7	19.9	20.1	29.7	49.8	148.2
	国	100	13.3	63.9	22.7	20.9	35.6	56.5	170.5
平成22年	市	100	12.3	66.2	21.5	18.7	32.4	51.1	173.8
	県	100	13.3	66.2	20.5	20.1	30.9	51.0	153.8
	国	100	13.2	63.7	23.1	20.8	36.3	57.1	174.4
平成23年	市	100	12.4	65.6	22.1	18.8	33.6	52.5	178.6
	県	100	13.3	65.9	20.8	20.1	31.6	51.7	157.0
	国	100	13.1	63.6	23.3	20.5	36.6	57.1	178.1

資料：市・県 印旛健康福祉センター事業年報
国 国民衛生の動向

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{従属人口指数} = \frac{\text{年少人口} + \text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$$

2. 人口動態

人口動態統計総覧

資料：印旛健康福祉センター事業年報

		人口 10月1日 現在	出生					死亡				乳児死亡		新生児死亡		死産				周産期死亡			婚姻		離婚		
			総数	男	女	率 (人口)	2500g 未満 (再掲)	総数	男	女	率 (人口)	実数	率 (性別)	実数	率 (性別)	自然死産		人工死産		総数		後期 死産	早期 新生児 死亡	件数	率 (人口)	件数	率 (人口)
																実数	率 (性別)	実数	率 (性別)	実数	率 (性別)						
市	平成18年	171,381	1,213	626	587	7.1	127	1,204	674	530	7.0	4	3.3	1	0.8	16	12.1	15	12.1	6	4.9	5	1	791	4.6	305	1.8
	平成19年	171,343	1,302	691	611	7.6	129	1,239	668	571	7.2	3	2.3	2	1.5	17	12.7	18	13.5	4	3.1	3	1	762	4.4	306	1.8
	平成20年	171,747	1,194	608	586	7.0	108	1,311	733	578	7.6	7	5.9	4	3.4	23	18.7	13	10.6	8	6.7	5	3	785	4.6	274	1.6
	平成21年	172,451	1,213	599	614	7.0	100	1,280	715	565	7.4	-	-	-	-	17	13.6	23	18.4	5	4.1	5	-	828	4.8	314	1.82
	平成22年	172,167	1,175	612	563	6.8	103	1,370	719	651	8.0	3	2.6	1	0.9	8	6.7	14	11.7	3	2.5	2	1	789	4.6	276	1.60
県	平成18年	6,077,929	51,760	26,580	25,180	8.6	4,745	44,779	24,629	20,150	7.5	136	2.6	72	1.4	706	13.3	631	11.9	241	4.6	192	49	36,389	6.1	12,440	2.07
	平成19年	6,108,809	51,819	26,575	25,244	8.6	4,755	45,470	25,195	20,275	7.6	134	2.6	70	1.4	707	13.3	601	11.3	258	5.0	203	55	35,750	5.9	12,353	2.05
	平成20年	6,147,347	52,306	26,877	25,429	8.7	4,716	47,147	25,811	21,336	7.8	133	2.5	59	1.1	669	12.5	643	12.0	210	4.0	171	39	36,158	6.0	12,187	2.02
	平成21年	6,183,743	51,840	26,775	25,065	8.6	4,773	47,812	26,511	21,301	7.9	137	2.6	73	1.4	676	12.7	546	10.3	267	5.1	213	54	35,671	5.9	12,495	2.06
	平成22年	6,217,119	51,633	26,687	24,946	8.4	4,770	50,014	27,319	22,695	8.2	117	2.3	58	1.1	628	11.9	611	11.6	213	4.1	169	44	34,785	5.7	12,391	2.02
国	平成18年	127,769,510	1,092,662	560,434	532,228	8.7	104,569	1,084,488	581,392	503,096	8.6	2,863	2.6	1,444	1.3	13,419	11.9	17,493	15.6	5,096	4.6	4,043	1,053	730,973	5.8	257,973	2.04
	平成19年	126,085,000	1,089,745	559,806	529,939	8.6	105,156	1,108,280	592,759	515,521	8.8	2,828	2.6	1,433	1.3	13,117	11.7	16,206	14.5	4,903	4.5	3,852	1,051	719,801	5.7	254,822	2.02
	平成20年	125,947,000	1,091,150	559,513	531,637	8.7	104,480	1,142,467	608,737	533,730	9.1	2,798	2.6	1,331	1.2	12,626	11.3	15,556	13.9	4,721	4.3	3,752	969	726,113	5.8	251,147	1.99
	平成21年	127,509,567	1,070,025	548,989	521,036	8.5	102,672	1,141,920	609,079	532,841	9.1	2,556	2.4	1,254	1.2	12,218	11.1	14,803	13.5	4,517	4.2	3,643	874	707,824	5.6	253,408	2.01
	平成22年	128,056,026	1,071,306	550,743	520,563	8.4	※	1,084,012	585,118	498,894	8.6	2,960	2.8	1,509	1.4	13,496	12.3	18,334	16.8	5,147	4.8	4,057	1,090	714,261	5.7	261,929	2.08

※ 印旛健康福祉センター事業年報に記載がないため

主要死因別死亡状況（平成18年）

（率は、人口10万対）

順位	市					県					国				
	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率
1	悪性新生物	381	235	146	222.3	悪性新生物	13,750	8,428	5,322	229.2	悪性新生物	329,198	197,984	131,214	260.9
2	心疾患	221	103	118	129.0	心疾患	7,629	3,898	3,731	127.2	心疾患	172,875	82,715	90,160	137.0
3	脳血管疾患	141	78	63	82.3	脳血管疾患	5,248	2,595	2,653	87.5	脳血管疾患	128,203	61,314	66,889	101.6
4	肺炎	132	73	59	77.0	肺炎	4,243	2,218	2,025	70.7	肺炎	107,189	56,544	50,645	85.0
5	その他呼吸器系の疾患	39	25	14	22.8	不慮の事故	1,511	937	574	25.2	不慮の事故	38,145	23,265	14,880	30.2
6	不慮の事故	33	19	14	19.3	自殺	1,291	906	385	21.5	自殺	29,887	21,401	8,486	23.7
7	自殺	30	20	10	17.5	老衰	1,230	320	910	20.5	老衰	27,745	6,867	20,878	22.0
8	老衰	19	3	16	11.1	腎不全	778	392	386	13.0	腎不全	21,182	9,739	11,443	16.8
9	糖尿病	18	10	8	10.5	肝疾患	655	437	218	10.9	肝疾患	16,248	10,897	5,351	12.9
10	大動脈瘤及び解離	18	10	8	10.5	糖尿病	638	369	269	10.6	糖尿病	14,341	10,891	3,450	11.4

資料：印旛健康福祉センター事業年報

主要死因別死亡状況（平成19年）

（率は、人口10万対）

順位	市					県					国				
	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率
1	悪性新生物	390	240	150	227.6	悪性新生物	13,974	8,707	5,267	232.2	悪性新生物	336,290	202,628	133,662	266.7
2	心疾患	234	124	110	136.6	心疾患	7,935	3,967	3,968	131.8	心疾患	175,396	83,009	92,387	139.1
3	肺炎	150	81	69	87.5	脳血管疾患	5,011	2,573	2,438	83.3	脳血管疾患	126,940	60,938	66,002	100.7
4	脳血管疾患	142	66	76	82.9	肺炎	4,371	2,389	1,982	72.6	肺炎	110,080	58,532	51,548	87.3
5	老衰	31	4	27	18.1	不慮の事故	1,457	893	564	24.2	不慮の事故	37,874	22,642	15,232	30.0
6	不慮の事故	30	16	14	17.5	老衰	1,406	351	1,055	23.4	自殺	30,777	21,977	8,800	24.4
7	自殺	29	21	8	16.9	自殺	1,294	929	365	21.5	老衰	30,712	7,486	23,226	24.4
8	その他呼吸器系の疾患	27	17	10	15.8	腎不全	802	390	412	13.3	腎不全	21,606	9,919	11,687	17.1
9	腎不全	21	10	11	12.3	肝疾患	628	422	206	10.4	肝疾患	16,164	10,680	5,484	12.8
10	大動脈瘤及び解離	17	11	6	9.9	糖尿病	617	351	266	10.3	慢性閉塞性肺疾患	14,890	11,435	3,455	11.8

資料：印旛健康福祉センター事業年報

主要死因別死亡状況（平成20年）

（率は、人口10万対）

順位	市					県					国				
	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率
1	悪性新生物	408	263	145	237.6	悪性新生物	14,391	8,920	5,471	234.1	悪性新生物	342,849	206,287	136,562	272.7
2	心疾患	237	127	110	138.0	心疾患	8,411	4,302	4,109	136.8	心疾患	181,822	86,069	95,753	144.4
3	脳血管疾患	142	70	72	82.7	脳血管疾患	5,120	2,510	2,610	83.3	脳血管疾患	126,944	61,073	65,871	100.8
4	肺炎	140	82	58	81.5	肺炎	4,573	2,428	2,145	74.4	肺炎	115,240	61,297	53,943	91.5
5	老衰	41	8	33	23.9	老衰	1,593	382	1,211	25.9	不慮の事故	38,030	22,754	15,276	30.2
6	不慮の事故	37	18	19	21.5	不慮の事故	1,415	867	548	23.0	老衰	35,951	8,739	27,212	28.5
7	自殺	32	24	8	18.6	自殺	1,258	894	364	20.5	自殺	30,197	21,523	8,674	24.0
8	その他呼吸器系の疾患	32	16	16	18.6	腎不全	799	396	403	13.0	腎不全	22,491	10,414	12,077	17.9
9	腎不全	19	14	5	11.0	肝疾患	617	381	236	10.0	肝疾患	16,229	10,586	5,643	12.9
10	その他消化器系の疾患	18	8	10	10.5	糖尿病	598	319	279	9.7	慢性閉塞性肺疾患	15,505	11,931	3,574	12.3

資料：印旛健康福祉センター事業年報

主要死因別死亡状況（平成21年）

（率は、人口10万対）

順位	市					県					国				
	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率
1	悪性新生物	422	267	155	244.7	悪性新生物	14,691	9,051	5,640	242.4	悪性新生物	343,954	206,260	137,694	273.4
2	心疾患	232	135	97	134.5	心疾患	8,333	4,317	4,016	137.5	心疾患	180,602	85,443	95,159	143.5
3	脳血管疾患	135	57	78	78.3	脳血管疾患	5,032	2,518	2,514	83.0	脳血管疾患	122,274	59,243	63,031	97.2
4	肺炎	123	61	62	71.3	肺炎	4,594	2,476	2,118	75.8	肺炎	111,922	59,841	52,081	89.0
5	自殺	41	32	9	23.8	老衰	1,662	404	1,258	27.4	老衰	38,649	9,293	29,356	30.7
6	老衰	40	13	27	23.2	不慮の事故	1,447	919	528	23.9	不慮の事故	37,583	22,502	15,081	29.9
7	その他呼吸器系の疾患	35	18	17	20.3	自殺	1,320	954	366	21.8	自殺	30,649	22,158	8,491	24.4
8	不慮の事故	30	16	14	17.4	腎不全	811	438	373	13.4	腎不全	22,724	10,706	12,018	18.1
9	その他の症状	22	14	8	12.8	肝疾患	666	435	231	11.0	肝疾患	15,937	10,440	5,497	12.7
10	大動脈瘤及び解離	21	10	11	12.2	糖尿病	631	356	275	10.4	慢性閉塞性肺疾患	15,339	11,928	3,411	12.2

資料：印旛健康福祉センター事業年報

主要死因別死亡状況（平成22年）

（率は、人口10万対）

順位	市					県					国				
	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率
1	悪性新生物	405	238	167	235.2	悪性新生物	15,026	9,114	5,912	245.0	悪性新生物	353,318	211,322	141,996	279.6
2	心疾患	257	127	130	148.7	心疾患	8,752	4,435	4,317	142.7	心疾患	189,192	88,695	100,497	149.7
3	脳血管疾患	173	83	90	101.1	肺炎	5,009	2,724	2,285	81.7	脳血管疾患	123,393	60,151	63,242	97.6
4	肺炎	143	81	62	83.1	脳血管疾患	4,992	2,537	2,455	81.4	肺炎	118,806	63,518	55,288	94.0
5	その他呼吸器系の疾患	39	17	22	22.7	老衰	1,843	486	1,357	30.1	老衰	45,323	10,787	34,536	35.9
6	老衰	38	6	32	22.1	不慮の事故	1,572	962	610	25.6	不慮の事故	40,583	23,914	16,669	32.1
7	自殺	34	23	11	19.7	自殺	1,329	917	412	21.7	自殺	29,524	21,008	8,516	23.4
8	その他消化器系の疾患	23	15	8	13.4	腎不全	876	432	444	14.3	腎不全	23,691	11,013	12,678	18.7
9	腎不全	22	11	11	13.4	肝疾患	640	428	212	10.4	慢性閉塞性肺疾患	16,275	12,669	3,606	12.9
10	大動脈瘤及び解離	23	15	8	12.8	糖尿病	634	380	254	10.3	肝疾患	16,180	10,591	5,589	12.8

資料：印旛健康福祉センター事業年報

部位別悪性新生物死亡数

(死亡率は人口10万対)

年 部位	平成 18 年			平成 19 年			平成 20 年			平成 21 年			平成 22 年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
食道	11	2	13	10	1	11	11	1	12	13	—	13	12	3	15
胃	43	18	61	39	17	56	50	26	76	40	19	59	38	19	57
腸	31	22	53	37	21	58	35	19	54	35	23	58	23	26	49
肝臓	17	7	24	17	11	28	22	6	28	24	7	31	28	8	36
膵臓	16	16	32	20	19	39	17	10	27	19	18	37	15	13	28
気管支・肺	54	15	69	60	18	78	57	21	78	57	21	78	50	26	76
乳房	0	17	17	0	15	15	1	21	22	—	20	20	—	20	20
子宮	—	6	6	—	9	9	—	7	7	—	8	8	—	5	5
前立腺	8	—	8	12	—	12	15	—	15	7	—	7	20	—	20
白血病	4	0	4	2	2	4	1	2	3	7	1	8	10	5	15
その他	51	43	94	43	37	80	54	32	86	65	38	103	42	42	84
計	235	146	381	240	150	390	263	145	408	267	155	422	238	167	405
死 亡 率	市	222.3		227.6			237.6			244.7			235.2		
	県	229.2		232.2			234.1			242.4			245.0		
	国	260.9		266.7			272.7			273.4			279.6		

資料：H22年印旛健康福祉センター事業年報

—：該当なし

3. 母子保健

低体重児届出状況

(単位：人)

年度 \ 体重	総数	499 g 以下	500～ 999 g	1,000～ 1,499 g	1,500～ 1,999 g	2,000～ 2,499 g
平成 18 年度	64	1	3	8	10	42
平成 19 年度	50	—	—	4	6	40
平成 20 年度	24	—	1	1	2	20
平成 21 年度	48	—	2	3	8	35
平成 22 年度	37	—	2	1	8	26

—：該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

4. 結核

年度末現在登録者数（年齢階級別）

(単位：人)

年度 \ 区分	総数	0～ 4 歳	5～ 9 歳	10～ 14 歳	15～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳 以上	不詳
平成 18 年度	109	—	—	—	2	15	17	4	23	19	29	—
平成 19 年度	80	—	—	1	—	11	14	3	17	15	19	—
平成 20 年度	25	—	—	—	—	2	3	2	4	3	11	—
平成 21 年度	31	—	—	—	1	3	3	1	1	4	18	—
平成 22 年度	31	—	—	—	2	1	4	3	4	3	14	—

—：該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

5. 精神保健

自立支援医療（精神通院）認定件数

（各年度末現在） （単位：件）

	公費負担患者数
平成18年度	1,268
平成19年度	1,326
平成20年度	1,464
平成21年度	1,651
平成22年度	1,865

資料：印旛健康福祉センター事業年報

入院患者等の状況

（各年6月30日現在）（単位：件）

	人 口	県内 病院 への 入院 患者 数	人口 万 対 入 院 患 者 数	管内患者入院先（再掲）					
				圏内の病院への入院患者数				圏外の病院への 入院患者数	
				管内病院		管外病院			
				数	%	数	%	数	%
平成18年度	171,480	258	15.0	116	45.0	5	1.9	137	53.1
平成19年度	171,298	262	21.6	119	45.4	5	1.9	138	52.7
平成20年度	171,519	244	14.2	111	45.5	—	—	133	54.5
平成21年度	172,237	252	14.6	117	46.4	—	—	135	53.6
平成22年度	172,617	271	15.7	125	46.1	—	—	146	53.9

—：該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

*人口 7月1日現在（千葉県毎月常住人口調査による）

X 学会等发表原稿

糖尿病予防学習会受講者の変化と学習会の評価

－行動目標の取組み状況から－

佐倉市健康増進課 ○片岡由紀子 領家玲子 伊藤聡子 細井薫

I 目的

佐倉市では1コース全2回の糖尿病予防学習会（以下 学習会とする）を実施している。学習会の目的は、受講者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を設定して実践し、セルフケアできるように支援することである。学習会受講後の血糖検査の変化と行動目標の取組み状況から、より効果的な学習会の展開方法について検討する。

II 方法

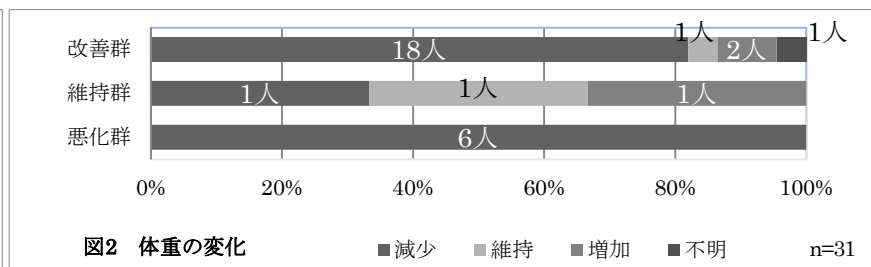
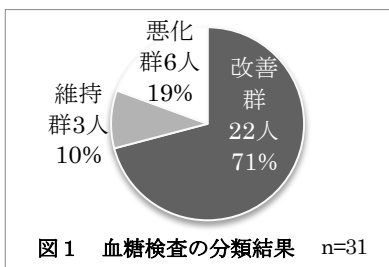
1. 調査対象：平成 22 年度学習会の全課程受講者。なお、学習会の対象者は、特定健診等の結果、血糖検査が保健指導判定値に該当した 40～64 歳の者、かつ糖尿病の治療をしていない者。
2. 調査方法：アンケートを郵送し、返信用封筒で回収する。
3. 調査項目：①平成 23 年度の血糖検査（空腹時血糖又は HbA1c）・体重②健康度チェック票の改善点数③行動変容ステージ④行動目標の妥当性、具体性、実行状況⑤実行に影響を与えた要因⑥生活習慣の改善を継続するために心がけていること。
4. 調査期間：平成 23 年 10 月 17 日～10 月 27 日
5. 分析方法：1) 血糖検査の結果について、平成 22 年度と平成 23 年度を比較し、「改善群」、「維持群」、「悪化群」の 3 つに分類する。
2) アンケート結果から各群の特徴を調べて考察する。データは統計的に処理し、個人情報特定されないよう配慮した。

III 結果

1. 調査対象者の概要：調査対象者 40 人の内、アンケートに平成 23 年度の血糖検査の結果を回答した者 31 人（77.5%）を分析の対象者とした。また、受講後からアンケート調査までの期間は 7～11 ヶ月であった。

2. 調査項目の結果の分析

1) 血糖検査・体重変化の比較



血糖検査の結果、31人を改善群22人（71%）、維持群3人（10%）、悪化群6人（19%）に分類した。（図1）そのうち、25人（81%）が体重減少しており、悪化群では全員が減少していた。（図2）体重測定が習慣化した者は23人（74%）おり、維持群・悪化群でも体重測定をしている者が多かつ

た。

2) 健康度チェック票の改善点数

健康度チェック票の点数は、改善群の22人中16人(73%)が受講前と比較して改善していた。維持群・悪化群でも改善しており、悪化している者はいなかった。(図3)

3) 行動変容ステージの変化

改善群の22人中16人(73%)は行動変容ステージが改善した。また、維持群の3人中1人(33%)、悪化群の6人中3人(50%)が改善し悪化した者はいなかった。

4) 行動目標の妥当性、具体性、実行状況

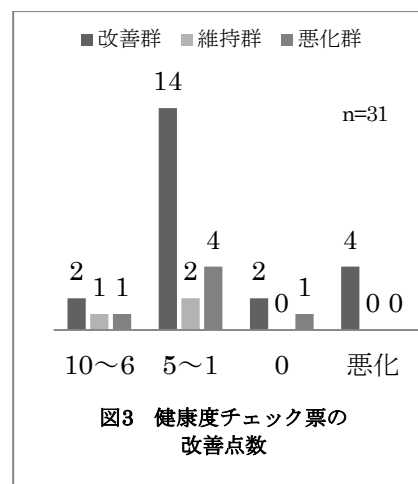


図3 健康度チェック票の改善点数

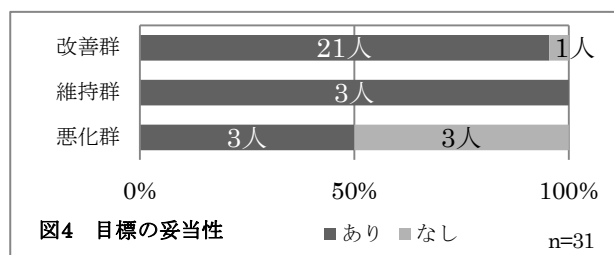


図4 目標の妥当性

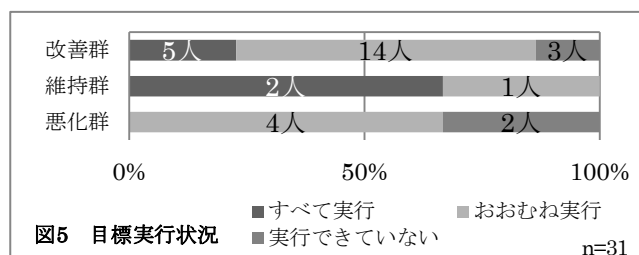


図5 目標実行状況

改善群、維持群の多くは、健康度チェック票から改善が必要な生活習慣に気づき、それに沿った目標を設定しており、目標の妥当性・具体性があった。(図4)また、設定した目標をすべて実行、あるいはおおむね実行している者が多かった。(図5)

一方、悪化群の6人中3人(50%)は、改善が必要な生活習慣に着目して目標を設定できておらず、具体性もなかった。また、改善が必要な生活習慣に気付いていたが、目標設定時には目標がずれてしまった者もいた。悪化群のうち、目標をすべて実行している者はおらず、6人中2人(30%)が実行できていなかった。

5) 実行に影響を与えた要因

目標を実行できている理由として多かった回答は、「生活に取り入れやすい目標だった」「学習会で学んだことを活かしている」だった。

目標を実行できていない理由として多かった回答は、「誘惑に負ける」「忘れてしまう」だった。目標が高すぎて途中で変更した者は31人中9人(29%)で、特に改善群に多く、生活に取り入れやすい目標に変更していた。

6) 生活習慣の改善を継続するために心がけていること

心がけていることとして、体重測定31人中23人(74%)、資料を参考にしている13人(42%)などが多かった。また、学習会の最後にチャレンジノートを配布し記録を習慣化するように伝えているが、実行しているのは8人(26%)だった。

家族や友人に知識を伝えて、一緒に取り組んでいるなどの理由を答えた者は13人(42%)で、特に改善群に多かった。

学習会が動機づけとなり運動目標を設定したが、受講後は継続できていない者が多かった。また、受講後に市の運動事業を利用している者は1人だけだった。食習慣の目標は生活に取り入れやすいが、運動の目標は生活に取り入れにくく、習慣には至らない傾向があった。学習会ではグループワークを積極的に取り入れたが仲間づくりには発展しなかった。また、アンケートにも運

動を1人で継続することは難しいため、運動知識の復習として集まる機会を希望する意見があった。

表1 血糖検査の変化と行動目標の取組み状況 (事例一部抜粋)

群	事例	①血糖検査・体重の変化		②健康度チェック票点数		③行動変容ステージ		④行動目標		※○は設定目標のすべてが該当、△は設定目標のうち 1~2 該当、×は設定目標のすべて該当しない	行動目標に対する取組みと変化がみられた生活習慣
		⑦空腹時血糖⑦HbA1c	体重減少率%	変化	改善点数	運動	食事	妥当性 具体性	実行状況 運動 食事		
改善群	A 40代 女性	⑤5.5 → 5.3	6.0	20 → 10	10	関心 → 維持	準備 → 維持	○	△		満腹食い・甘いジュースをやめ、間食を午後1回に減らした。毎日の筋トレ・ウォーキングは目標が高すぎたため、買い物は徒歩に目標変更、階段使用を意識。朝の体重測定は止しく断念したが、夜の体重測定は継続している。
	B 60代 女性	⑦102 → 99	5.5	16 → 4	12	維持 → 維持	準備 → 維持	○	×		よく噛んでゆっくり食べる・薄味・毎日の体重測定は実行している。また間食を減らし、野菜類を毎食摂るように改善した。記録を心がけている。家族と一緒に取組み、家族や友人に学習会の知識を伝えている。
	C 60代 女性	⑦100 → 90	4.5	8 → 5	3	準備 → 維持	準備 → 維持	○	○		受講後から市の運動事業に参加し継続している。間食を午後から午前への変更はできなかったが、時々我慢している。体重測定、家族や友人に学習会の知識を伝えている。
	D 60代 男性	⑦100 → 94	2.5	9 → 8	1	維持 → 維持	関心 → 維持	○	○		設定した目標はすべて実行し、間食を午後1回に減らした。歩数計を身に付け、早足で歩くことを意識。サークルを利用し運動は以前から実施しているが、回数を増やした。体重測定を習慣化。血液検査を定期的実施している。
維持群	E 60代 女性	⑤5.3 → 5.3	-0.2	4 → 3	1	維持 → 維持	維持 → 維持	△	立案なし		サークルで運動しているため、運動目標を設定していないが階段の使用を意識。設定した食事目標(果物の量・油ものを減らす)は実行できている。週6日の間食について、目標は設定できていないが、食に関して意識するようになった。
悪化群	F 40代 女性	⑤5.3 → 5.4	8.3	13 → 11	2	維持 → 維持	実行 → 実行	△	△		目標が高すぎたものは変更しながら実行。食習慣は少し良くなったが筋トレの目標は実行できていない。運動不足の自覚はあるが、歩く速さを意識するようになっている。体重測定と記録を習慣化し、体重減少したがデータはやや悪化。
	G 50代 女性	⑦120 → 129	7.9	4 → 4	0	実行 → 維持	実行 → 維持	×	△		具体的な目標でなかったが概ね実行。毎日の間食に対して目標設定していないが果物の適量は守っている。ジムに通い、体重測定、記録を習慣化。体重減少したが、データは悪化。家族と一緒に取組み知識を伝えるなど努力している。

IV 考察

1. 集団の教室であっても、個別的な支援が行える学習会

改善が必要な生活習慣に着目して目標を設定することや、日常生活に具体的に踏み込んだ目標設定へ向けた支援が大切である。集団の教室においても、支援者が参加者個々の生活をアセスメントし、個別性のある支援をすることが必要である。

2. 受講後の継続のための支援

1) セルフモニタリングの習慣化

体重測定はデータや体重の大幅な悪化を防止し、生活習慣を改善するためのモチベーション維持を助けるものになっている。しかし、体重測定が習慣化していても記録をしている者は少なかった。体重測定にとどまらず、記録を習慣化させる支援を教室参加中から実施することが必要である。

2) セルフケア能力の向上

改善群には目標を変更して実行している者もいた。目標を評価・修正し再度取組むというPDCAサイクルを、教室参加中から参加者自身に意識して取組んでもらうことで、受講後に活かすことができるように支援することが望ましい。

3) 家族・友人からの支援をとおした地域の健康づくり

継続できている要因に家族や友人からの協力が挙げられている。行動目標を記入する「宣言書」に家族や友人からの応援メッセージを記入してもらい、受講者の励みとする。また、受講者に学習会で学んだことを家族や友人、周囲に広めるように伝えたり、個人の健康問題としての意識にとどまらず、共に考えたりできるように、支援者は地域の健康づくりを視野に入れ、意図的に支援する必要がある。

4) 運動の習慣化と励ましあえる関係を創る学習会の展開

運動を1人で継続することは難しいため、既存の運動事業への参加をプログラムに加え、運動の継続と励ましあえる仲間ができる学習会の展開が必要である。

佐倉市保健事業のまとめ ー平成23年度ー

平成24年10月発行

発行 佐倉市健康子ども部健康増進課
住所 〒285-0825
佐倉市江原台2-27 (佐倉市健康管理センター)
電話 043(485)6711
